

第 6 1 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 27 年 3 月 2 日 開 会

平成 27 年 3 月 10 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 6 1 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○請願第1号の上程、委員会付託	12
○散会の宣告	12

第 2 号（3月3日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
工 藤 幸 子 君	17

山 田 賢 司 君	2 3
中 館 文 雄 君	3 2
立 花 寛 子 君	4 3
○散会の宣告	5 6

第 3 号（3月4日）

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 7
○出席議員	5 7
○欠席議員	5 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○職務のため出席した者の職氏名	5 8
○開議の宣告	5 9
○一般質問	5 9
沼 畑 俊 一 君	5 9
川守田 稔 君	6 6
根 市 勲 君	7 4
工 藤 久 夫 君	8 2
○散会の宣告	9 1

第 4 号（3月5日）

○議事日程	9 3
○本日の会議に付した事件	9 4
○出席議員	9 4
○欠席議員	9 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 5
○職務のため出席した者の職氏名	9 5
○開議の宣告	9 6

○報告第1号の上程、説明、質疑	96
○議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託	97
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第27号及び議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第33号から議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○散会の宣告	160

第 5 号（3月10日）

○議事日程	161
-------	-----

○本日の会議に付した事件	1 6 2
○出席議員	1 6 2
○欠席議員	1 6 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 6 2
○開議の宣告	1 6 4
○議案第 1 号から議案第 1 8 号の委員長報告、討論、採決	1 6 4
○陳情第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 9
○常任委員会報告	1 7 0
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	1 7 1
○日程の追加	1 7 1
○町長提出議案追加提案理由の説明	1 7 2
○議案第 4 5 号から議案第 4 7 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○閉会の宣告	1 7 4
○署名議員	1 7 7

平成 2 7 年 3 月 2 日（月曜日）

第 6 1 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第61回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年3月2日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君

総務課長	小萩沢孝一君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税務課長	谷内恭介君	住民生活課長	佐々木 俊昭 君
健康福祉課長	高森正義君	農林課長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西村幸作君	商工観光課長	福田 修 君
建設課長	工藤良夫君	会計管理者	若本勝則 君
医療センター事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	工藤元次 君
市場長	西村 久 君	教 育 長	山田義雄 君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	赤石裕之 君
農業委員会事務局長	北山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主	幹	留	目	日出子
主	査	留	目	成	人	

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第61回南部町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。

去る2月23日に議会運営委員会を開催し、第61回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出案件は報告1件、平成27年度各会計予算18件、条例の制定など19件、平成26年度補正予算7件でございます。

なお、平成27年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し審査を付託することといたしました。

そのほかの案件といたしましては、請願1件、常任委員会報告などがございます。一般質問は8名からの通告があり、その内容はお手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、請願書につきましては、所管の常任委員会に審査を付託することにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月2日から10日までの9日間としました。

なお、3月7日、8日は休日のため、6日と9日は予算審査のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、長期間にわたる本定例会ではございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において15番、川守田稔君、16番、工藤久夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月2日から3月10日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は本日から3月10日までの9日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました9日間の会期中、3月7日、8日は休日のため、3月6日と9日は予算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告1件、議案は平成27年度予算18件、条例等19件、平成26年度補正予算7件、ほかに請願1件、常任委員会報告などがございます。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） おはようございます。ただ今、議長から発言の機会をいただきましたので、3月定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと、提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第61回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、年度末の何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

平成26年度も残すところ、ひと月足らずとなりました。

町の行財政面について、ご説明をいたしますと、合併時に約157億円であった臨時財政対策債を除く町債は、平成25年度末で、60億円減の約97億円まで削減され、同じく定額運用基金を除く基金は、約19億円であった基金を、逆に60億円ふやし、約79億円まで増やすことができました。

次に職員数であります。普通会計職員数は、平成18年度の248人から、67人減らし平成26年度は181人と、大幅な削減を実現しております。

これは、町民の皆様の行政に対するご理解とご協力、そして、職員が経費節減や事務の効率化に取り組んだ成果によるものであり、今後も、職員の心身の健康に十分留意しながら、より一層の資質向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

さて、最大の懸案事項である馬淵川の治水対策につきましては、河道掘削等の事業が予定どおり進み、来年度以降の追加事業も決定しております。

とは申しましても、現在の事業は、住宅地への水害を防ぐためのものでありますので、農地への対策はこれからとなります。

町民の皆様に、一日も早く安心していただけるように、議員各位とともに、県や国に対して要

望を続けていかなければならないと考えております。

現在、青森県では、短命県返上を目指し、様々なプロジェクトを展開しております。

当町では、昨年6月に、保健・医療・福祉の包括的なサービスが提供できる拠点施設として、南部町医療健康センターが業務を開始したところであります。

この施設を十二分に活かし、子どもからお年寄りまで、町民が健康で、長生きして、楽しく暮らすことができるまちを目指し、当町が、包括ケアシステムのモデル地区となるような、効果的な事業を推進してまいりたいと考えております。

私は常々、まちづくりには、町民とのキャッチボール対話が重要だと申し上げ、可能な限り生の声を聴くように心掛けているところでありますが、今年度からは、職員が町内の課題を把握し、町づくりに活かすため「地域担当職員制度」をスタートさせました。

しかし、一歩目を踏み出したばかりであり、これから本格的に活動していくこととなりますが、町民と職員が、南部町の将来を一緒になって考えていく大きな一歩と位置づけ、更に充実させていきたいと考えております。

昨年10月に10周年を迎えた「達者村事業」ではありますが、国内外から多数の農家民泊や農村研修を受け入れるなど、都市と農村の交流に加え、国際グリーン・ツーリズム活動も活発化の兆しが見えております。達者村事業を更に発展させ、国内外への情報発信力を強化し、南部町のブランドイメージを高めることで、雇用対策や商工業の振興にも繋げてまいりたいと考えております。

整備が待たれていた光ファイバー網につきましては、今年度で事業が完了し、夏場のサービス開始に向け準備を進めて行くこととしております。

情報通信の高度化により、町民が快適なインターネット環境を享受できることに加え、新しく事業を起こす「起業」や、都市部からの「企業誘致」、既存事業者が新たな事業を展開するきっかけに繋がることを期待するものであります。

これからも、引き続き取り組んで行かなければならない大きな課題として、人口減少問題があります。

簡単なことではありませんが、今を見つめつつも、未来を考えていかなければなりません。

今、町ができる施策として、「子育て支援策」や「若年層の定住促進対策等」に積極的に取り組んでいかなければならないのは当然のことです。

これまで実施してきた中学生までの医療費無料化の事業に加え、給食費無償化の助成や乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費について、一部を除き、いわゆる現物給付にすることなど、子育て世代に対する、さらに魅力ある事業を実施していきたいと考えており

ます。

また、公有地を低価格で分譲するなどの事業も検討しながら、南部町には、様々な子育て世代への対策があるんだということを、様々な手段を利用し、幅広く発信して参ります。

しかし、日本全体で見れば、当面の間、人口の減少が止まらないことも事実であります。

人口減少を少しでも緩やかにしていき、将来的には増加に転じることができるよう、町民の皆様に対して、安易に期待を述べるだけではなく、地域担当職員制度など、あらゆる機会を利用して現在の町の姿を示し、一緒になって対策を話し合い、生活の向上を考えていくことが重要だと考えております。

どうか、議員各位におかれましても、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について、順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号、「専決処分した事項の報告について」であります。去る1月5日、南部町大字森越字外道坂地内の県道櫛引上名久井三戸線において、町職員が運転する公用車が、対向車両と接触した事故及び平成26年12月4日、南部町大字下名久井字助川地内の町道五日市・助川線において、町が所有する車両が走行中、自宅から後退しながら町道に進入してきた、相手方が所有する車両と接触した事故に関し、相手方と和解が成立したこと及び損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、議案第1号「平成27年度南部町一般会計予算」から、議案第18号「平成27年度南部町大平財産区特別会計予算」までの当初予算についてご説明いたします。

平成27年度当初予算につきましては、本町の歳入の50%以上を占める普通地方交付税の減額が見込まれ、高齢化が進み、社会保障経費がますます上昇することが予想される中ではありますが、人口減少問題への対応は喫緊の課題でありますので、積極的な対応が必要であることから、柔軟な発想により、前例踏襲的な考えを払拭し、地域活性化及び町民福祉の向上に資することを基本姿勢として、編成を進めてまいりました。

まず最初に、議案第1号「平成27年度南部町一般会計予算」であります。総額99億5,000万円となり、前年度と比較しますと3億5,000万円の減、率にして3.4%の減となっております。

主な事業といたしましては、地域の集会施設について、2つの施設を新築し、5つの施設を改修、1施設を解体する地域集会施設整備事業として6,805万6,000円。合併10周年記念式典を実施

するための合併10周年記念事業として1,067万8,000円。次に、農業や商工業に就業してから3年以上の後継者を対象とした海外研修事業である若年後継者海外研修事業として420万5,000円。乳幼児医療費等を現物支給するために必要となる、手数料の支払い事業である乳幼児医療費等窓口払い無料化事業として205万1,000円。次に、新庁舎の整備を検討するうえで必要な調査を行う新庁舎整備に係る調査事業として108万円。空家バンクに登録した家屋を、リフォームする際に支援する空家バンク登録家屋リフォーム助成事業として100万円などとなっております。

次に、特別会計につきましては、予算額と前年度との比較のみ説明させていただきます。

議案第2号、「平成27年度南部町学校給食センター特別会計予算」につきましては、予算総額1億8,328万7,000円、前年度より477万2,000円の減、率にして2.5%の減額となります。

議案第3号「平成27年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算」につきましては、予算総額7,825万1,000円、前年度より222万9,000円の増、率にして2.9%の増額となります。

議案第4号「平成27年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算」につきましては、予算総額705万円、前年度より50万円の増、率にして7.6%の増額となります。

議案第5号「平成27年度南部町国民健康保険特別会計予算」につきましては、予算総額31億500万円、前年度より2億1,500万円の増、率にして7.4%の増額となります。

なお、国民健康保険税の税率につきましては、引き下げを検討しているところであり、今後、詳細について協議して参りたいと考えております。

議案第6号「平成27年度南部町介護保険特別会計予算」につきましては、予算総額26億2,630万1,000円、前年度より8,706万5,000円の増、率にして3.4%の増額となります。

議案第7号「平成27年度南部町介護サービス事業特別会計予算」につきましては、予算総額3,108万9,000円、前年度より49万1,000円の減、率にして1.6%の減額となります。

議案第8号「平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、予算総額1億8,932万6,000円、前年度より2,748万7,000円の減、率にして12.7%の減額となります。

議案第9号「平成27年度南部町病院事業会計予算」につきましては、収益的収入及び支出の予算額11億3,450万円、収入では、前年度より2,600万円の増、率にして2.3%の増額となります。

議案第10号「平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算」につきましては、予算総額2億3,820万円、前年度より2,320万円の増、率にして10.8%の増額となります。

議案第11号「平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、予算総額2億7,650万円、前年度より1,554万円の減、率にして5.3%の減額となります。

議案第12号「平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計予算」につきましては、予算総額29億

4,200万円、前年度より1億747万6,000円の増、率にして3.8%の増額となります。

議案第13号「平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計予算」につきましては、予算総額4億2,011万2,000円、前年度より2,966万2,000円の増、率にして7.6%の増額となります。

議案第14号「平成27年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算」につきましては、予算総額4,750万4,000円、前年度より500万円の増、率にして11.8%の増額となります。

議案第15号「平成27年度南部町大字平財産区特別会計予算」につきましては、予算総額71万円、前年度より60万円の減、率にして45.8%の減額となります。

議案第16号「平成27年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算」につきましては、予算総額1,810万4,000円、前年度と同額となります。

議案第17号「平成27年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算」につきましては、予算総額3,185万4,000円、前年度より200万円の減、率にして5.9%の減額となります。

議案第18号「平成27年度南部町大平財産区特別会計予算」につきましては、予算総額186万2,000円、前年度より6万3,000円の増、率にして3.5%の増額となります。

本職からは以上、概要のみの説明とさせていただき、平成27年度の各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について」であります。子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目指し制定された「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担等に関する事項を、市町村が定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第20号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の委員長と教育長が、新たに「教育長」として一本化され、議会の同意を得て任命されるなど、改正されたことから、関係条例を改正するものであります。

なお、現教育長及び教育員会の委員長につきましては、経過措置として、現教育長の任期が満了するまでは、改正前の条例が適用されることとなります。

次に、議案第21号「南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。組織の見直しと事業の効率化を図り、これまでの取り組みを更に強化していくことを目的に「農

村交流推進課」と「商工観光課」を統合し、課の名称を「商工観光交流課」に改めるものであります。

次に、議案第22号「南部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」であります、行政手続法の一部を改正する法律の趣旨にのっとり、行政指導を行う際には、根拠法令等を示すことなどにより、改正を行うものであります。

次に、議案第23号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、平成27年4月1日から新たな給料表が適用されることに伴い、給料の額が減額となる職員に対し、経過措置として、その差額を支給するなど、青森県に準じた、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について」であります、「乳幼児医療費」や「ひとり親家庭等医療費」、「重度心身障害者医療費」について、これまでは医療機関に一度支払った後に給付されていたものを、医療機関に支払いをしないで済む、いわゆる「現物給付」ができるように改正するものであります。

次に、議案第25号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります、介護保険制度の改正に伴い、介護保険料の段階を6段階から9段階に改正し、第6期介護保険事業計画に基づき、今後3年間の介護保険料を、サービスの充実に伴う給付状況に合わせて増額改定するものであります。

次に、議案第26号「南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります、下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設等の設置に関する基準について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号及び議案第28号「債権の放棄について」であります、南部町健康増進センター及び南部町総合交流ターミナルを安定的に運営するため、指定管理者として「一般財団法人南部町健康増進公社」を指定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項をクリアできるよう、南部町健康増進公社に対する平成6年の貸付金2,000万円と平成12年の貸付金2,000万円、合わせて4,000万円の貸付金につき、その債権を放棄するものであります。

次に、議案第29号から第32号「指定管理者の指定について」であります、平成27年3月31日に指定期間が満了することに伴い、公共施設における指定管理者を指定するものであります。

期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとしております。

次に、議案第33号から議案第35号「三戸地区環境整備事務組合と三戸地区塵芥処理事務組合の

統合に関する議案」であります。三戸町、田子町及び南部町で組織する三戸地区塵芥処理事務組合を、平成27年8月31日をもって解散し、三戸地区環境整備事務組合と統合すること、及び三戸地区塵芥処理事務組合の解散に伴う財産処分、及び解散する三戸地区塵芥処理事務組合の事務を、三戸地区環境整備事務組合が承継するため、規約を一部変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」であります。青森地域広域消防事務組合と「財団法人青森県コミュニティ運動推進協会」の解散による、組合の共同処理する事務等の変更に伴い、組合組織団体数の減少及び組合同規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号「青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について」であります。青森県新産業都市建設事業団における平成27年度の設置団体負担金額の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号「平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）について」であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616万2,000円を追加し、予算の総額を109億3,657万7,000円とするものであります。

主な補正要因としましては、国の交付金を活用した、プレミアム商品券の発行と、小・中学生の給食費無償化の助成などを実施するための「地域住民生活等緊急支援事業費」として1億2,410万円を、公共施設整備基金に2億7,957万8,000円を積み立てたほか、各種事業費の確定などにより、歳入歳出予算計上額を調整したものであります。

次に、議案第39号「平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。決算見込みによる保険給付費の減額など、歳入歳出それぞれ、2億944万4,000円を減額し、予算の総額を27億923万1,000円とするものであります。

次に、議案第40号「平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。決算見込みによる保険給付費の減額など、歳入歳出それぞれ5,015万7,000円を減額し、予算の総額を25億1,257万9,000円とするものであります。

次に、議案第41号「平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。決算見込みによる保険料負担金の減額など、歳入歳出それぞれ2,606万2,000円を減額し、予算の総額を1億9,075万1,000円とするものであります。

次に、議案第42号「平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について

であります、決算見込みによる施設管理費及び施設建設事業費の減額など、歳入歳出それぞれ、4,320万3,000円を減額し、予算の総額を1億7,179万7,000円とするものであります。

次に、議案第43号「平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります、決算見込による工事請負費の減額など、歳入歳出それぞれ230万円を減額し、予算の総額を2億8,974万円とするものであります。

次に、議案第44号「平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）」についてであります、決算見込みによる臨時職員賃金の減など、歳入歳出それぞれ、639万円を減額し、予算の総額を3億8,632万7,000円とするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、関係課長より詳細にご説明をいたしますのでなにとぞ慎重審議の上、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任、財産区管理会委員の選任についての人事案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第5、請願第1号を議題とします。

本日までに受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

なお、産業建設常任委員会は本日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月3日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会します。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時36分)

平成 2 7 年 3 月 3 日（火曜日）

第 6 1 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第61回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年3月3日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

1. 町発展と南部藩について
2. 馬淵川の水害について

1 番 山 田 賢 司

1. 新庁舎建設に向けての取り組みについて
2. 中学生以下の医療費無料化の手續の簡素化について
3. 町の表彰制度について

3 番 中 舘 文 雄

1. 地方支援を柱とした国の平成26年度補正予算への対応について

14番 立 花 寛 子

1. 社会保障切り捨て、大企業優遇、大軍拡の予算、国の来年度予算案に対する町長の見解について
2. 介護報酬引き下げの影響について
3. 子ども・子育て支援新制度について
4. 耳の不自由な方への対応について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君

9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第61回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭をお願いします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほど、お願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。

早速でございますが、さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、町発展と南部藩について。南部藩発祥の地である町の特色や歴史発掘調査の結果を町内にPRして、住民の意識を高め、町の活性化や知名度の向上につなげていくお考えはないのか。

800年の歴史のある南部藩について少し述べてみたいと思います。古代中世にこの地、糠部は蝦夷の住む化外の地でありました。12世紀中ごろ、平泉藤原氏により糠部が成立し、ここは日本一広大な地の糠部でありました。そのようにするためには、俘囚軍勢を利用して戦略を立てるなど、賊をもって賊を討つ戦略を立て、俘囚の軍勢を先鋒とし、その後に政府軍が戦先をとり、その進撃路に設けた兵たん基地を利用、中心として政府軍が戦先をとっておりまして。政府軍は俘

囚の後に侵攻した次第ですが、倍の活躍があったのであります。

古代においては一家を1つの戸（へ）とし、その家長を戸主（へしゅ）と称しておりました。それは征服者的発想でこのように用いたとされております。

また、中世、九戸四門の制の起源についても、12世紀、平泉藤原氏により、糠部郡と同時に地域分画がなされたと推定されております。

また、宇治川先陣争いのくだりに、鎌倉全盛時代を迎えて、1184年、いよいよ藤原馬産の地として脚光を浴びてきたのであります。糠部牧の駿馬多数が仏像代償として贈られました。1184年、梶原景季の乗った名馬鷹墨（するすみ）、高綱の乗った生唆（いけずき）など、鎌倉幕府のもとで急成長したのであります。

南部藩はまた、さらに文治元年1185年、頼朝の推薦によって甲斐源氏の武将として参陣し活躍しましたが、1189年、平泉藤原氏討伐が行われ、親子で参陣。平泉撲滅後、この功績により光行は糠部を拝領したと伝えられているのであります。

現在は馬産の跡形もなく、夢のような小さなほこらとリンゴ畑のみが住谷野大地に広がっているだけでありますが、このように歴史ある南部藩発祥の地を県内外にもっとPRして、町の活性化のために町として何かできないものかと考えます。せっかく南部藩発祥の歴史ある地を持ちながら、何もせずに放っておくべきではないと思うのですが。例えば、お霊屋の見学とその環境整備、発掘調査継続、歴史の町を思わせるまちづくりと資料の収集とまとめ、さらには、ほうぼうに御座しておられる観音様の発見とまちづくり、そして、資料の収集とまとめ、公的命名、例えば県指定、資料館の早期実現、流鏑馬等々行事の実現もできれば最高であると思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目ではありますが、馬淵川の水害について。

馬淵川の水害の頻度が改善されているように見えますが、これは現在進めている改修工事や土のう、トンパックの設置等の効果によるものなのか、それとも降雨が少ないなど気象条件によるものなのかであります。

平成25年9月、台風18号の影響により、町内では床上浸水55棟64世帯、床下浸水54棟55世帯、350人を超える町民が氾濫した馬淵川によって被害に遭われました。その後、町では改修工事や土のう、トンパックを設置するなど対策を講じてきました。結果、昨年は氾濫の被害はありませんでした。これは改修工事や土のうの設置の効果によって氾濫を防ぐことができたのか、それとも、昨年は降雨が少なく川の危険水域まで増水しなかったためなのか。これまで二、三年周期で氾濫していましたが、今の状態で平成25年の台風18号と同規模の災害が起こっても馬淵川の氾濫

を防ぐことができるのか、町の分析や見解についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、町長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の町発展と南部藩についてでございますが、詳細については教育長のほうから答弁をさせたいと思います。基本的に、大変歴史ある聖寿寺館跡を含めながら、重要文化財である御霊屋等もあります。そういう歴史と観光的な部分においても重要な資源でもありますので、まちづくりの一環としてあわせながら、南部藩についてのPR等々に努めてまいりたいと思っております。

それと同時に南部藩の歴史、また、白華山法光寺、ここも大変由緒ある、歴史あるお寺でございます。ですから、1カ所だけではなく、そういう由緒ある部分を含めながら、私は職員のほうにも少し法光寺さんの歴史もやはりPRすべきではないかというふうに話をしてございます。

ハード面につきましては若干、どうしても慎重にいきながら、今後また委員会等において、現在協議もしている部分がございます。将来的なものは、建てる時はいいんですが、維持管理ということを考えながら、どういう形で進めていけば一番コスト的もいいのか、維持管理的にもいいのかという部分は慎重に協議しながら、頭のほうには入れながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

2点目の馬淵川の水害についてでございますけれども、馬淵川の中流部におきましては、議員ご承知のとおり、これまで宅地等水防災対策事業や広域河川改修事業、また、土地利用一体型水防災事業により、堤防の整備や宅地かさ上げ、輪中堤の整備が進められてきました。しかし、平成11年から25年の間に台風の集中豪雨により7回もの増水、氾濫を繰り返し、家屋への浸水や農地の冠水など甚大な被害を受けております。

このような状況において、平成24年から馬淵川床上浸水対策特別緊急事業によって河道掘削及び輪中堤の整備を進めてきたところでございます。昨年は、10月に台風18号、19号が日本列島を横断し、各地で大雨による土砂崩れや浸水被害がありましたので、県ではこれまでの洪水状況から判断し、応急処置として大型土のうを設置するなど対策を講じ、幸いにも大きな被害がなく、安心したところでございます。

このような状況から、水害の頻度が改善されていることにつきましては、気象条件にもよりますが、基準となる八戸市の櫛引橋の水位データが低下していることから、改修工事の効果が徐々にあらわれているものと考えてございます。ただ、比較するのは非常に難しい部分がございますが、例えば2年半前の水害のときの雨量と全く同じ条件で同じような比較ができればいいんですが、そのときの水害で条件が変わってきますので、現在においてはどのような、もし同じ雨量で同じ条件だったらどの部分の効果があらわれたのかなということになると、はっきりした数値的な部分はまだ出せない状況であります。ただ、効果は出ているなど。これは、自分で確認した場合に出ているなどというのは感じております。今後、新たな事業の計画もしてございますし、大型土のうにつきましても、先般の、昨年の水害では土のうまで来ませんでしたので、あれが堤防を越えてとなると、恐らくあの土のう設置が効果が出たんだろうと思ってございます。

ただ、1つ私ども心配しているのは、堤防を越えての浸水だけではなく、場所によってはいわゆる内水面的な、山間部から、山から流れてきた水が、例えば門前地区、恐らく私はそっちのほうの影響も強いのかなと思っております。流れてきた水が川に、あそこは2本の小さな排水があるわけですが、何分川の水位よりも低いわけですのでそこから馬淵川に吐けないという、その影響が門前地区の水害の原因が大きいのかなと思っております。

今、県の河川砂防課のほうに話をしているのは、やはり堤防の工事と地下ポンプみたいのを設置して、そこから、地上を超えなければならないのか技術的な部分がありますが、そういう形でやっぱり排水していかないと、課題はまだあるのかなと思っております。県のほうにもそこは課長を通じて話をして、ちょっと検討してくれということをお願いをしてございます。

気象によりまだまだ安心する状況にないと考えておりますので、町としましては、現在の馬淵川床上浸水対策特別緊急事業の早期完成、これは来年度で完成する予定でございます。そして、同時に、新たな対策として決定しました三戸駅前、大向、門前地区の堤防新設やかさ上げの整備促進を図ってまいりたいと、こう思ってございます。今後、馬淵川とともに生きる期成同盟会においても、引き続き国会議員や国土交通省への要望活動を積極的に行い、最終的には県で管理している櫛引橋上流域を国直轄による一体管理の実現を目指していきたいと思っておりますので、今までも議員の皆さんとともに要望活動をしてきました。今後もやはり私1人で行って要望するより、やはり議員の皆さんと一緒にやって要望するのが大きな力になります。そういうことで、まずは現在の緊急、これは床上の対策事業ですので、農地のほうの問題はまだまだございます。まずは、床上の事業をしっかりと予定内に完成をさせていただくのをお願いし、そして、次の事業が認可されております堤防の整備、これに向けて万全を期しながら一緒になって取り組んでまい

りたいと、こう思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） 町発展と南部藩についてのご質問にお答え申し上げます。

南部藩発祥の地である我が町の歴史を解明するために、平成16年9月に国史跡に指定された聖寿寺館跡をこれまで長年にわたって発掘調査をしてまいりました。今年度には主殿と考えられる大型の建物跡や、南部藩の家紋である向鶴が刻まれた青銅製品、また、東北初となる京の都でつくられたと言われている金箔土器、これらが出土しております。これらの発掘成果については、大変貴重なものであると専門家の先生方から高い評価をいただいているところであります。

その内容につきましては、「デーリー東北」の第1面の掲載を初め各新聞社やテレビ局のニュースでも大変大きく取り上げていただきました。町内はもとより、県内外にPRすることができたと思っております。また、町民の方々へは、町の広報紙やホームページに掲載して南部藩発祥の地としての意識を高めているところでございます。

さらには、昨年10月5日、第2回南部学研究会を開催いたしまして、北日本の代表的な戦国大名の城館の調査報告やシンポジウム、において各城館の比較を行い、聖寿寺館跡の格式や歴史的価値が大変高いものであるということを専門家の先生方からもいただいております。そうことで、北海道、東北、関東各県からの来場者の方々より当町の歴史的価値を認識していただいたところでございます。

これ以外にも、町の歴史を町内外に発信するため、町の歴史遺産に対する住民の意識を高めるために、毎年、南部氏に関連する魅力あるテーマを設けて南部ふるさと塾を開催しております。今年度も5回にわたって講座を開きました。延べ人数、5回にわたって約800名の来場をいただきまして、大変盛会のうちに南部ふるさと塾を終了することができました。

現在、町にはこれまでの発掘成果をお見せできるような資料館等の展示施設はございませんが、イベント会場やリンゴ市などにおいて移動博物館を開設して、出土品等の展示をし、住民の方々へご紹介しております。

現在、南部藩発祥の地としての歴史をよりわかりやすく、町民の方々はもとより県内外に発信するために、今年度は調査整備委員会を立ち上げまして、史跡聖寿寺館跡の整備計画について専門の先生方を交え、検討を現在進めているところでございます。来年度は発掘調査を行いながら、

あわせて史跡聖寿寺館跡の整備を進めていく予定でございます。これをひとつの起爆剤として、町の活性化につなげていこうと考えております。

先ほど町長からも答弁がありましたが、我が町には県の天然記念物の参道松並木や、日本一の高さを誇る三重の塔などの貴重な文化遺産を有する法光寺があります。この白華山法光寺は、名久井岳県立自然公園の中に位置し、参道の千本松は日本の名所百選にも選ばれております。さらには、数百年も前から郷土に引き継がれております南部民謡、さらには南部手踊り、えんぶり、神楽など、伝統的な伝統芸能を初め町内各地に数多く存在する有形及び無形の文化遺産があります。今後とも各課と連携しながらこれらの文化遺産を活用し、イベントやお祭りなど、県内外の多くの人々が歴史や文化に親しみながら町のPRに努めていこうと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町長様も教育長様も大変ご熱心にやってくださっているのと今、さらに実感しました。町長様も教育長様も、大変、私らまだ見えていない部分のそういうふうな部分も発表していただきまして、大変すばらしいなと思っております。

それから、第1問目ですけれども、一生懸命馬淵川も工事したりしている姿も毎日のように見えておりますけれども、何かもう一つ、どうしてもこれはというのにつながるような、そういうふうなものが実際にまだ行われていないなと思うようなものは、やはり「鉄は熱いうらに打て」、これが私の日々の状態のものですけれども、やっぱりきちんと最後まで、ああこういうふうな川で、昔はこういうふうな船もさまざまなものを積んできたな、そういうふうなものが懐かしく思われるような結論を、結果を出していただきたいと思って、さらにさらに確認している、そういう状態ですので、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

こういうふうな、南部藩に関しても、それから地域のそういうものに対しても、教育長さんも一生懸命頑張っておりますし、ですけれども、まだまだ私たちが見ても、聖寿寺の、何ていいですか、場所にあるものも思うように入って見ることができない場合もあるみたいで、町民からのこれはメッセージでございますので、その辺はよろしくお願いしたいなと、このように思っております。

この先、大変有意義な状態で期待の持てるお言葉を頂戴いたしましたので、どうぞ最後まで

よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

1 番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（1 番 山田賢司君 登壇）

○1 番（山田賢司君） 皆さん、おはようございます。

きょうはまべち笑楽校の生徒の皆さんが傍聴に来ておられるということで、大変ご苦労さまでございます。

私は、今議会で3つの点についてご質問したいと思います。

ことしの冬は去年の大雪と違い、暖かく、雪も少なく過ごしやすい冬だったと思います。3月に入り卒業式のシーズンを迎え、春が感じられる時期になりました。中でも、南部工業は最後の卒業式となりました。送る生徒のいない卒業式は、いつも以上に寂しさを感じました。少子化の現実をまざまざと感じさせられました。

国は今、地方の再生のために新たな部署をつくり、予算措置を講ずることとしました。その中身は、地方で考え、アイデアを出し、その施策が国に認められれば予算が認められるという仕組みであります。当町では何年も前からその危機感を持っており、工藤町長においては議員と一緒に考え、議論しながら、プレミアム商品券の発行を行い、中学生以下の医療費の無料化、達者村事業による定住化対策等数々の施策を講じてきました。その中の1つである商品券の発行事業は今回、国も重い腰を上げ、目玉施策の1つとして26年度事業実施となりました。それにより、当町でも前年の3倍の商品券が発行されます。これを起爆剤に、事業者が創意工夫して経済の活性化につながればと考えております。

少子化の問題はすぐに解決できる問題ではなく、時間がかかります。工藤町長にあつては、同僚議員と今までこの問題で議論されております。議論の中身を精査し、新たな施策を講じていただきたいと思います。私も次の機会には議論させていただき、一緒になって考えていきたいと思っております。

前置きはこれくらいにし、今議会での私の質問に移ります。

今回、私の質問は、少子化問題とは直接関係ありませんが、3点について質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、さきの議会で同僚の夏堀議員からも質問がありましたが、新庁舎の建設に関してであります。合併して10年になり、現在の分庁舎方式の弊害が見受けられるようになりました。職員間の意思の疎通も希薄となり、縦割り行政の弊害が顕著にあらわれてきているのではないかと感じられます。これから先、行政が抱える課題は複雑化し、多くの部署での調整が必要になると思います。職員が問題意識を共有し、課題に取り組まなければならないと思います。新庁舎を建設し、部署を1つの庁舎に配置することは、住民サービスの向上にもなると考えられます。仮に庁舎建設を進める場合、建設費に合併特例債を充てるとなれば時期が迫ってきております。候補地の選定、予算規模、その他の課題を考えると、そろそろ方向性を打ち出す時期に来ていると思いますが、町長はどう考えておられますか。

2つ目の質問ですが、これもまた何度か同僚議員から質問があった問題です。中学生以下の医療費の無料化の件であります。地域で子供たちを育てる、地域で見守る、その観点からも有意義な施策だと思っております。ただ、施策を実施し、不便さを感じている方々の声を聞きます。現在の仕組みは、窓口で治療費を払い、後で還付請求をする仕組みであります。これを窓口での無料化にしてもらいたいという声があります。27年度の予算書を見ますと、このことを改善されるように思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

最後の質問であります。町の表彰制度であります。当町では、功労者に対して毎年、表彰してまいりました。表彰の基準は町条例の中に記載されていると思いますが、ただ、一般の町民から見るとどのような基準になっているのだろうとの声も聞きます。個々の個人によって評価の仕方が違うのも事実であります。私の質問により、議会広報紙への掲載がなされ、多くの町民の皆さんが読んでいただくことによって価値観が共有できればなと思っております。私自身が感じているところもあり、質問させていただきました。答弁をお願いいたします。

以上、3点について質問いたします。

ことは町村合併して10年の節目の年になります。人口は約2万人まで減少しました。これから先も減少傾向は続くと思っております。私たち議員も強い危機感を持っております。職員の方々にもこれまで以上に手腕を発揮していただき、工藤町長のもとに行政運営をお願いしたいと思います。

議案配付後に、質問の締め切りだったものですから、27年度に実施する予算の項目もあると思いますが、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、子育て支援対策等々、また、農業後継者等、そしてまた、福祉関係の充実、これらをトータル的に整備をしながら何とか人口減少に歯どめをかけていきたいという思いで、今回の新年度予算のほうにも新たな支援策の予算を計上させていただきました。できる限りのことを、財政的な関係はありますけれども、できる部分をしっかり判断をしながら今後も人口減少に歯どめをかけていきたい、そういう政策をしっかりと打ち出していきたいと、こういうふうに考えてございます。

それでは、まず最初の新庁舎建設に向けての取り組みについてでございますけれども、財政面も考慮しながら、皆様からのご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。庁舎につきましては、平成26年4月時点では本庁舎、南部分庁舎、名川分庁舎、中央公民館で業務を行っておりましたが、昨年6月から医療健康センターの完成に伴い、名川分庁舎の健康福祉課、住民生活課の窓口業務を健康センターで行ってございます。住民サービスの確保を最優先とするため、2つの庁舎、支所、健康センターで証明書の発行や各種手続きができるように窓口を設置しておりますが、専門的な業務の事務手続の場合、担当課がある庁舎に出向く必要があり、効率的でない面が分庁舎方式にはございます。

庁舎を統合することにより、これらのデメリットは改善されと考えております。医療健康センターには健康福祉課と名川病院が同一の施設で業務しているため、窓口への来庁者が体調不良を起こした場合など、保健師等が容体を確認し、素早く病院に搬送できることも庁舎を1つにしたメリットともなっております。行政改革と行政のスリム化により、一般職員数は今後も減少するため、前より一層の組織の見直し、課の再編を進めてまいりたいと考えております。また、庁舎が1つになることにより、他課の業務及び事業の情報伝達もスムーズになることも期待されます。

現在の分庁舎方式、合併して私どもの面積は3町合わせて153平方キロメートルでございます。三戸町さん、お隣、150平方メートルでございまして、面積的にはほぼ同じ規模の面積でございます。そういう中において、本庁舎、名川地区からだと10分ほど、また、南部庁舎からですと20数分ということで、そんなに極端に時間がかかる距離ではないんですけれども、公務の効率化を図っていく上で非常に、職員のほうも決裁をもらいに来るなり課題解決に向けての相談があった場合、私の時間があいているなと思って庁舎に向かって来ても、その間に来客があり、別な仕事が

入っていたり、そうすると職員は終わるまでずっと待っていると。また、一旦戻ってまた来るというのも、これもまた非常に時間のロスでございます、そういう部分を考えると、やはり庁舎は将来的には1つにしていかなければならないと。

また、合併してやっぱり1つになっていくためには、1つの庁舎の中で。ただ、進めていく場合にいかに住民サービスが低下しないようにしていかなければなりません。専門的な課に行く方々は、大体ある程度限られた住民の方々、それぞれの団体の例えば役職の方々とかになるとと思いますが、一般住民の方々は主に窓口業務でございます。手続、こういう部分においては、仮に新庁舎に向けて行くとしても、窓口手続業務はそれぞれの地区でやれるような、そこはしっかり残さなければならぬだろうと、こう思っております。

平成27年度予算には、庁舎建設をあくまでも検討するためです。そういう中において調査費の予算を、100万円ほどでございますけれども計上させていただいております。これは庁舎の必要面積、また、庁舎に必要な機能、その他の施設、建物の改装、駐車場面積、敷地面積、建設費等々について、総合的に今後判断していくための初歩的な調査費でございますけれども、そういう部分を調査しながら、議員の皆さんとまた協議させていただきながら、検討委員会、そういう部分も組織しながら取り組んでまいりたいと思っております。

山田議員からもございましたいわゆる新庁舎建設する財源としてでございますけれども、合併特例債の活用を視野に入れてございます。きょうはまべち笑楽校の皆さんもお見えになってございます。合併特例債は、いわゆる借った額の7割が後で町に戻ってきます。ですから、1億円事業を行うために借った場合には7,000万円が戻ってくる。非常に、特にハード面を進めていく上には町としては大変ありがたい制度なわけでございます。その期限がございます。本来であれば、合併特例債は合併して10年までの活用でございました。これが5年間延長になりましたので、今、私も合併して10年でございます。ちょうどあと5年は合併特例債を活用してもいいということに決まりましたので、やはりその年度を、32年度まででございます。そこまでに同じ庁舎を建てる場合に、32年までに完成されると7割が戻ってくると。しかし、33年以降になるとこれは全く財源が単独、町が持たなければならぬということでございますので、恐らく大体、先般、議員の皆さんと鹿児島県さつま町を視察に行かせていただきました。そこも2万2,000人ぐらいの町でございまして、3町村合併した町でございました。たまたま昨年、庁舎を建設したという新しい庁舎でございましたので、大体どのぐらいかかったのかということを議員の皆さんもお聞きしましたし、私も聞きました。十四、五億円ぐらいという予算でございました。恐らく、細かい、もう少しかかったのではないかなと思いますけれども、大体それぐらいの額になると。そうする

と、仮に15億とした場合に7割が戻りますので10億5,000万が戻ってくると。いわゆる4億5,000万で、町の持ち出しで建設することができるのが32年度まででありますので、これはやはり、庁舎になるといろいろな課題は当然出てきます。しかし、議員の皆さんとしっかり議論をして、将来、住民の皆さんにも、いずれは庁舎は建設にこれはなるわけですので、であれば、難題を逃げず、踏み込んで議論させていただいて、どの方法がいいのかということを議員の皆さんと検討していきたいと思っています。

ちなみに、参考でございますけれども、スケジュール的な案、仮にそういう形で進んでいくことができた場合でございます。27年度、調査検討の予算をやりました。そうしますと、28年度に建設地選定及び基本設計等に入っていくと。29年度に用地買収、造成工事、実施設計に入る年になると思います。そして、平成30年度に庁舎の建設工事に入っていくと。31年度には外構工事に入っていく。32年度末までに移転すると。こういうスケジュールが考えられます。とにかく庁舎建設に入りますとひとり歩きするのが、場所があそこだ、ここだと。当然、住民の皆さんも関心度が高くなりますので、全く白紙の状況でも、ここみたいだとか、そういうひとり歩きする部分がありますので、そういう部分は特に慎重に取り組まなければならない。今現在においては、そういう候補地は全くの白紙でございますので、これからまさに議員の皆さんと協議をしながら、どういう形で進めていけばいいのか、あくまでも分庁舎でこのまま行くべきなのか、そういう部分も含めながら検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、中学生以下の医療費無料化の手續の簡素化についてでございます。

今までも議員の方からもご要望もいただいております。当町では、医療費の助成制度として小学校就学前の児童を対象とした乳幼児医療費給付に加え、諸事情によりひとり親家庭等の父または母及び児童、高校卒業までの医療費を負担するひとり親家庭等医療費給付を実施しているところでございます。また、助成制度のほか、平成24年度からは小中学生を対象とした子ども医療費給付を実施してございます。いずれの助成制度につきましても、受給対象者の方が一度医療機関で医療費を支払った後、役場窓口で還付の申請をしていただく、いわゆる償還払いという方法で医療費を助成しておりました。議員ご質問のとおり、償還払いによる助成は、窓口での申請手續が必要となるわずらわしさのほか、医療費給付の申請漏れが起こるなどの問題もございました。このため、子育て世帯への医療費助成制度の向上と簡素化のため、医療機関に受給資格証を提示するだけで医療費の助成を受けることのできるいわゆる現物給付の実施準備を進めており、今定例会におきましても現物給付に係る関係条例の改正案を提案させていただいているところでありますし、医療側のほうにお支払いするいわゆる事務手續等の200万円ほどの予算もあわせ

て計上をさせていただいております。実施時期につきましては、住民への周知や申請受け付け、資格証の交付、県内医療機関等への周知、関係機関との事務手続等があるため、準備が整い次第、実施してまいりたいと思います。

こういう簡素化、あわせて中学生までの医療費の無料化、そして、今般は議会に義務教育間9年間の学校給食費の全面無料化の予算も計上させていただいております。専門学校、大学生の奨学金制度、地元で6年間住んだ後には奨学金は半分免除する。また、医師確保においては卒業後、医療センターで奨学金を借りた年数の半分だけ勤務していただければ全面奨学金を免除すると、そういう他にない制度も行っております。何とか若い方々がそういう中において子育てをし、また、一人でも子供を産んでいただいて、また、他の地域からもそういういろいろな支援策が南部町はあるということで南部町に住もうかなと、そういうふうに思っただけのような支援策を取り組んでまいりたいと思っております。

次に、町の表彰制度についてでございますけれども、町の表彰制度には条例に基づくものとして南部町名誉町民条例と南部町表彰条例の2つがあり、そのほかにも南部町文化賞表彰規則やスポーツ賞表彰規則に基づき表彰しております。

まず最初に、南部町名誉町民条例の条例では、称号を送る条件として、町民や当町に縁故の深い方で、公共の福祉を増進し、学術技芸その他広く社会や文化の振興に貢献し、その功績が特にすぐれ、郷土の誇りとして町民から深く尊敬されている方に対して名誉町民の称号を送るものとなっております。名誉町民の選考に当たっては、町長が名誉町民選考委員会に諮問し、議会の同意を得て決定するものとされております。

次に、南部町表彰条例は、町の政治、経済、文化、社会福祉と各般にわたって町政の振興発展に寄与した個人または団体など、その功績が広く衆人の模範と認められる行為があった個人または団体に対して表彰することとされており、功績が顕著の方には功労褒賞を送り、善行が特に顕著であった方には善行表彰で表彰を行っております。

功労褒賞についてであります。条例では次の8つに分かれております。1つ目は、永年にわたって地方自治の振興発展に貢献された方、次に、教育、学術、芸術及び体育等文化の発展に寄与された方、次に、社会の福祉、民生の安定に寄与された方、次に、保健衛生の向上に寄与された方、次に、産業、経済、土木、交通等の振興発展に貢献された方、次に、産業上の有力な品種改良・育成及び国家的収穫並びに発明発見を成した方、次に、貯蓄、納税、消防及び統計について貢献された方、次に、その他功績が顕著で特に表彰されることが認められる方。具体的に申し上げますと、町議会議員の方であれば12年以上在職された方や、行政員として15年以上従事した

方などがございます。その他にも消防団員として35年以上従事し、なおかつ団長で12年以上や副団長で18年以上従事した方などのほか、各種団体の役員として20年以上従事し、なおかつ団体の長の経歴を有した方などの基準がございまして、長期間にわたって役員などの経歴があっても長としての経歴がない場合は該当しないこともございます。

また、善行表彰についてであります。次の5つに分かれております。最初に、多年にわたり町の公益に関する事業に尽力または公務を助力された方、次に、町の公益のために多額の金品を寄附または寄篤の行為があった方、次に、非常の災害に際し自己の危難を省みず、人命を救助または治安の維持に貢献された方、次に、町の名誉を著しく高揚された方、次に、その他善行が顕著であると認められる方。具体的に申し上げますと、個人で100万円以上、法人または団体で200万円以上の多額の寄附をされた方や、全国レベルでの大会や優勝、上位入賞で町の名誉を高揚された方などがございます。

功労褒賞と善行表彰のその他の功績や善行についてでございますが、国際的な表彰をされた方や国や県の勲章や褒章を受賞された方などが候補者として検討をしているところでございます。

表彰するに当たってですが、表彰すべき個人または団体があるときは、所管する担当課を経て担当課長が町長に推薦をいたします。町長は各課等から推薦された個人または団体について表彰審査会に諮り、審査会において表彰に関する事項を審査することとしてございます。なお、表彰審査会で構成される審査委員でございますが、会長を副町長とし、副会長に教育長、委員には各課長等を置いて、各課等から推薦された候補者について慎重に審議の上、表彰者を決定し、毎年、新年互礼会の席上で表彰式をとり行っているところでございます。功労賞、善行表彰については具体的な基準が示されておりますので、大体それに準じて表彰していくということになってございます。

名誉町民でございますが、先ほども申し上げました全体的な文言での取り扱いになっておりますので、非常に、功労褒賞、善行表彰と違ってその判断というのが一番難しいのが名誉町民ではないのかなと思っております。現在、合併してからは名誉町民はございませんけれども、いろいろお話も出てきたりもしてございます。そういう部分も含めながら今後、検討していかなければならないと、こういうふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。山田賢司君。

○1番（山田賢司君）　まず、1点目の新庁舎建設の問題であります。問題意識は多分、町長さんと私は同じものを共有していると思います。ただ、今言われたとおり、合併特例債使用となりますと27年度で大体方向性を出さないと間に合わない時期に来ていると。私たち議員もやはりそこを直視しながら、また一層議論を深めていきたいなとは考えておりました。

庁舎ですけれども、多目的な庁舎と考えれば、いろんな方がいろんなニーズのもとに集えるような庁舎をつくることによってやっぱり住民サービスも生まれると思います。また、旧庁舎、いろんな利用方法もあると思います。今、地方の時代ということで先進のところを見ますと、やはりコンピューター会社、またプログラマー、そういうものがその地域に来て自分で会社を起業している。そういうところでこの庁舎を事務所の1つとして貸し出すとか、そういう点も考えられていくと思うので、私は今質問したのは、ぜひ進めていただきたいなという部分を持っておりましてこういう質問をさせていただきました。

次の医療費の問題であります。今の27年度予算でその点は措置するということで載っておりまして、それはもう大変結構なことだと思っております。ただ、時期的な問題で、もし仮に何月にはそういう実施ができるとか、具体的な月があればお聞きしたいなと考えております。

あと、最後の表彰制度であります。南部町、合併してから10年たってまだ名誉町民が生まれていないというところもありますが、合併して旧南部地区、名川地区、福地地区、やはり合併することによって、前、その地区であればもうこの人は名誉町民でしょうという部分があったところもあると思うんですよ。ただ、それが合併することによって、何ていうか薄まるというか、その人の功労が薄まってしまうとか、そういう部分を何か私自身感じておりまして、多分、受ける人は自分がその名誉を受けたいために仕事をしているわけでもないし、いろんな寄附行為とかそういうことをしているわけでもない。周りがそれを評価していかなければならないなという部分を考えております。

ピアノの寄贈とか、音楽の日には一流のピアニストの演奏を中学生の方々にもう何十年というあれでみずからのものでやっていただいております。やはり名川地区であれば、もうこの人はもらって当然でしょうなと思う部分もあるんですけれども、やはりなかなか合併してその辺が薄まったというか、そういう意見が薄くなってきているという部分も感じられます。10年たちました。やはりそういう、福地地区にも南部地区にもそういう方はおられると思います。ぜひ町長さんにはその辺をもう一度見直していただいて、できるものであればそういう功労のあった方、また名誉のあった方に対して表彰していただければなと考えておりました。

以上です。何か答弁、お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、新庁舎についてでございますが、ある程度の32年という部分を目安にしますと、27年度でも協議していただいて、28年度には方向をきちっとしていかなければ間に合わなくなるだろうなと思っております。そういう中で、しっかりと議員の皆さんと議論させていただいて、恐らく山田議員からもお話ありました、単なる庁舎ではなくなると思っております。ある程度の複合的な部分、そういう部分をどのようにしていけばいいか、仮に建設に向かった場合でございます。例えば聖寿寺館跡、そういう検討整備委員会のほうでも箱物の要望等も話が出ております。いろんなところにそれを1つずつつくると、非常にその後の維持管理費というのが大変でございます。我々、やはり事業を進めていく上で、建てるときは補助事業でそのときは予算大丈夫だというふうに見込むわけですが、しっかりと将来の維持管理費を見込んでいかなないと、後でこれは大変な負担になると。特に、そこには職員も配置しなければならないでしょうし、そういう部分を、例えば庁舎の中に展示室みたいなものを設けるとかいろいろ考え方があると思います。こういう部分、しっかりと議論をして、最少のコストで最大限の効果と、非常に言葉は言うのはたやすいんですけども、実際やると非常に難しい部分があります。でも、そういう部分をしっかりと議員の皆さんと、また町民の皆さんからも、当然進めていくとなると町民の方々もそういう委員会に入っていていただいて、慎重にまずは進めてまいりたいと思っております。

医療費の時期については、担当課長のほうからこの後、答弁させたいと思います。

名誉町民でございますけれども、先ほども答弁いたしました。功労褒賞と善行表彰と違ってはっきりとした基準というものが無いわけですので、一般的に誰しものがこの方であればなあと、なるほどだなあという方の選考になっていくと思います。具体的に音楽関係に対する楽器の寄贈だけではなく、音楽の日の音楽祭、合併後も名川地区の学校だけではなく、杉沢小学校だったでしょうか、中学校だったでしょうか、そちらのほうにもたしか寄贈もしております。

そういう中において、本当にこれは慎重を要する制度でございます。ですから、例えば他の地区の方でも私どもが知らない中で実は活躍されている方がいるかもしれません。そういう方々もちょっと、ぜひ議員の皆様方からもこういう人はどうだろうかという部分も教えていただきながら、委員会がありますのでそちらのほうにまず検討してもらうようには進めていきたいと思っております。あくまでも最終的には議会の同意を得るというのが最終決定でございますので、ある程度、

個人名が出てまいりますと、該当になるならない、いろいろな判断になった場合にご迷惑がかかる部分もこれはあると思いますので、ここは慎重な対応で進めていきたいと、こう思っておりますので、また議員の皆様方からもいろいろな情報等をぜひお願い申し上げたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 医療費の窓口払いについての実施時期になりますが、子ども医療費給付、ほかに乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費について、早ければ6月請求分、遅くとも8月請求分には実施したいと考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに。山田賢司君。

○1番（山田賢司君） ぜひ医療費については早目に実施できるように努力していただきたいと考えておりました。町長から前向きととれる発言だったと私はっております。医療費については私どももちょっと熟慮に欠けた部分もあったのかなと反省する部分もありますけれども、これから先、いろんな部分、問題点、出てくると思いますが、工藤町長さんには前向きに進んでいただきたいなと思っておりました。

以上にて私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時13分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時26分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） 質問に入る前に、きょう傍聴に来られましたまべち笑楽校の皆さんは、今までも各分野でリーダーとして、また、地域でもリーダーとして活躍されてきた、そしてまた、今現在も活躍されている方々ばかりですので、緊張しながら質問してまいりたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たり、政治や経済問題等全てにおいて取り上げられる地方創生、または地方再生の課題に当町としてどのように取り組みを進めるのか、その方向性について取り上げ、質問するものであります。

政府は、各自治体に地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定を求め、地方創生を進めるに当たり、地方の自主性・自立性を高めつつ、地方の個性を尊重し、それぞれの発想と創意工夫を後押しするとしております。自治体みずからが明確な政策目標を設定し、効果検証をきちんと行う施策に対して財政支援やいろいろな角度からの支援を実施するとの方向性が示されております。既に、自治体によっては事前に計画されていた事業を取り上げて、その支援等を仰ぐべく臨時議会等を開催し、取り組みをスタートさせたところもあるとお聞きいたします。この問題については当町でも、さきの議会で総合戦略の作成には町の振興計画をもとに検討委員会の設置をして対策に取り組むとの答弁はいただいております。国・県の26年度の補正予算の中にも、今後の政策を推し進める前提の予算組みが込められております。もちろん、各自治体での取り組みもまた、こうした施策の動きを見込んだ上での取り組みが進められるものと確信しております。いずれにいたしましても、いろいろな戦略を立てても、実施に向けての活動はそこに住む住民であり、町民であります。行政の役割は、町民の活動に対してその環境をつくり上げることだと思います。

地域の特性を生かすことも大事であります。地域にある資源を生かすことも地域づくりに大切だと思います。皆様ご存じのように、名川地区の法光寺地域には日本一と認定されたものが3つあります。法光寺三重の塔は高さ日本一、これは認定されております。県道沿いの松並木の長さがこれもまた日本一であります。そして、法光寺日渡地区にあるクルミの木、巨木としてこれも日本一に認められております。地域にとっては自慢であります。しかし、将来の維持管理に不安を抱いており、地域活性化のためにも環境整備等を積極的に進められることを望むものであります。

昨年9月には地域担当職員制度を立ち上げており、その効果が期待されるところであります。今後は、町内会長会議等の設置や自治体の活動の拠点となる各町内会等の活動への支援を充実させ、町の活性化の重要な役割を求め、政策を検討することも大事なことで思っております。

そうした中で、さきに成立した26年度の政府補正予算は、経済対策を重点に消費の回復策や地方支援を柱に景気の支えを目指した内容となっております。各自治体の具体的な取り組みが重要

と思われます。また、県の補正予算も国の意向を反映した取り組みがなされるとの報道があります。そこで、当町の取り組みについて具体的に質問してまいります。

1点目は、当町における商業、工業、産業にかかわる活性化対策をどのような方向で取り組むのか。雇用の創出や起業問題等、また、町の特産品等を生かした政策も必要と思います。また、政府は女性が活躍する社会、女性力を地域の活性化に生かす方向性が示されておりますが、今後の町の政策等をお尋ねいたします。

2点目は、子育て支援や若者定住等の支援の取り組みについてであります。当町でも昨年度、子ども・子育て支援事業計画に向けてのアンケート調査等を実施し、町民の意向調査をされております。これらを勘案しての取り組みになると思いますが、若年定住対策等も含めて今後の町の取り組む政策についてお尋ねいたします。

3点目は、農業者または農業地域にかかわる農業産業についてお尋ねいたします。当町ばかりでなく、中山間地域での農業は難題を抱えていると言わざるを得ません。現在進めている農地・水・環境保全等にかかわる事業には、当町にも18団体が組織されて取り組んでいるわけですが、活動団体に対して今年4月から新たに地域の農地等の保全に地域としてどのように取り組むのか、方針を検討し、明確に文書化するよう指示されました。高齢化や後継者問題等がある中で、農村地帯の農地保全や環境維持は大きな問題であります。国では、農地集約化や法人化、または共同営農等を進めようとする中で、大がかりな基盤整備等の事業のように公共工事として実施する大規模工事は別として、全国の中山間地域に広がる農地等の保全管理のために、工事予算とは別枠として非公共予算が組み入れられているとのこととあります。そうした非公共予算が当町では農地の維持や農地保全のために、また、関係する事業にどのように生かされているのか、あわせて、有効活用するためにどのような政策があるのかお尋ねいたします。

地方創生、地方再生に向けて、国・県はもとより町の役割はさらに重要なものと思います。町民の英知を結集し、目標を定め、活力ある地域、住みやすいまちづくりのため、行政の果たす役割はもとより、私ども議会に課せられる責任もまた重要であるとの認識を持ちながら、今後の課題と具体的政策について質問するものであります。

町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、今、国で進めております人口減少対策事業等につきまして、当町も年度内に委員会を設置して進めていこうかなと考えましたが、この時期、人事異動がございます。そういう中で今回、課長級の定年退職が結構多い年でございまして、そうなりますとまた新たに4月に編成し直さなければならないという部分もありましたので、4月中をめどに今、調整を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、地方支援を柱とした国の平成26年度補正予算への対応についてであります。国においては平成26年12月27日に閣議決定されました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策によりまして、臨時的な交付金により地方支援を行うこととされ、補正予算が編成されたものであります。町では、国の方針に呼応して施策に取り組むこととしてございます。

昨年9月から、地域担当職員制度を導入いたしました。きょうはまべち笑楽校の皆さんも、町内会の総会等々に参加されていらっしゃる方はご存じだと思いますけれども、中にはご存じでない方もあろうかと思いますので若干触れさせていただきたいと思います。役場全職員、各町内会に人口・世帯等を考慮して9月から配置をしてございます。これはあくまでも、単なる便利屋で配置するのではなくて、それぞれの町内会さんの課題はそれぞれ違います。立地条件も違いますし、そういう中で、それぞれの町内会さんでそれぞれの課題を出し合ってその課題を解決していくために、職員も一緒になって取り組んでいくということで、職員と言えども専門分野以外もありますので、そういう場合は他課の担当課のほうに確認をしたり、また、こういう補助事業があると、町も単独の事業がある、そういう部分も周知しながら、町内会の皆さんとともに考えて取り組んでいく。それから、職員と行政側と地域住民の方々と一緒にまちづくりを進めていくということで、昨年9月から開始をしてございます。それぞれの町内の皆さんに住民カルテというのも調査されたと思います。自分たちの地域にはひとり暮らしの方々が何人いて、どういう構成になっているか、そういうのも調査をしました。まだ、中には町内会さんのほうから上がってきていない地域もありますけれども、早急に出していただいて、その中から課題を見つけ取り組んでいくという。ですから、本格的には新年度になってからまた取り組みが強化されていくのではないかなと思っております。そういう地域担当職員制度を全職員で対応しております。

先ほどの話に戻りますが、具体的な施策としましては、現下の経済情勢等を踏まえた生活者等への支援として、地域消費喚起・生活支援型と、地方が直面する課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化支援として地方創生先行型の2つの施策がございます。交付金の額であります。地域消費喚起・生活支援型では国全体で総額2,500億円、南部町における限度額は5,276万

7,000円となっております。地方創生先行型につきましては国全体で総額1,700億円、南部町における限度額は4,353万6,000円となっており、合わせて9,630万3,000円を今回の一般会計補正予算に計上しているところでございます。

それでは、地域消費喚起・生活支援型の事業の内容についてご説明申し上げます。1点目といたしましては、商工会さんに委託をいたしまして一般住民を対象としましたプレミアム商品券発行事業を予定しております。これらは今年度も町単独で実施しておりましたが、今回、国による推奨事業の1つとなっておりますので、県においても実施することから、県と協議をして行っております。概略としまして、1万円の商品券を購入しますと20%分の2,000円がプレミアム分として上乗せされ、1万2,000円相当の券を購入できるものであります。この場合、10%の1,000円は県が負担、残り10%の1,000円を町が負担することで考えて進めております。発行額は1万セットでございます。金額にしますと1億円分の商品券発行を予定しております。町の負担は事務経費も含め1,100万円で、事業主体であります町商工会さんへ補助金として支出する予定になってございます。これによりまして、町内において1億2,000万円の消費喚起が図られるものと想定してございます。

2点目としましては、同じくプレミアム商品券発行事業の福祉関連でございます。こちらも県事業との協調としておりますが、生活支援対策として対象となります世帯に2,000円分の商品券をお送りすることで考えてございます。事業費として約660万円、約2,500世帯ぐらいの方々が対象になる予定であります。ですから、該当する方々ですと2,000円分、これは送付してお届けいたします。さらに、ご自身が1万円購入されますと2,000円分、ですから、4,000円分のプレミアムがつくということでございますので、何とか、これは地元で購入していただく券でございます。そうしますと、1億2,660万ほど間違いなくこれは地元の商工関係者にお金が入るということになりますので、4月中旬ごろに発行と山田商工会長さんからもお聞きをしておりますので、今後恐らく、今回の予算が可決いただいた後に準備にすぐ入って、町民の皆様にもPR、販売になると思いますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

3点目といたしまして、バーデハウスとチェリウスを対象施設として例年実施しております高齢者温泉保養館利用事業でございます。こちらは高齢者に対しての生活支援策として考えてございます。従来も町単独事業費で行ってございましたが、こういう事業も活用になるということでございますので、町とすれば今までの単独で計上した予算がこの交付金の中で活用できるということで、非常に助かるわけでございます。

4点目としまして、小中学生の医療費助成事業でございます。子育て生活支援対策といたしま

して予定しているものでございます。これは中学生まで医療費の無料化という中で、これも今まで単独で行ってございました。そういう中で、交付金を活用させていただくと。

5点目でございますが、地域の消費喚起対策として、バーデハウスとチェリウスにWi-Fi設備の設置を考えております。観光宿泊施設に無線を使用してのインターネットに接続する環境を整備するもので、これらによりまして宿泊者の利便性向上が図られ、集客アップにつなげてまいりたいと思っております。また、地域の特産品を販売する際に利用する大型テント等を購入することで、さらなる消費喚起を呼び起こすためのイベントなどで活用することも考えてございます。

続きまして、地方創生先行型の事業内容についてでございますが、近年、町として力を入れております子育て支援のさらなる拡充としまして、小中学生の給食費無料化を実施することといたしました。これによりまして、保護者の負担軽減が図られ、今後の出生数の増加や若者定住に弾みをつけたいと考えてございます。今回、この地方創生先行型、この交付金が決まる前に、実は町単独費で給食費の無料化を実施したいということで検討してきました。その後に、この先行型交付金活用が恐らくできるだろうということで、その交付金を今年度は活用して取り組みたいと思っております。

なお、これらの各種事業につきましては、今後、国に対して計画書を提出し、事業内容を審査していただくこととなっております。現段階では対象事業の範囲につきまして漠然とした説明となっており、不明な部分も多々ございますが、採択に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。私どもはこういう中で活用させていただきたいと、こう申請するわけでございます。本当に我々が要望したのがそのまま採択になるかという部分は、意外と国のほうも、「自由に」と言っている、ふたをあけてみると制約があったり、これはそういっても該当にならないことが多々あります。本当に地方が要望が出した部分を国が認めるということであれば、しっかりとその地域が求めたものをしっかりと採択していただきたいなと思っております。

今回の交付金とは関係ない部分もありますが、新年度、町の公有地、たくさんございます。こういう公有地を若い方々を中心に、宅地で適応できる公有地につきましては何とか低価格にして提供していきたいと思っております。ですから、1つの対策だけでなく、総合的に給食費含め、医療費、奨学金、全部、そしてまた、土地も低価格で、こういうことを総合的にまとめまして、南部町にまた住んでもらえるように取り組みをしていきたいと思っております。

そしてまた、ことし6月からの徴収になるかと思いますが、国保税のほうの引き下げも予定してございます。金額はさほどにならないかもしれませんが、我々も基金、これはしっかりと還

元していこうということで、恐らく四、五年は引き下げした額でいけるという見通しでございます。その後はまた状況によって検討になると思いますが。

そういう、今回の交付金に限らずいろいろな部分で新たな提供、そういうことをしてまいりたいと思います。なお、これら子育て支援策につきましては次年度以降においても、仮に交付金がなくなったとしてもこれは継続していく、そういう形で進めていきたいと思っております。何とか将来的な財政面においてもできるという判断をしましたので、また議員の皆様方からもいろいろご指導もいただければと思っております。

次に、農業地域への非公共工事としての支援対策が盛り込まれているが、当町での対応と取り組みについてお答えを申し上げます。

まず、基本的な文言でございますが、公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の中で「国、特殊法人等または地方公共団体が発注する建設工事を言う」と定義づけられており、一般に国、都道府県、市町村などが道路や橋など社会資本の整備を目的として行われる建設工事のことを指しております。よって、公共事業以外の工事が非公共工事ということになりますが、国の予算では経費の目的・内容が公共的事業の遂行に充てられる経費を公共事業としております。道路や河川、農地基盤整備などの土木事業や住宅・上下水道などの生活関連施設の整備事業を指しております。公共事業以外の事業は非公共事業と呼ばれ、担い手育成や機械導入への支援、制度資金など政策経費が中心となるものであり、非公共工事ではなく、非公共事業として解釈していただきたいと思います。

今回の国の補正予算では、農林水産関係の補正額は国全体で総額2,780億円、うち、非公共事業分が2,113億円、公共事業分が667億円となっております。当町では、今回の国の補正予算に対する農林関係分としては、非公共事業分である青年就農給付金事業において、平成27年度分給付に係る給付金を前倒しして給付するための事業費として本定例会に補正予算として計上してございます。内容につきましては、国から示された給付分は750万円でございます。既に600万円分については予算化されておりますので、本定例会への補正予算額はその差額分の150万円となりました。当町では、公共工事である農道や農業用水路について、県営中山間地域総合整備事業、県営農地整備事業などによって地元農家の方の受益者負担を伴わない中で順次整備を進めております。なお、受益面積が少なく、延長が短いなど規模の小さな農道や農業用水路を整備する場合の事業としては、農業基盤整備促進事業がございしますが、この場合においては地元負担率が45%と大きいため、整備実現はなかなか困難な部分もございます。

今回の非公共事業分の国からの割当金とは別に、また当町単独で新年度におきましては、

昨年同様スピードスプレーヤーの購入費、ことしも3台分、600万円ほど計上させていただきました。そして、新たに農商工後継者、こういう若い方々、海外研修もして視野を広めていただきたいということで、新年度においてはこれまた予算を420万円ほど計上させていただきました。何とか、ハードを含めながら、ソフトの部分においても交付金を活用しながら、また、時には単独予算であっても取り組みながら進めてまいりたいと思います。

今後とも地域のニーズを踏まえ、実情に応じた農道や農業用水路等の整備を目指し、国及び県の支援施策や補助事業について積極的に取り入れてまいりたいと考えてございますので、議員の皆様方からもさらなるまたご指導、ご協力もお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今、町長から補正予算、町に割り当てられた分についてはこういう使い方をする。恐らく町長の中には、これを継続していく前提のもとで予算配分されたものと理解していいと思います。ただ、私、なぜこの公共、非公共を重点的に話したかといいますと、我々、議会で九州に研修に行ってきました。たまたまそのとき会った方が、ホテルの前で15分ぐらいしか立ち話できませんでしたけれども、そのある町の議員の方が、自分も研修に来たと。何を研修に来たんですかと聞きましたら、ある町、ある市で、受益者負担といいますか、地権者の負担なしに整備している工事があると。どういうふうに行っているのかそれを聞きに来たという方とホテルの前で立ち話をしました。これこそ本当の、我々議員として行政にも問いかけ、また、国・県にも働きかける課題があると思ったものですからあえて非公共という問題を取り上げました。

といいますのは、今まで、災害が発生します。そうすると、復旧工事というのは今まであった形に戻すだけ。この工事を、予算を使ってもう少しこういうふうに直すことによって、この工事は再発しないということで、私は前からある国会議員と話しするときはおかしいと、国の決め方がおかしいんじゃないかと。1回災害が起きたら、そこをどういうふう直せば起こらないかということを考えて予算をつけるべきだという話をずっとして、この非公共の中にその内容が入っているということを聞いたものですからあえて一般質問として取り上げました。

ですから、有効に使うことによって地域ではもっともっと活用できるよと。そこを考えるのが自治体、おまえたちの仕事じゃないかとある方から言われたものですから。そういう方法をぜひこれからも町としては取り組んでいただきたいし、あえて公共工事という大なたを振りますと、

そっちに金が行った、工事に金が行ったという話になりますけれども、そういう形ではなくて、地域の環境整備等には使い方によっては本当に有効に使える予算が、国でも考えている、また、それにあわせて県でも補正をするようにという指導もある。ですから、その末端の町村でもそれを有効に活用することが一番いいんだということを聞いたものですからあえて質問しました。

町長の中にも、若者の支援事業その他についてやっているということですが、やはりこれから中山間地帯の農地は、1回雨降るたびに災害になるような田んぼは集約化しようと、誰かに委託しようとしても借りる人がないんですよ。雨降ればいつどうなるかわからなければ、借りないと。それがちゃんと直っていれば、自分で集約に協力してもいいという人もいます。ですから、そういうところは、町内に何カ所あるか私は確認していませんけれども、そういうものにも使えるということを言われました。水路でも必要なところに、その水路を直すためには、公共じゃない、相談してやれる予算があるんだからやったらいいんじゃないかという話があったものですから、その辺をひとつ町としても考えていただく。

そしてまた、もう一つ、若者定住その他にかかわりますけれども、今はそういう道路がないと言われるかもしれませんが、やっぱりまだ砂利道、町で管理している砂利道があります。住宅地に、住宅に行く途中に砂利道があります。若い方が言いました。会社、夕方帰ってきて、朝会社に出勤するのに、車が汚れていたら格好悪い。何も立派な道路、拡幅整備しなくても、簡易舗装でも、現道のまま整地をして上層路盤をちょっと入れて舗装することによってそういう問題は解消します。地域によっては、こんなところも舗装されているのはすごいと思う地域もあります。ですから、南部町でもこれからそうした若者定住、そこに住みなさい、そこでいなさいという政策を進めると同時に、住宅関連道路、環境整備というものにもやはり重点的に町の単独予算、年間例えば1,000万から2,000万計上しても、地域から要望あったところを見て、じゃあ100メートル、50メートルかもしれませんが、そういう道路は。そういうのにもやはり、今後の町の地域創生、地域の再生というということでやりますから、そういうところにもひとつ考えていく必要があるかと思います。その辺は町長の今後のまちづくり、地域づくりの、私はそういう予算の使い方もあるんじゃないかと思っていますので、その辺もひとつ質問をさせていただきたいと思います。

それから、補正予算という限定、補正予算がもうスタートになっていますから、地域創生、地域再生の。この26年の補正予算から、国ではもう、これからずっとそういう形で進むという中で、やはり地域づくりには商品券発行、商店街の活性化もありますけれども、そこにいる方々の力をいかに活用するかということに予算措置して、さっき私質問の中で言いましたけれども、女性力の活用、女性の力というのはすごいと思います。ですから、そういう方々がさらにまちづくり

のために使える予算というものを、やっぱり補正予算、こういう予算が出てきたときに予算措置をして使えるようにしてもらおう。そういうところの女性力活用のためにもひとつそういう予算組みというのが必要かと思います。

大きく2点ですけれども、質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、視察の中で、地元負担がなく実施している、そういう話もお聞きしたということでしたが、具体的にもう少し聞いていただければよかったなという部分も、教えてもらえばよかったなという部分と、それと、今回の交付金においても限度額が示されております。その中で、その町がどういうふうに使ってもいいとは認めてくれるだろうと思っております。ただ、私どもも要望して、実際本当に採択、これで上げたとおりに認めてもらえるかどうかというのはわからない部分がありまして。今後、新年度以降、それぞれの自治体が計画を作成し、それに向けて取り組みをするところには国は幾らでも金を出すと言っていますけれども、絶対限度額があるだろうと思っています。全市町村、何十億もそれぞれ出して、じゃあそれを認めてくれるかという絶対あり得ないわけですし、恐らく、そう言ってもこれからは限度額というものが示されて、この事業はいい、だめだというのも出てくるだろうと思っています。

まだ国のほうから全く、新年度の部分は詳細は示されてきていないんです。国会のほうで自治体がやりたいなら幾らでも出しますと報道は流れていますが、我々には詳細が流れてきていないということです。今後、そういう国の詳細の部分を見ながら、来年1年かけて計画をそれぞれの自治体がつくるわけですので。ですから、今、中館議員さんからもありました。そういう農道の砂利とかそういう部分、負担なくしていくこともどうかと。その事業の中では恐らくできると思います。そうなると、別な部分の、予定しているところは限度額しかありませんのでここは使えないということになってきますので、そういう部分はそれぞれ各課からのほうの要望等々も調べながら、これは総体的に取り組んでいきたいと思っています。

また、簡易舗装等につきましても、実は現在においても地区によってはちゃんとした舗装まで要らないと。我々が敷きならしすると。そういうことで取り組んでいただいている町内もあるんです。ですから、そういう、特にメーター数もそんなにない、簡易舗装でもいいというところは、これは私どもも原材料費は出しております。その分、町内の方々も全部町でやってくれではなくて、自分たちもできる部分はやるんだと。そういう部分においては私どもも原材料費等々につい

てはしっかりと提供していきたいと思っております。

それから、災害等のときですが、いつも中館議員さんとも同じように私も疑問を持つわけですが、災害復旧というのはあくまでも復旧なので、壊れた部分しか認めないと。我々からすると、すぐ隣が次の水害が崩れるのが目に見えているんだと、そこまで直してほしいと言っても、災害復旧はあくまでもその部分だけですと。これは私も本当に、逆に言えば無駄な予算を次のときにまたかけるんじゃないかなと思っていますので、何とかやはりこれは、国の考え方でございすからなんですけれども、やはり災害等のときにおいても、そのときにそこを整備するというこのほうが私は本当に効率的・効果的だと思って。中館議員も同じ考えだと思います。今後また、国会議員の皆様方にもそういう声を、やはりこれは何回も届けて要望していかなければならないと思っております。

国のほうも人口減少、本格的に動きはしたなと思っております。この動きについては私は評価したいと思っておりますし、私どもも有効に活用もさせていただきたいと思っておりますので、今後、また新年度、どういう計画書にまとめていくかという部分が大事になってくると思っております。それと、恐らくこの支援は長くて5年というぐらいの期間ではないのかなと。ずっとその予算をつけていくという部分はちょっと余り安易に我々考えちゃいけないなと思っておりますので、将来的なそういう後にも続けていける、そこも見据えながら計画をつくってまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問。中館文雄君。

○3番（中館文雄君） ありがとうございます。せっかく、国また県もそういうふうにやりたいと今、声が出ているところですから、それに乗じてというわけではありませんけれども、我々南部町、果樹の里ということでよく町長言われます。ミカン、パイナップル、バナナ、この3点以外はとれる地域だということを生かして、私は県の出先機関、試験場のような、事務所その他誘致活動も起こすべきだろうと思っています。ですから、せっかくこういう地域でいろんなものがとれるんですから、それを生かすためにどうするかということはやっぱり、町民の声もあると思いますけれども、県からも指導を受けて、どうすれば地域の雇用創出に役立つか、また、地域の活性化にも役立つかということで、少なくとも三八地区では南部町が果樹としては恐らく1番だろうと思いますので、そういう地域に県の研究施設、また、そういう場所をぜひ誘致して、町民の、せっかく今、名久井農業高校はそういう勉強をしている生徒も卒業しています。来年からは、

卒業するところまで来ていました。ですから、そういうものを活用するものがあったてもいい地域だと思いますので、ぜひ町長にはそういうところもひとつ念頭に置いて、三村知事に積極的に要望しながら、地域、まちづくりのために頑張っていただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午後０時10分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後１時00分）

.....
○議長（坂本正紀君） 14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。３月定例議会に当たり一般質問を行います。

初めに、昨年12月の総選挙を受けて第３次安倍内閣が誕生いたしました。安倍政権に対する意見はさまざまあるでしょう。自民党元幹部からこのような発言が上がっていることをご存じでしょうか。「保守政治と言うより右翼政治みたいな気がする」「安倍首相は自分がしていることの恐ろしさをわかっていない」など、「安倍暴走に批判」と報じられております。安倍政権に対してお身内からも批判の声が上がっている中、地方政治を左右する国家予算案に厳しい目を向けることは町民の生活を守るためであります。地域経済を発展させるために何かできるかを提案するためでもあります。以上の気持ちを込めて一般質問を始めます。

社会保障切り捨て、大企業優遇、大軍拡の予算、国の来年度予算案に対する町長の見解について質問するものであります。

消費税８％への引き上げ、年金は引き下げられ、生活は苦しくなるばかり。一般庶民の感情ではないでしょうか。安倍政権は社会保障のためと言って消費税を引き上げました。にもかかわらず、国の予算案では、社会保障の自然増の削減を復活させて介護・年金、医療、生活保護、あらゆる分野において社会保障の手当たり次第の切り捨てをやろうとしております。その一方で、財政再建と言いながら、もうけを上げている大企業に対しては減税をし、３年連続で軍拡予算を進

めています。5兆円の軍事費に拡大して、自衛隊を海外で戦争する自衛隊につくり変えようとしています。安倍内閣の目玉とされるまち・ひと・しごと創生事業費の財源は、消費税10%増税が前提となっているなど庶民感覚からずれているのではないのでしょうか。

消費税の増税分は全て社会保障に充てると言っていましたが、社会保障の充実に充てられるのはわずか16%にすぎません。病気で入院した場合の食費の負担を1食260円から460円へと大幅に引き上げるとか、後期高齢者医療の低所得者の保険料の特例軽減を廃止する、介護保険の利用料の2割への引き上げ、対象は年金収入280万円以上など計画されております。高齢者の6割は年金だけが家計の全てだと言っています。しかし、政府は年金だけで老後の生活を賄う考え方で設定していないと開き直っております。農協改革の政府の姿勢から見える農業に対する考え方など、地方の活力を冷え込ませるばかりではないのでしょうか。町長の見解を問うものであります。

介護報酬引き下げの影響について質問します。介護施設に働く皆さんは、今でも低賃金で働かれ、重労働に耐えながらも生きがいを感じている人がいる一方で、これ以上頑張り切れないと職場を去らざるを得ない人がいます。介護施設では職員を募集しても集まらず、職員不足は深刻ですと言っています。重大なことは、介護報酬の2.27%引き下げという過去最大規模の削減です。今でさえ介護・看護疲れによる自殺、殺人が毎日のように、こうした痛ましい事件が日本のどこかで起きています。介護報酬の引き下げは、この事態に一層拍車をかけるのではありませんか。自治体として何らかの手を打つことはできないものでしょうか。介護職員に対して処遇改善のための予算を組んでいる自治体はあります。町長におかれましては介護現場の実態を理解され、自治体として実行できる手だてを講ずるよう求めます。答弁願います。

保育行政についての質問です。公立保育園の民営化については、21世紀を迎えるころからの構造改革、規制緩和が叫ばれ、民間でできるものは民間でという施策があり、公立から民間へという流れが強められてきました。地方では過疎化による園児数の減少があり、公立保育園を廃止または統合してきました。

当町では、合併当初より民営化が計画されてきました。これからの幼稚園、保育所はどうなるのかと不安の声が聞かれました。私は何度か質問に立ち、公立保育園・幼稚園を守れ、保育料の引き下げをと訴えてまいりました。国による保育行政の後退もあり、地方も不利益を受けたとは思いますが、国、自治体は日本社会の将来そのもの、つまり子供たちのために財政の拡充を図り、公立保育園、私立保育園を初めとした公的保育の拡充に力を尽くすべきではないのでしょうか。

公立保育園の民営化とはどういうことでしょうか。公立保育園が廃止されて、新しい私立保育園をつくるケースがあります。この場合、公立保育園の建物は民間の法人などに譲り渡されます。

場合によっては無償ですが、有償で買い取ることが条件となる場合もあります。保育園の建物や場所はそのままで、保育園を運営する主体が公立保育園（自治体）から私立保育園、社会福祉法人や企業などへ変わっていく。民営化される前の公立保育園は自治体が責任を持って運営してきたので、これは大きな変化ではないでしょうか。これだけの大きな変化を受けられる子供を預かる保護者への説明を、時間をかけて行う必要があります。何よりも、保育の質の向上が図られなければなりません。以上述べました背景をもとに、子ども・子育て支援新制度について質問します。

教育、保育施設を利用するための手続はどのような様子で進められ、入園・入所を断られたとか保育時間の短縮を求められた保護者はいなかったのでしょうか。

当町の子ども・子育て会議の構成員の公開と会議内容の公開はどのようになっており、今日までどのような話し合いが行われたのでしょうか。

事業者の公募はどこまで進み、事業者の実績をどの程度評価するのでしょうか。

現在の保育士の処遇は、これからどうなるのでしょうか。保育内容の低下につながることはないのでしょうか。

保育料助成の考えはおありでしょうか。答弁願います。

耳の不自由な方への対応について質問いたします。年々、お年寄りの方はふえていく環境にあります。年をとるごとに体に不自由なところがふえていきます。加齢による耳が不自由な方もふえているのではないのでしょうか。私は、体験学習で80歳代の身体を再現し、体がどのようになっていくか経験いたしました。耳がほとんど聞こえないという体験は恐怖に近いものでした。足か踏み出すことが困難になり、立ち尽くしてしまいました。周囲から音が消えるとはこんなに恐ろしいものであるかと感じました。一度体験されてはいかがでしょう。

さて、庁舎に用事があっても、聞き取れないと足が遠のきます。自分は耳が不自由であるということを伝えにくい雰囲気もあります。特別に部屋を用意して静かに対応することが求められています。質問の要旨に書きました耳カードとは、町が発行していますジェネリック医薬品希望カードを参考にしました。耳カードを提示しますと、耳の不自由な方に対して話し方や環境が用意される。この点を希望して質問したわけであり、役場窓口や銀行、病院など、また、買い物でも不自由を感じるときが来るでしょう。今、不自由を感じている人のためであり、これからのことも考え、対応が求められています。答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、来年度の国の予算全般につきましてでございますが、税収の増を背景として増額されております。反面、国債の発行は抑制され、将来への負担は軽減されたものと思っております。主要経費を見ても、防衛関係経費の増加はありますが、社会保障費の充実を図るものとして増額されております。また、地方財政計画に関しましては、地方税増収を反映させ地方交付税総額は減額となっておりますが、一般財源総額は61兆5,485億円、前年度比2%増の過去最高の額が確保されており、一定の強化ができるのではないかと考えております。

次に、介護報酬引き下げの影響と町独自の取り組みを行う考えはというご質問でございますが、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護給付費分科会では、平成27年度介護報酬改訂案の諮問を受け、平成27年2月6日に改定案を了承し、厚生労働大臣に答申したところであります。これによりまして、介護報酬に係る諸基準の改正は27年度から実施される見込みでございます。

このたびの介護報酬の改定は、少子高齢化の急速な進行の中、平成27年度で15年目を迎える介護保険制度の維持可能性を高め、高齢者ができる限り住みなれた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現していくため、中・重度の要介護者や認知症高齢者の対応のさらなる強化、また、介護人材確保対策の推進、サービス強化の適正化と効率的なサービス提供体制の構築を重点的に取り組むということを基本的な考えとした改定内容となっております。この改定によりまして、介護サービスの基本報酬に係る部分につきましては4.48%の引き下げとなりましたが、介護サービスの充実に対しプラス0.56%、介護人材の処遇改善に対しプラス1.65%とし、全体としてはマイナス2.27%となる見込みでございます。介護サービスを提供される事業者におきましては、基本報酬の減額によりまして収益が下がることとなりますが、重点的な取り組みに対する新たな加算の創設や加算の引き上げ、在宅支援に対する機能強化や基準緩和、介護人材処遇改善加算など基本報酬以外の加算で強化されることとなっており、介護報酬改定の影響は比較的少ないものと考えております。

これとは反対に、介護サービスを利用される方にとりましては、介護報酬の改定によりまして必要な介護サービスを改定前より安く利用できるということになります。また、介護サービスを提供される事業者にとりまして懸念されているのは、不足している介護人材の確保かと思われませんが、介護人材の確保対策につきましては、現在国におきまして検討が進められている状況でござ

ざいます。

当町におきましては、これらの国の施策の動向を注視していつてまいりたいと考えており、現在のところ、町独自の取り組みについては考えてございません。国のほうも消費税、また8%から10%の予定もされておりますが、社会保障の部分を強調しております。ですから今後、国がどのような社会保障関係の部分の具体的な部分を出してくるのか、そういう部分を見きわめながら考えてまいりたいと思っております。

次に、子ども・子育て支援新制度についてお答え申し上げます。

まず、教育施設、つまり幼稚園の利用手続についてであります。新制度では保護者が希望する幼稚園へ入園を申し込み、入園の内定を受けた後に幼稚園を通じて町に対して支給認定申請を行い、町から認定を受けて幼稚園と保護者の間で利用契約を締結する形となっております。町立名川幼稚園の申し込み期間を1月5日から2月2日までとしておりましたが、随時受け付けている状況で、現在のところ、38名の入園の申し込みがございます。

次に、保育施設、つまり保育所の利用手続であります。町立保育園への申し込みは1月5日から同じく2月2日までを期間とし、新規及び継続の入所者につきまして受け付けを行ったところ、新規で41名、継続で229名、合わせて270名の申し込みがございました。このほか、他市町村の保育所の利用を希望する方につきましては1月5日から1月16日までを期間として受け付けを行ったところ、新規で10名、継続で46名、合わせて56名の申し込みがあった状況でございます。

今後、幼稚園及び保育所、どちらにつきましても、3月中には支給認定証の交付を行うとともに決定通知書を発送することとしております。

入園・入所を断られたとか保育時間の短縮を求められた保護者はいないかという件でございますが、幼稚園につきましてはこれまでに入園の内定を受けられなかったという方はなかったようでございます。保育所につきましても希望する施設を複数申請していただいておりますので、いずれかの施設を利用できるように町が調整を行うこととなっております。また、就労時間等によりまして保育時間が8時間の保育短時間の利用となる場合がございますが、継続入所の場合は保育短時間の場合におきましても必要に応じまして保育時間が11時間の標準時間の利用ができることとなっており、保育時間の短縮を求めた保護者はございませんでした。就労場所や通勤時間等を考慮しながら、保護者の負担が大きくなるよう利用の調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、当町の子ども・子育て会議の構成員と会議内容の公開についてはのご質問でございます。当町の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきまして町の子

育て支援に関する施策の調査・審議を行う機関として平成25年6月に設置したものでございます。委員は学識経験者や教育、保育関係者の方々にお願いをしております、これまで南部町子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、町の子育て支援施策について調査・審議を進めてきたところであります。

会議の内容といたしましては、子ども・子育て支援新制度についてや、南部町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について、南部町子ども・子育て支援事業計画案についてなどがございます。

構成員と会議内容の公開についてであります、今年度内に策定を予定している南部町子ども・子育て支援事業計画によりまして公表してまいりたいと考えております。

次に、事業者の公募状況と実績評価についてお答え申し上げます。

平成26年8月、第1回の町立保育園・幼稚園民営化移管事業者選定委員会を開催し、募集要項及び募集期間等について協議をし、応募期間は9月16日から9月30日までとしまして町の広報、ホームページ、新聞などで広く募集を図りました。応募状況は保育園では11事業者、幼稚園では1事業者でありまして、選定委員会では法人の経営理念、経営状況等の書類審査と面接審査を経まして、12月18日の第5回選定委員会において移管先の事業者を決定しまして私のほうに答申されたところであります。

次に、事業者の実績の評価についてであります、これまでの運営状況と現状の内容について委員の皆さんから書類審査と面接によりまして確認していただき、それぞれ採点してもらって評価を反映したということであります。選定結果につきましては、南部町子ども・子育て会議や町の広報及びホームページ等におきまして保護者の方々を初め町民の皆様にも広く周知してまいりたいと考えております。

次に、民営化に伴う職員の処遇と保育内容の低下についてのご質問でございます。

民営化に伴う保育園の保育士及び幼稚園の教諭につきましては、移管先の法人の職員として勤務することが可能ですし、また、町職員として勤務することも可能としております。なお、事業者を公募する際の募集要項におきまして、現在、町立保育園・幼稚園で勤務する職員、臨時職員に関しては、本人の希望により可能な限り民営化後の園で引き続き雇用することを条件として付しており、今後、その条件を遵守する旨の覚書を両方で交わすこととしております。

次に、保育内容の低下についてであります、保育園・幼稚園の民営化は、民間ならではの創意工夫で現在の保育・教育サービスのさらなる質の向上を目指すものでございます。このため、平成28年4月の民営化に向けまして、平成27年度におきましては移行のための準備期間としまし

て、移管先の保育士・教諭との引き継ぎや合同での保育・教育の時間を十分確保しまして、保護者の皆様に納得いただける保育・教育サービスを提供できるよう町と事業者が取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育料の助成についてのご質問にお答えします。

保育料の助成につきましては、昨年9月の定例会におきましても工藤幸子議員からご質問いただき答弁しておりますが、財政面の将来的な部分をしっかり検討し、判断しなければなりません。平成27年度における保育料の助成につきましては今のところ、考えはございませんが、27年度からは小学校・中学校の給食費無償化の助成や、先ほどの山田議員への答弁の中でも申し上げましたが、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費、子供医療費について、医療機関に支払いをしないで済むようにいわゆる現物給付にすることなど、子育て世代に対する魅力ある事業を実施してまいりたいと思っております。今後、町立の保育園と幼稚園は民営化を行うことにより運営が法人へと移行いたします。保育所及び幼稚園の保育料につきましては、移行前と移行後で利用者負担額に格差ができないように、また、民営化のことと関係ございませんが、他市町村の利用者負担額につきましても考慮しながら、国の施策を見きわめ、町といたしましても無償化ではないとしても何かしらの軽減策を講じていけるのか、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、耳が不自由な方への対応についてでございますが、昨年度末現在、当町におきましては身体障害者手帳の交付を受けている方は924名おり、このうち、聴覚障害者手帳の交付者は68名となっております。聴覚障害や内部障害などは一見、障害がなるのかどうか分かりにくく、日常における手助けはもとより、緊急時や災害時におきまして不便を感じているものと思われます。しかしながら、議員ご質問のカードを提示することで耳が不自由で支援を必要としていることを周囲に理解してもらえことから、障害のある方にとりましては安心して暮らせることができる大変有意義なものであると認識しております。

全国的に有名な取り組みといたしましては、東京都におけるヘルプカードがございます。これは、耳だけに限らず、障害がある全ての人が周囲に自分の障害への理解や手助けを求めるツールとしているものであります。都内で統一的に活用できるよう、カードのデザインや形態などの標準様式を定めたガイドラインを平成24年度に東京都が策定し、都内の多くの市区町村においてヘルプカードが作成、配付されているものであります。全国でヘルプカードに取り組む自治体がふえている一方、青森県内におきましては現在取り組んでいる市町村はございません。しかしながら、知的障害者の家族の方が中心となって組織されている一般財団法人青森県手をつなぐ育成会

におきましては、ヘルプカードのついた防災ハンドブックを作成し、会員への配付あるいは非会員への販売を行っているところでございます。

また、NTTグループでは、耳や言葉の不自由な人のために昭和58年から「電話お願い手帳」を作成し、各自治体や福祉団体に無償で配付してございます。この手帳には「病院に連絡してください」「避難場所に案内してください」などといったメッセージが印刷されているほか、「ゆっくり話していただけますか」「今、何が起きているのですか」といったお願いカードも備えたコミュニケーションツールとしているもので、本庁舎、南部分庁舎、健康センターの各窓口に備え置き、必要な方にご自由にお持ち帰りいただいているところであります。

議員ご質問の耳カードにつきましては、現在、町といたしましては取り組んでおりませんが、実施するとしたならば耳だけに限らず、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない障害の方に対しまして取り組まなければならないものであります。また、障害のある方は町外におきましても困ったことや災害に遭うことも考えられますので、ヘルプカードが有効的に機能するためには、障害のある方だけでなく、周りの方々の理解、さらには、町独自というより広域的に取り組んでいくことが必要であると思っておりますので、今後、県、また近隣市町村等ともいろいろな情報を交換しながら検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 国の予算に対しては、国の補正予算に対しても同僚議員にも答弁があり、考え方としましては町長も苦しい立場に置かれているのだろうとは思いますが、新年度予算に対して「評価できる」という答弁はいかがなものでしょうか。確かに私は国の予算の中心を社会保障費など限定して訴えたわけではありますが、なかなか庶民感覚からは、ずれている新年度予算ではないのかなということを指摘しておきたいと思います。

ところで、町長は、この組織はご存じだと思いますので読んで質問させていただきます。国の予算に対しての再質問です。「昨年11月に第58回町村議会議長全国大会が開かれました。地方創生と人口減少克服に関する特別決議等を採択しております。その特別決議の1つに、町村税財源の拡充強化に関する特別決議があります。多くの町村においては、これまでも若者の流出などによる地域人口の減少に伴い、地域経済の活力低下、地域の伝統文化の継承の危機に直面し、必死の思いを持って維持保全に努めてきているが、依然として多くの課題を抱えている」と言い、「こ

れまでも増して活力のある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源委譲と偏在性の少ない安定的な地方税体制の構築を進めるとともに、大都市への税源委譲の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額とあわせ、一般財源の充実・強化が不可欠である」と言っております。地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定に当たっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割り増し算定の拡充を図ることとも言っております。

町長におかれましては、一致できる項目はあるのではないのでしょうか。一致できる予算に対しましては、予算確保のためご努力いただけますように要望するものであります。いかがでしょうか。

次に、介護報酬の件であります。これは介護保険制度そのもののやりとりを何度もしてきた中で、やはりどうしても国に対して介護保険制度を抜本的に変えていただかなければ根本は改善されないのではないのでしょうか。要するに、介護保険料は3年ごとといいますか、とにかく引き上げられているのに、サービスに係る、要するにサービスの内容は年々、受けられるサービスが少なくなってきておりますし、利用料に対しましては厳しい中でその介護利用料を工面するにも大変だという声が年々上がってきております。ということで、介護制度に対する国の予算増額をどうしても求めていかなければならないと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、介護職員の賃金に対しましては、どうして介護保険料などで賄っていかなければならないのでしょうか。最低賃金のやりとりをしておりますが、介護職員の賃金など、給料は、やはり別枠で、十分に賃金が行き渡るような制度の改善を求めていかなければ、介護内容の充実を図るためには人件費がかかるということで、ますます介護保険料に跳ね上がるのではないのでしょうか。この点をどのように考えておられるのでしょうか。これは今、なかなか仕事につけない人も、能力のある方、適正のある方は介護とか福祉分野で働いていただくためにも、まちづくりにもつながるよい方策ではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

なかなかこの、子ども・子育て支援制度は今までにない制度で、なかなか複雑な流れになっているようです。ところで、昨年12月の広報なんぶちょうに「新制度による入園・所の流れ」という文章が載りました。この流れにのっとって手続されたとは思いますが、保護者の皆さんに対して、申し込みをするなど大変な時間がかかったと思いますが、その点でのお話などはなかったのでしょうか。随分短い期間での支給認定の申請だと考えてみておりましたけれども、この時間内に皆さん、手続を済まされたのでしょうか。現場の声をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

また、新制度の認定について、11時間とか8時間、このような枠が決められておりますが、本人のといいますか、保護者の仕事内容によって、短期間といいますか8時間のほうに、それを選ばなければならないとかそういう事例はなかったのでしょうか。仕事内容は11時間でなくても、移動時間などさまざま考えると8時間以上要するということも考えられますが、この点でのやりとりはどうだったのでしょうか。要するに、短時間での申請だけだと、割り増し料金といいますか、時間外のような料金を請求されるということも書いてありましたが、いかがでしょうか。

また、こちらでは幼稚園もあります、やむを得ず、隣近所に子供さん方が少ないために、保育所に入れて子供の環境を豊かにするという考えで保育所入所を勧めた時期もあったと聞いておりますが、この点での内容はいかがでしょうか。

次に、公開の問題ですけれども、子育て会議などの構成員の公開と会議の内容について、実質、公開するという答弁であります、その中に子育て中の方が子育て会議の構成員になっているのかどうか、実態がきちんと把握されるような内容になっているのか。子ども・子育て会議の構成員、先ほどさまざま3団体の話がありましたけれども、実態は反映されているのかどうかもう一度お聞きいたします。

民営化保育園・幼稚園の設置運営法人の選定についてであります、文書をいただいたわけですからその保育園・幼稚園の移管先法人を公開するのかと思っておりましたが、まだ公開できない時期にあるのでしょうか。公開できるのであれば説明していただき、何ゆえにこの3法人といいますか、幼稚園は学校法人ですけれども、その内容、なぜここに決定されたのかをもう少し詳しく説明していただきたい。

(4)の保育士の処遇についてであります、多くの例を見ますと公立保育園で働いている保育士さんはやむなく職を去られるような状況で、新たに選定された社会福祉法人のほうから職員が来るという例がたくさん見受けられるのですが、移管先に職員が安心して働けるという確約ができていますのかどうか。これは、これからの保育内容についても大きくかわっていく問題ですので、どこまで、理想の形ではなく、現実どのようになっているのかをお知らせ願いたいと思います。

(5)の保育料助成であります、今回はさまざまな評価できる項目も上がっておりますが、実際、保育料の条例改正が今回、上がっている中で、なかなか厳しい料金設定になっております。これは長く、今までもやりとりをしてきた中で、今すぐ保育料の段階を細かくということをお願いわけですが、時間を置いてこれは改善できるように訴えていきたいと思っております。

耳カードに対しましては大変詳しいご説明、ありがとうございます。ぜひ実現できるように各

団体の皆さんのご意見をお寄せいただき、実施されるように求めます。

以上、再質問です。答弁を願います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、まず、私のほうから先に答弁し、必要な部分については担当課長、関係職員のほうから答弁してまいりたいと思います。

まず、国の予算案関係でございますが、議長会と同じに私ども全国町村会においても、まずは安定した地方交付税の総額の増額、ここをずっと要望してきております。やはり我々、地方自治体にとりましては地方交付税というのが、その交付税の中でそれぞれの町である部分、自由に使える額でございますので、非常に自治体にとると、まずは地方交付税の増額を要望しているところでございます。その中でいろいろな事業等々においてお願いをしていくこともこれからもあるわけでございますので、これは当町のまちづくりに関連する部分等もしっかりとお願いをしながら、特に、議員からご指摘ありました社会保障の部分、ここはやはり私は安定した社会保障制度をつくってほしいというふうに思っております。そういうことで、国のほうも5%から8%、当初5%から10%の計画でいしましたが、経済状況等を見て8%に据え置き、予定だと来年には10%になる予定でおります。私はやっぱり、介護保険を含めながら、国保もそうでございますけれども、そういう部分の、やはり安心して高齢者の方々も生活できるようにしていく、そのために政府も社会保障費に充てていきたいということで消費税を上げたわけでありますので、これは我々町村会も、また議長会のほうも一緒になって今後も要望してまいりたいと思っております。

次に、介護報酬等でございますが、ここにつきましては、今回の見直しは、1つは、これは全老人ホーム施設に該当するとは思っておりませんが、報道によりますと標準的に平均的に数億円の余剰金があるのではないかと、そういう指摘がされていますが、恐らく私は、それは大都会のほうはそういうところもあるのかもしれませんが、全くそういうことはないだろうと思っております。そういう中で、事業者の方も今回、大変じゃないのかなと。補助引き下げという中で行わなければならない。ただ、利用する方は、さっきも申し上げました安く利用できるようなります。ですから、全てが悪くなったのではなくて、利用する側からすると安くなるのでいいというのがあるわけです。ただ、事業者の立場から考えると引き下げになりますので、これまた経営的に私は大変になるだろうと。

そういう中で、人材確保も大変、私どもの老健を見ても、全協でもちょっとお話しさせていた

だきましたが、非常になかなか、募集をかけても希望者がいないという状況も出てきております。ですから、国でしっかりそういう人材確保できるような形を、制度をつくって安心できるようにしていかなければならないと。1つの自治体だけでというのは非常に難題でございます。これはやはり、国でしっかりとした社会保障制度をつくっていく。そのためにさらなる消費税をアップするんだと言っていますので、これは実行してほしいなど。こういう声はまた要望していきたいと思っております。

幼稚園・保育園、子育て会議、民営化、保育料等につきましては、それぞれ担当課のほうで進めてきておりますので、直接、そういう意見を聞いている課でございますから、それぞれかかわる課長または副町長のほうから答弁をさせたいと思っております。

あと、保育料の部分、これは現在、幼稚園・保育園を民営化するのと全く関係ございませんでして、国の制度で制度改正がなり、それにあわせて全国どこの自治体もその条例改正に伴って南部町は南部町の条例、何々町は何々町条例と、これはそれぞれの町の条例になっておりますが、我々は国の制度に反してはならないということもありますので、それにあわせて条例の改正を行うことでありまして、私どもが民営化を進めている部分と現在示されている保育料のあれとは全く関係ない中で行われているということだけご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 私のほうから保育事業のほうについて説明します。

制度改正が保護者に伝わったのかということなんですけれども、現在、保育園・幼稚園等を利用している父兄の方には直接にも伝えておりますし、新規の方についても伝わるように広報等にも載せましたし、伝わったかと思えます。

その中で、短期の8時間を望んだ人はいなかったのかということで、いませんでした。通常、現在利用されている方、共稼ぎの方が多くて、やはり11時間を望んでおります。

それから、入園を勧めたというのはちょっと理解できなかったんですけれども、現在、子供の4分の1弱がまだ利用していない子供がいます。その方々に直接、入園を勧めるということはありません。

それから、子育て支援会議のメンバーなんですけれども、保育園、3保育園、幼稚園、児童館、学童保育の父兄をメンバーに入れて子育て支援事業計画、この中の要望として盛り込んでおります。今、策定中なので、最終案、今月中にはでき上がるかと思っておりますので、そのときは議員の皆

様に配付いたします。

それから、保育園を民営化した際の人員の雇用についてですが、今後、事業者と覚書を交わすことになりますが、その中で要望として、現在雇用を希望している方についてはそのまま引き継ぐようなお願いをしたいと考えております。ただ、役場の職員については町長が申し上げましたようにそのまま保育園で勤務するかもしれないしくは役場のほうに戻るかということで選択がありますが、臨時で働いている方については雇用継続をお願いしたいと思います。

それから、このことについては、事業所を募集する段階で伝えてありますし、面接した段階でも人員の雇用については今のところ、何の問題もないかと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 幼稚園・保育園の選定につきまして少しつけ加えさせていただきます。

まず、ガイドラインというのを先につくりまして、選定基準はこちらのほうで公開しておりますので、議員の皆様方にもガイドラインにつきましては配付してほしいということでありましたので配付しておりますが、その中では、選定基準の中については、例えば理念とか公共性を持ち合わせているとか、あとは子供たちの育ちに重点を置いているとか、運営をしっかりとやっているかどうか、まだまだいっぱいありますけれども、これらを公表して応募を求めています。これは幼稚園のほうも同じであります。

それから、その後につきましては、皆様方にもお知らせしておりましたけれども、いつからこういう選定に入りますよということでありました。それで、次は、公開につきましては、まず先に議員の皆様方にお知らせをして、次は3月の広報、あさっての木曜日に発行いたしますけれども、その広報に載せてあります。と同時に、同じ日にインターネットで公表することとしております。そして、その後は業者さんのほうといろいろ打ち合わせをしながら、次の作業に、引き継ぎを含めて移行しようとしておりますので、必要な部分につきましては議員の皆様方にもお知らせをしながら進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 私も、民営化ガイドラインから今回の質問をまとめたわけではありますが、全容がなかなかわからないし、どういう評価をされてこの3事業者が上がっているかもわからないので、詳しくこれから説明をしていただくように要望し、終わります。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月4日午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後2時01分）

平成 2 7 年 3 月 4 日（水曜日）

第 6 1 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第61回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年3月4日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

6番 沼 畑 俊 一

1. 町内における農道の整備について
2. 農地・水・環境対策事業について
3. 使用されていない町有財産の管理及び今後の利用計画について

15番 川守田 稔

1. 国民保険料の引き下げについて
2. 学校給食センターやチェリウス等の衛生管理の実態について

7番 根 市 勲

1. 「連携中枢都市圏」構想と町の取り組むべき課題について

16番 工 藤 久 夫

1. 人口減少社会と町並み再生、保存維持、空き家対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君

17番 坂 本 正 紀 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第61回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に順次発言を許します。

6番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（6番 沼畑俊一君 登壇）

○6番（沼畑俊一君） おはようございます。

それでは、通告をしておりました3点について質問いたします。

きのうの質問と重複する部分があるかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。

国の人口は減少に転じ、高齢化と相まってさまざまな面で問題になっております。そんな中で、農村の現状は急速に高齢化が進み、後継者の減少、集落減少により集落消滅の一手手前の状況のところもあると報道されております。地域の会合に出ると必ず話題になるのが、あと5年後にはこの地域はどうなるのかという不安の声が多く聞かれます。そんな現状をただ嘆いてばかりではどうにもなりません。できる対策を考えなければと思うのは私だけではないと思います。

町でも後継者対策を初めさまざまな補助事業を実施して農業振興を図っていますが、道路整備も対策の1つだと思います。そこで、町内における農道の整備について質問いたします。

1点目、現在、中山間事業による農道の整備が行われていますが、その進捗はどのようになっているのか。また、そのほかの農道整備はどのように行われているのか。中山間事業は平成27年で終わると認識をしておりますが、その後はどのように整備を進めていくのかお伺いいたしま

す。

2点目、町内で水環境対策事業が実施されていますが、集落維持に有効だと理解をしておりますが、事業の実施状況はどのようになっているのか、また、事務手続きが複雑で大変だと言われておりますが、どのように認識しておられるのかお尋ねをいたします。

3点目、現在、使用されていない町有財産についてであります。現在、旧名川分庁舎、改良区事務所、南部幼稚園、そのほか病院、学校を初め町有財産が各地にあります。何かに利用できないのかという声が多くありますが、今後の管理及び利用計画についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

以上、3点について答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑俊一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町内における農道の整備についてでございますが、初めに、中山間地域総合整備事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

この事業は、県営南部町地区中山間地域総合整備事業として平成22年度から国から採択を受け、平成27年度事業完了の計画でしたが、県の事業計画変更により、平成28年度までの予定で現在、実施しているものであります。農道整備14路線、約9,900メートルを主として、集落道4路線、約3,600メートルや農業用排水路1路線、550メートル、防犯灯2地区30基を総事業費約17億5,000万円で整備するものであります。

この中で、農道整備は今年度末までに14路線のうち7路線が工事完了済み、3路線が工事着工しており、路線数における着手進捗率は約7割となっております。未着工路線は4路線であります。用地買収が完了した路線から順次着工していくこととしております。なお、集落道について申し上げますと、集落道4路線のうち1路線が工事着工済み、未着工は3路線であります。農道と同様に用地買収が完了した路線から順次着工していくこととしております。

次に、その他の事業の実施状況についてお答え申し上げます。

まず、旧八戸広域農道の舗装改修工事を県営南部町地区農道農地整備事業にて平成24年度から実施しております。工期は平成24年度から平成32年度までの9年間、総事業費は約6億円となっており、旧八戸広域農道約12.1キロメートルのうち、約7.8メートルの舗装を改修するものです。

が、今年度末までに野場地区付近約1.1キロメートルの区間が完了しております。次に、鳥舌内地区と野場地区を結ぶ延長約1.5キロメートルの区間を平成24年度から県営鳥舌内地区農地整備事業にて実施していましたが、こちらは今年度に事業を完了しております。なお、この事業は総事業費約1億7,000万ですが、負担割合は国が50%、県が50%で、当町の負担はないものでございました。

このほかにも未整備農道における農道補修材料として、地区からの要請により、町では敷きならし用砕石や生コンクリートの支給をしております。砕石や生コンクリートの敷きならしは、ともに地区住民の方から行っていただいているものでありますが、急勾配の農道にあっては生コンクリートを敷きならすことによって、近年の短時間に降る強い雨により頻繁に起こっていた路面洗掘や砕石流出が解消し、大きな効果を得ております。

次に、今後の計画についてお答え申し上げます。

まず、当町の主要な幹線農道につきましては、これまでに県営による広域農道事業や町が事業主体での農免農道事業等により順次整備を行い、管内においてはほぼ整備が完了していると認識しております。しかしながら、直接、農道に通じる農道、いわゆる通作道については未改良で、道路幅員が狭いため車両の通行に時間を要したり収穫物の荷傷み原因となっているなど早期整備が望まれる路線も多数ありますので、現在、実施中の事業完了後も引き続き整備をしていかなければならないと考えております。今後も地域住民とともに農道整備の重要性、費用対効果その他実情を勘案しながら、町にとって最も有利な補助事業等を活用し、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境対策事業についてお答え申し上げます。

農地・水・環境対策事業は、地域の農地・農業用水等の資源の保全管理や環境の保全を図ることを目的に平成19年度から実施されております。実施期間は5年間で1期対策とし、今年度は2期対策となり、8年目となりました。

事業の進捗状況についてであります。平成26年度は共同活動が18地区で実施し、面積は810.90ヘクタールで事業費は2,380万円でございます。向上活動は4地区で実施し、面積は24.58ヘクタールで事業費は約100万円となっております。共同活動は地区の農道の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持の実施、花植え等の植栽活動を行っております。また、向上活動では、農業用水路・農道等の長寿命化を図る修繕・更新を行っております。

次に、事務手続の状況につきましては、年間の活動の状況を記録し、年度末の活動終了時に実施状況報告書を初め作業日報、活動記録、金銭出納簿、作業日報、写真帳等を提出していただい

ております。これらの書類は、組織が作成した活動計画に定めた農用地・水路等の保全活動等を計画に基づき実施されているか、その状況を確認するものとなっております。

難しいという言われている部分でございますが、国では平成26年度から多面的機能支払交付金への移行に伴い、事務の簡素化に取り組みました。内容は、1つ目として、2ルートあった補助金の交付ルートを一本化し、申請手続、書類の簡素化があります。2つ目としては、ひな型の使用等による書類作成の簡素化であります。3つ目としましては、活動の実施状況に係る組織の提出書類作成の簡素化を図っております。

また、県では毎年、町内の全組織に対し経理等の個別指導を行い、事務担当者の書類作成、金銭管理の指導を行っております。本事業は本年度で8年目であり、組織の事務担当者は書類作成には誤り等が少なくなってきており、的確な事務処理が行えるようになってきていると聞いております。

事務手続につきましては、今後とも国及び県等の関係機関と情報を共有し、事務担当者と町とが連携を密に、組織がよりよい活動ができるように取り組んでまいりたいと思います。

昨年も十和田市で、下北、上北、三八地区の町村長と東北農政局の懇談会がございました。事前に担当課のほうからも事務手続の簡素化を要望してほしいというふうに聞いておりましたので、その席においても事務手続の簡素化を要望したところでございます。国のほうでは、今申したような簡素化を図っているという答弁がありましたが、実際、作成している方々からするとまだ少し面倒だという部分があるというふうに聞いておりましたので、さらなる見直しをぜひお願いしたいという要望をその席上、私からもいたしてございます。また、今後もその要望につきましては意見を発してまいりたいと、こう思っております。

次に、使用されていない町有財産の管理及び今後の利用計画についてであります。まず、町の普通財産の全体の面積は、碎石のストック場及び資材置場として利用している下名久井字日向山地区の約15万平方メートルを含む、全体で約22万平方メートルであります。そのうち、売却物件として旧麦沢集会所と旧鳥舌内小学校の跡地があるほか、剣吉駅前の町有地につきましては駐車場として利用者に貸し出ししております。また、旧福地学校のグラウンドや旧剣吉中学校野跡地は、現在、イベントが開催される際の臨時駐車場などに利用しております。

今後の利用計画及び活用法であります。資材置場として利用している下名久井字日向山地区につきましては、約15万平方メートルの敷地面積を利用し、太陽光発電設備の設置を計画している民間会社から土地の売買または賃借の申し出があり、現在、検討しているところでございます。

また、旧剣吉中学校の跡地は、約1万8,000平方メートルの敷地面積であり、住宅分譲地など

として検討してまいりたいと考えております。その他の町有地につきましても、住宅分譲が可能な土地は売却を検討してまいりたいと思います。

旧名川分庁舎につきましては、昨年の12月に解体工事が完了し、敷地面積は約3,000平方メートルであり、名川土地改良区事務所として利用されていました旧ひろば保育所につきましても、ことしの1月に解体工事が完了し、面積は1,177平方メートルであり、総務課で管理しております。

旧名川分庁舎跡地の敷地の現在の状況であります。庁舎の建設されておりました部分につきましては碎石を敷いており、駐車場はアスファルト舗装のままになっております。また、既存の防災無線や書庫の一部が利用されているほか、旧公用車車庫には融雪材など町で管理する資材が保管されています。行政財産として管理している旧名川分庁舎跡地ですが、今後の利用計画は他課とも協議しながら有効活用法を検討してまいりたいと考えております。

旧ひろば保育所跡地につきましては、建てかえを検討している広場地区の集会所の建設予定地として新年度予算に建設工事費を計上しているところであります。

町有の遊休地等につきましては、今後とも売却も含め、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、南部幼稚園の財産管理及び今後利用計画についてであります。ご承知のとおり、南部幼稚園は平成26年4月1日から休園の措置をとっております。今後もこれまでどおりの管理を行いまして、幼稚園の閉園後に跡地の利用について検討してまいりたいと考えております。

このほかにも、教育委員会で管理しているその他施設としまして旧名川給食センターと旧福地給食センターの2施設があります。両施設とも書類倉庫として現在使用しておりますので、施設の老朽化の進行状況を見ながら解体等についても検討してまいりたいと思っております。

なお、旧名川病院の跡地でございますが、ここにつきましても、院長を含めながら、どのような活用方法がいいのか若干検討に入っているところでございますが、もう少し、慎重に検討しながら、十分な土地がありますので有効活用につなげてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 町長さんからご答弁をいただきました。再質問ということで何点か質問いたします。

1点目についてでありますけれども、今でも道路がなくて耕作できない、あるいは借りる人もいない、町単独では道路整備ができないというふうな中で、やはり地域によっては、優良農地と言われる地区にも道路が必要だという箇所が何カ所もあると思います。やはり地域の方々からも、何とかできないかというふうな声をたびたびいただきます。やはり水田では土地改良事業が進められておりますけれども、果樹園地帯では大分そういう整備もできないというふうな中、道路整備が延々と進まないというふうな現状があると思います。果樹の里を発展させるためにも、ぜひとも農道整備を進めてもらいたいなというふうに思います。今、地方創生という国の方針が出て、何かそういう、地方創生の中でそういう整備ができないものだろうか、その辺をご答弁をお願いいたします。

2点目の水環境対策事業の件ですけれども、私もいろいろ調べたんですけれども、提出書類がまず3分の1ぐらいに減った、あるいは手続も窓口が一本化というふうなことで、ある程度は一般の地域の方でもやれるのかなというふうな、そういう認識をしておりましたけれども、やはりまだまだ手続き、あるいは会計面が非常に繁雑だというふうな、そういう声があります。近隣町村を見ますと、南部町の団体が突出して多いわけです。そういう中で、やはり町がとりまとめるかなんかして指導の一本化とか統一した指導、あるいは事務が必要だと思いますけれども、今、再雇用とか退職者のあっせん等でそういう仕組みができないのか、その辺をお聞きいたします。

3点目についてですけれども、やはり地域の方々からもある程度、利用法について地元の要望を聞く機会を設けるとか、利用法の公募とか、そういう広い意見を取り入れるとか、あと、利用法等についても工場あるいは店舗を誘致するとか、もう少し積極的に進めるお考えはないのか。通告外かもしれませんが、工場立地に対する町の奨励金、固定資産税の減免、立地操業雇用奨励金等がありますけれども、小売業、飲食業などは対象外となっておると思います。対象にして何とか町有財産を有効に活用できないものでしょうか。その辺をご答弁お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、農道でございますが、町内には、調査すれば数字が出てくると思いますけれども、樹園地を含めながら相当なキロ数なわけでございます。これをやっていくには相当な時間を要するわけでして、まず、費用対効果、また、そういう部分、補助事業等々を活用しながら、我々とすれば自己負担、町単独予算はできるだけ避けながら整備をしていきたいと。

それが将来の町の財政の安定化につながるわけですので、そういう部分も勘案しながら順次、整備は進めてまいりたいと思っております。そして、昨日の一般質問でも若干触れましたが、それぞれの地区において、簡易舗装等そういう部分でもいいんだということであればそんなに予算をかけなくてもやっていける部分もありますので、町にとにかくお願いしたいというのであれば期間もいただかなければなりません。早くということであれば、そういう部分もそれぞれが工夫して行っていただければ、これは早くできる、そういう地区。やはりそういう体制ができる地区とそうでないところは、早い遅いというのもこれは現実的には出てくることですので、我々も町としてできるだけ整備には努めてまいりますが、それぞれの関係団体の皆さんもご協力をいただきながらひとつお願いを申し上げたいと思います。

それと、今の地域創生、ひと・まち・しごとの事業については、全くまだ事業内容が来ておりません。ですから、どういうハードが該当になるものなのか、ハードにならないのかも全く来ていない状況でございますので、今現在においてはその事業でもってできるかどうかということは申し述べられない状況でございます。そういう事業をしっかりと見ながら、基本的には、私はげきるだけ一般財源の投入を少なくして取り組んでいくということを基本にしてございますので、そういうことで、今、借金も60億減らして、逆に60億の基金をふやすことができておりますので、そういう部分をしっかりと将来の財政安定化を見ながら、ただ、やらなければならないときには単独予算であってもこれは活用しながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、水環境整備事業でございますが、1回目の答弁でも申し上げました。書類の手続き等について職員のほうも指導したりかかわっておりますので、その声は課長のほうからも私のほうに届いておりましたので、さきの会議の席でも要望いたしました。国のほうも、大分その声が全国的に多いという認識は持っておりました。いろいろな部分でまた検討はさせていただきたいという答弁でございましたが。補助事業の活用というのは、そういう部分ではどうしてもちゃんと計画どおりに行われているのか、金銭的にちゃんと外れないで使われているのか、これは当然なわけでございますので。ただ、そういう中において、同じようなことを何回も書かなければならないと、そういう指摘もいただいたりしております。ここはまた、県のほうにお願いしたり、県から国へと、直接我々からもという中で要望してまいりたいと思っております。

なお、それぞれ、県のほうでもこれは指導はしてくれておりますので、町のほうも要請があれば当然協力していきたいと思っておりますし、職員の退職者等々につきましては、退職された方々の名簿がありますので、事務的な部分においては役場職員は経験豊富でありますので、そういう方々の紹介という部分はできるのではないかと考えております。

最後に誘致関係等でございますが、一部通告外もありましたのでそこはお許しをいただいて。町有地につきましては、私どもも有効活用でいくために、恐らくさまざまな活用法が出てくると思います。分譲的なことで定住をふやしていくというふうな活用の場所、また、福祉的な部分で活用したほうがいいだろうと。いろいろ場所等によっても異なってくると思いますので、ここはいろいろな角度から最善の活用方法を見出しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。

これで沼畑俊一君の質問を終わります。

15番、川守田 稔君の質問を許します。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） おはようございます。

きょうは雨が降っていました。ですが、何か確実に春の兆しかないと、いい兆しだなと思って車で役場に来ました。

今回の議会で2点について質問させていただきます。大きな項目1つ目は国民健康保険料の引き下げについて、2つ目は町関連施設の食品衛生管理の実態について、2点であります。

まず、1点目。国民健康保険料の引き下げについてご所見を伺いたと思います。

当町の国民健康保険特別会計の基金残高は、現在3億5,000万程度の残高のようであります。適正な基金残高はどの程度なのかなと考えますと、ある指針によれば1億5,000万から4億程度と、随分とその算定の仕方によって幅が生ずるようであります。もちろん、その年その年、インフルエンザですとか流行性の疾病の発生の程度により突発的な基金からの出費などに備える必要を考えますと、その基金残高は十分過ぎるということはなかなか言えないと思います。ですが、それでも、それらを前提として町当局は基金残高はどの程度が適正とお考えでしょうか、ご答弁願います。

また、現在の基金残高から考えますと、これまでの経過を考慮に入れて考えますと、国保料金の引き下げを行ってもよろしい水準に現在あるのではないかなと個人的には考えます。町当局のお考えはいかがでしょうか。国保会計の広域化の予定もあるようでありますし、それらを踏まえてご答弁願います。

2つ目、町関連施設の食品衛生管理の実態についてご質問いたします。

南部町学校給食センターですとかチェリーセンターですとかバーデパークなどなど、食事を提

供する施設における食品衛生の管理の指導はどのように行われておりますでしょうか、ご説明ください。

2点目として、最近、青森県が実施を始めました青森ハサップ、A－H A C C Pの導入を検討されてはいかがでしょうかと思いますが、町当局のご所見をお伺いいたします。

3点目として、南部町の学校給食センターはハサップ対応の施設として設計、建設されたものであると記憶いたしますが、その設計上の特徴はどのようなものでしょうか。それらはどのような部分に反映されておるのか、実際に施設としてどのような部分に反映されておるのかご説明願います。

4点目として、衛生管理に係る人材の育成についてはどのように行われておるのでしょうか、同様に説明いただきたいと思います。

以上であります。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

国民健康保険税の引き下げについてでございますが、初めに、1点目の国民健康保険特別会計の基金残高が現在3億5,000万円程度とのことであるが、適正な基金残高はどの程度と考えるかというご質問でございます。

まず、国民健康保険財政調整基金の状況をご報告させていただきます。平成25年度末の基金現在高は3億3,920万円でございます。また、26年度において前年度の決算剰余金による積立額の1,437万9,000円を加算しますと、現時点での現在高は3億5,357万9,000円という状況でございます。当町といたしましては、予算規模のおおむね10%に相当する額の3億円をご質問の当町における適正な基金残高として国民健康事業運営を行っているところでございます。総額が約30億ほどでございますので、その10%を大体の目安として来たところであります。

続きまして、現在の基金残高を考えると国民健康保険税の引き下げを行ってもよい水準ではないかというご質問でございます。

税率の引き下げにつきましては、以前より基金現在高が3億円を大きく超えましたら検討いたしますと答弁を申し上げてきたところでございます。さらに、平成30年度には国民健康保険の都道府県化によりまして、国民健康保険事業の財政運営は県が行う予定となっております。これら

を考慮いたしまして、先月の18日に開催されました国民健康保険運営協議会におきまして、税率の引き下げについて議論されたところでございます。その際に議論された内容は、国民健康保険税の税率改正の見直しについてでありまして、税率の引き下げについて3月中に答申をいただけるよう調整を進めているところでございます。現在、引き下げをする方向で進めてございます。

続きまして、2点目の国保税の算定の要素のうち資産割について現在の地域の現状にそぐわない実態があると思われるが、算定方法の見直しを行う考えはないかというご質問でございます。

まず、国民健康保険税資産割についてであります。土地と家屋に係る固定資産税額に資産割の税率を乗じて計算し、賦課されるものであります。資産割について現在の地域の現状にそぐわない実態につきましては、当町の場合であります。最近の地価の動向は下落が継続していること、及び、農地・山林においては収益を上げるのが困難な状況であることなどのため、資産保有による税負担の能力の有無の判断は困難な状況になってきているところであります。

また、平成26年度の県内市町村の国民健康保険税資産割の賦課状況は、資産割を賦課していない町村が医療分で6市町村、後期高齢者支援金分で8市町村、介護納付金分で9市町村となっております。これらを考慮し、資産割の見直しを行った上で税率を下げる方向で考えているところであります。

次に、学校給食センターやチェリウス、バーデ等における衛生管理の実態についてでございますが、本職からは商工観光課所管施設に関してお答え申し上げ、給食センターについては教育長からお答えさせていただきます。

チェリウス及びバーズハウスにおけるレストラン営業につきましては、食品衛生法に基づく食品店営業の許可を取得しているほか、人材育成の一環として食品衛生協会が開催する食品衛生責任者講習会を受講し、施設の衛生管理に努めております。また、全国飲食業生活衛生同業組合連合会が発行している食品衛生管理マニュアルに基づき従業員に衛生管理の指導を徹底させているほか、チェリウスにおいてはこれを見やすくまとめた独自のマニュアルを作成し、対応しているところでございます。

次に、青森ハサップ導入についてお答え申し上げます。

ハサップとは、ご存じのように、食品の製造過程における危険要因を特定し、それぞれの工程においてそれを連続的に排除していくという衛生管理システムで、世界標準になりつつある概念であると理解しております。この概念を青森県産品の製造過程に導入し、県が認証することで県産食品の安全確保とブランド化を進めていく制度が青森ハサップであり、平成26年度から始められました。今年度はさきの新聞報道にもあったとおり、食品製造加工業者等を対象としており、

県全体で23事業所、25施設が認証され、当町においては名川果汁さんが認証を受けてございます。県からの情報によりますと、平成27年度からは飲食店や旅館などにも対象を広げていく予定であるとのことで、制度の内容を調査研究し、必要であれば積極的に認証へ向けた手続きを行いたいと考えてございます。

あと、学校給食センター関係につきましては教育委員会のほうからお答えさせていただき、また、再質問の詳細等々の部分についてはそれぞれまた担当課長等から答弁してまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、教育委員会のほうから、学校給食センターについての衛生管理の状況を最初に1点目、お答え申し上げます。

学校給食センターでは、文部科学省が示している学校給食調理場における手洗いマニュアルを初め、調理場における衛生管理・調理技術マニュアルや調理場における洗浄・消毒マニュアルに基づいて、調理従事者に衛生管理に関する知識を習得してもらい、安全で安心な学校給食を供給するよう努めているところでございます。このほかに、学校給食実施基準、さらには学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル、これらに沿った食品や施設面、調理従事者としての日常生活における体調管理等に留意しながら調理業務を行うよう心がけております。

特に、学校給食衛生管理基準には、調理の過程における衛生管理、施設と設備の管理、衛生管理体制など詳細に示されており、栄養士が中心となって調理従事者を指導している状況であります。

平成25年より青森県スポーツ健康課で行っております学校給食放射性物質モニタリング調査に申請しまして、学校給食1食分の放射性物質測定検査を実施し、食の安全確保に努めております。

2点目の青森ハサップの導入についてでございますが、学校給食センターではこれまでも、ハサップの概念に基づいて作成された大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って食材の納入、保管、洗浄や切断、炊飯や炒めものなどの調理、そして配送といった調理工程における重要なポイントとなる記録を残しながら、それを調理業務に活用することにより給食の衛生管理の向上に努めております。青森県が本格的に運用を始める青森ハサップの認証制度では、15項目の認証基準

が示されております。幾つかの項目が学校給食センターになじまない部分もありますが、ほとんどの項目に対応できると思われます。青森ハサップの基準を参考にしながら、衛生管理の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ハサップ対応施設としての特徴についてでございますが、特徴といたしましては、業者より納品されます食材の肉、魚類と野菜類は、検品から下処理まで個別に分かれた部屋で行っており、調理場に入るまで食材が交わることもないようになっております。また、米飯の炊飯室、フライ等の揚げもの室、サラダ等のあえもの室も別部屋で、汁もの及び副菜等の調理室を借りて個別に調理し、それぞれの加熱温度の加減も徹底するなど、供給用の器に入るまでは食材が交わることもないような調理工程となっております。

このほか、調理作業の動線図を作成し、それに沿った作業を行うことで、納品された食材が給食としてでき上がるまで、どのような温度のもとに調理されたかを記録しているところでございます。また、食べ終わって学校から回収された食器類は、洗浄室に運ばれ、消毒後にコンテナ洗浄器、食器洗浄器及び食缶洗浄器で洗浄されまして、器具類は別部屋の乾燥室に運ばれ、学校ごとのコンテナや消毒保管庫におさめられて85℃の温風で90分間消毒及び乾燥しております。施設内には41カ所に殺菌灯が設置されており、各部屋の殺菌を行っております。このように、汚染作業区域と非汚染作業区域に区分され、部屋が設けられていることで調理従事者や食材の交差による汚染防止をしていることが特徴として上げられます。

最後に、衛生管理に関する人材の育成についてでございますが、三戸郡内の学校栄養職員が年間6回ほど定期的に会議を開催し、また、情報交換を行い、個々の啓発に努めているところでございます。調理従事者につきましては、長期休業中を利用して、県教育委員会主催の学校給食衛生管理講習会のほか三戸郡学校給食関係職員研修会に参加させ、衛生管理に関する知識等の習得、意識の高揚に努めているところでございます。

今後とも、児童生徒に安心して安全な学校給食を提供するためにも、日々、緊張感を持って指導のほうの徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 町長、質問しないことまで答弁していただいてありがとうございます。私、ちょっと緊張してしまして原稿を読むのを飛ばしてしまひまして済みませんでした。資産割について、ちょっと緊張してしまひて飛ばしてしまつたんですけれども、ご丁寧に答弁ありがと

うございました。

町長も以前から国保料に関しては引き下げ云々ということに及んで発言なさっていましたので、こういう質問の仕方はずるいのかなと思いましたが、あえてやらせていただきました。ご答弁ありがとうございました。引き下げ自体は、可能なのであれば思い切り引き下げていただくぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思う次第であります。

引き下げよりももっと大事なのは、私、質問飛ばしました資産割についての考え方だと思うんですよ。非常に資産割というのを算定に含めるということの、何か、時代だとか地域にそぐわないよねという意識は、議員の皆さん多分みんな思っているんじゃないかなと思うんですけども、よその自治体というのはどういうふうな算定の仕方をしているのかなとちょっと調べてみたら、結構資産割というのを含めていないところが結構あるのにちょっとびっくりしました。横浜とか、どこでしたっけ、何カ所もあって、こういう時代なんだと改めて、質問する立場ではありましたがそれでも認識を新たにしました。どうぞ前向きにご検討ください。

衛生管理のほうに移りますが、どういう管理をなさっているんですかと、資料としてくださいと言いましたから、いっぱいいただきました。ありがとうございました。こと細かに全部私も読んだわけではないのですが、このマニュアルをどの程度、どれぐらいの精度で実施なさっているのでしょうか。教育長、今ご答弁いただいたときに、大量調理施設衛生管理マニュアルですとか学校給食衛生管理基準、そういったものを基準にしてと答弁なさったんですけども、ちょっと意地悪い質問の仕方をしますと、1つの現場で複数のマニュアルを同時に使って衛生管理だとか品質管理をするということは無理なわけですよ。それを参考に何かしら別な独自のマニュアルをつくっておられるのであれば、その辺をご説明いただきたいのと、チェックシートを見ていますと、一番最初に健康観察記録表というのがあるんです。一番最初に、調理に従事する職員が、下痢をしていますかいませんか、していない、発熱、腹痛、嘔吐感だとか、こういったチェック項目があるんですけども、例えばこういった、朝起きたら吐き気がして下痢していてとかということがあるわけじゃないですか。そういったときの、その辺の人材のやりくりだとか、当然、休ませなくちゃならないわけですよ、下痢だとか嘔吐があるとかそういったときには。休んでももらわないとだめじゃないですか。休ませますよね。あなたはきょう、職場に来ちゃいけませんというふうなことがありますよね。それが1人だったらあれなんでしょうけれども、例えば大流行のあれがあつたりして2人、3人とか一遍に休まれたらどうしようという現場の混乱があるわけですよ。そういったときの対処の仕方というのをどのように考えておられますでしょうか。これは非常に細に入っている話であります。いろいろ根掘り葉掘り聞くといっぱいあるんです

けれども、とりあえずそこをお伺いして再質問とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 学校給食についてお話し申し上げます。

最初に、複数のマニュアルを使っているというふうなイメージでお伺いいただきましたんですが、基本的には先ほど言いました大量調理に関するマニュアルが基本でございまして、それに基づいてやっているというふうなことでございまして、その中の手洗いとか、そういう部分では手洗いのマニュアルが別にありますよというふうにご理解いただきたいと思います。

あと、健康チェックでの対応方法という部分でございしますが、仮に例えば下痢とか指に傷があるとかという部分でございしますが、そういう流行性のものが疑われる場合は、基本的には調理員の方々に、そういうときには自主的にお休みくださいと、それを連絡してくださいというふうなお願いはしてございます。また、軽い、指に切り傷があるとかそういう部分では、その日は別な場所でゴム手をやって作業をしてもらうというふうな対応をしてございます。

そういう人数が四、五人になったときはどうするんだというお話でございしますが、そういう部分で対応できる部分は、一応3人程度が休んだときには代替の調理員が来ていただけるというふうなことにはなっておりますが、5人、6人となりますと調理が間に合わないというふうなことになりますので、その日は給食を提供できませんと、食材は入ってきていますけれども、給食はできませんというふうな対応をせざるを得ないというふうな状況でございまして、今は代替の臨時さんという部分では3人程度を予定しているという状況でございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） いただいたこのチェックシート、例えば、ほとんど完璧にやっているんであれば、もうすぐそこじゃないですか、ハサップ取得なんてすぐそこにあるすごく高度なことをやっていることになるわけですよ。だと思いませんか。これをつくって厳密にあれしていくと。あと、ハサップの取得といいますか、ハサップ管理の導入のあれでもって、ハサップの12の手順、ハサップ構築の12の手順とかというのが、その辺のあれを整えると、十分青森ハサップ以上のハサップが取得できるのではないかなと思うんですけれども。考えるのとやるのとではちょっと想定外のことが発生するのかもしれませんが、頑張って構築してみてもらいたいなと

私は個人的に思うんです。

それで、ちょっとこのことを調べていて思ったことがあって、これは通告外になるのでちょっとお許しいただきたいのは、こういった人材育成を含めて、例えば達者村認証の物産とかというのがあります。ああいったものはどういう衛生管理のもとで生産されているのかなというのと、ちょっと私にもわからない世界があつたりします。幸い、学校給食センターというような具体的な現場があるわけですから、それも非常に高度なところをいっているわけですから、そういったところを一般の、名川果汁さんが青森ハサップの認証を受けたという話ですが、それに至らないような、いっぱいいろんな方がおられるじゃないですか。ああいったところをちょっと課を越えて指導できるような、そういう人材を育成していく必要があるのじゃないのかなと考えたんですよ。

それはなぜかと言うと、町長もさっきおっしゃいましたけれども、ハサップというのは今や世界標準というような位置づけになっているわけですよ。日本国内においても、しかるべき時期にハサップを義務化しようという構想があるようであります。ハサップを主体とした衛生管理と、いわゆる従来の一般衛生管理というのを2本立てということになるようでありますけれども、そういう方針で厚生省も今、動いているようですよね。国が動き出すと世の中はどういうふうになっちゃうかというのと、一生懸命ハサップに取り組みましょうという事業者の方と、ああこんなのちょっと私らにできないよと思っちゃうような人たちがいます。つまりは、やる人とできない人と、二極化するわけですよ。そうなったときに、できなかった人というのはこれから先、どういうふうになっていくのかなと。ちょっと想像すると悲惨なあれが見えるんですけども。ハサップに限らず、例えば農産物の生産であればギャップという規格があります。ギャップもハサップも、考え方というのは根本的には同じようなところがあると私は思うんですけども。

ですから、そういったコンセプトをちゃんと理解した人材をまずは育てて、町全体の食品の衛生に係るそういったことを指導していくという姿勢が、やっぱり町の役割として意識し始めないとだめなんじゃないかなと。それは個人の問題ですよと済ましてしまうと、やっぱりちょっと時代に乗れないような部分が出てくるんだと私は切に思うんですね、そういうふうに。ですから、そっちのほうが、そういう給食センターのような施設でもって人材を育成して町全体をというふうな取り組み、町長、通告外ですけども、可能ではないでしょうか、不可能なんではないでしょうか、ご所見いただけませんか。いや、絶対必要になるんですよ、衛生管理。TPPが始まれば、これはもう有無を言わず対応しないといけないことになるわけです、多分。多分そうだと思うんですよ。世の中がそういう流れに私はあると思います。ですから、そのところを、タイミングも

よく青森県でもA-HACCPというハサップの規格をスタートさせましたので、いい機会ではないのかなと思ったりします。一番、町が不得意な基礎の部分ですけれども、これぐらいちゃんとやらないと、これぐらいはちゃんと構築していかないと、リンゴ丸ごと1個リンゴ箱で出荷するのと、カットして、加工して、付加価値をつけていく、そのプロセス自体がやはりこのハサップだとか厳密な衛生管理を必要とする現状があるわけじゃないですか。その辺を含めて、可能なのかどうか町長にご答弁いただければと思います。

○議長（坂本正紀君） 通告外ですけれども、答弁できますか。では、答弁してください。

○町長（工藤祐直君） ひとつお許しいただきたいのは、一応通告に対してということでございますので、前例になってもいけませんので、そこはひとつお許しをいただきながら。ただ、総体的に少し関係するという部分から言わせていただければ、青森ハサップを含めながら、衛生管理というのは非常に大事なことでございます。一回そういう事故等が起きれば、これはもう信頼回復するには大変な期間を要しますので、そういう部分においては県、保健所等を含めながら、それぞれの担当課でもって勉強もしながら、そういう指導的なものをどういうふうに養成できるのか、そういう部分については検討しながら取り組んでまいりたいと、こう思います。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩とします。

（午前11時09分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

7番、根市 勲雄君の質問を許します。根市 勲君。

（7番 根市 勲君 登壇）

○7番（根市 勲君） きょうはマイクの調子も悪いので、聞きにくいかと思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

私は今回の定例会では、2月18日に八戸市で開催された定住自立圏形成議員連盟と関係町村の講演で聞いた「連携中枢都市圏について 人口減少時代を乗り越える地域力向上を目指して」というタイトルで首都大学の教授の大杉 寛先生のお話を聞いたテーマに関連した質問をさせていただきます。

中でも、今回の講演は今まで多くの専門家のお話を聞いた中でも非常にわかりやすい内容で、今後の国や総務省と都道府県、地方自治体の関係が、縦割りの上からの一方的な押しつけではなく、末端の小規模自治体、地域単位の知恵や取り組み等の企画を上提案して、その内容に応じて国が支援するという形に変わっていくだろうということでした。つまり、全国の多くの自治体や、84圏域までふえてきた定住自立圏域同士の企画力とか、地域発の資源、人材の生かし方の競争が、今まで以上に厳しさを増してくると予想されます。今回から「定住自立圏構想」から「連携中枢都市圏」に名称を変更して、これからの人口減少社会においても人々の暮らしを支える仕組みをつくる目的だと思いますが、資料を何回か読んでも私はまだよく理解できておりません。しかし、町では今後の難しい社会の将来の変化に対応して、この構想に沿ったまちづくりを進めていくことになると思いますので、南部町の取り組むべき課題について大きく3点の質問をさせていただきます。

1点目として、国が地方自治体に期待すること、求めることは具体的にどのような事例か。また、地方自治体は今後どのような地元の地域づくりに取り組むべきか。今までと違う点は何か。事業計画の立案予算の組み立て方などの相違点などについて説明をお願いいたします。

2点目として、まちづくりは小さな集落ごとの地域コミュニティの活性化から始まると思います。そのような小さな地域団体の地域活性化につながると思われる活動には、これまでも町としていろいろ協力、支援をしてきたと思いますが、今後は今まで以上に行政が主体で動くのではなく、地域団体が主体となつての活動には町は力を貸すべきだと思いますがいかがでしょうか。

地域団体から活性化への具体的なアイデアコンクールのようなものを開いて支援を強化し、結果として行政主導の事業より少ない費用でより効果の上がる方法を考えてはいかがでしょうか。

3点目として、人づくり、地域資源を生かした仕事創生方法と、町と町民の能力を生かす具体策はどのように進めるべきとお考えでしょうか。

難しい答弁になると思いますが、先月の講演会には議員4名だけの参加でしたので、行けなかった方々にも理解しやすい説明をお願いして質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、根市 勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

中には、議員研修で、根市議員も参加されたということで、議員研修でありましたので私も聞いていませんのでうまく答弁できない部分もあるかもしれませんが、今、町として考えていく部分、また、国の動向等を含めながら答弁申し上げたいと思います。

最初に、連携中枢都市圏についての検討経過をご説明申し上げたいと思います。

平成26年6月24日開催の定住自立圏関係市町村会議において八戸市長から、「地方中枢拠点都市制度について、圏域におけるさらなる連携の可能性が広がると感じており、八戸市の中核市移行を見据え、国の制度動向を踏まえ、皆様と十分に協議、検討をさせていただきたい」旨の発言がありまして、制度に関する情報共有を図り、検討しているところでございます。

なお、本年1月28日、推進要綱改正により、名称が「連携中枢都市圏」に改められております。

まず、連携中枢都市圏構想に対して国が期待することや求めることについてでございますが、現在は八戸市を中心としまして形成しております八戸圏域定住自立圏において、生活機能の強化や結びつきやネットワークの強化といった圏域全体の生活関連機能、サービスの向上を目指した23施策30事業、当町においては21施策28事業を展開してございます。今までと違う点につきましてでございますが、今後、同じ構成市町村により連携中枢都市圏に移行した場合、定住自立圏による事業は基本的に継続とし、新たに高度な医療サービスの提供や広域的公共交通網の整備といった高次の都市機能の集積強化、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大や戦略的な観光施策といった圏域全体の経済成長の牽引などの施策を考え、圏域の住民全体の暮らしを支える事業を展開することが想定されます。

国が求めている部分につきましては、今後訪れる人口減少、少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとして住民が安心して快適な暮らしを営んでいける環境にするためには、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の町村と連携し、ネットワーク化することにより、経済成長などの牽引などを行うことによって人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりであると考えております。

現段階において具体的な取り組みにつきましてはまだ決まっておりません。今後は、詳細な連携施策計画策定のため、ワーキンググループなどにおいて取り組むことになるものと思われます。当初は、中核市移行ということでございました。中核市はあくまでも八戸市だけに限られる

部分の移行ということでございますが、今回は連携中枢都市圏ということで、近隣も一緒になってということになったわけでございますが、個人的にはこの事業が八戸市の一極集中にならないように、我々はしっかりと言うべきことは言って、やはり郡部のほうにもしっかりとその連携効果があらわれる、そういう部分にしていかないと、1つの一極集中になっては我々南部町としては余りよくないと思っていますので、ここはしっかりと意見も言いながら取り組みたいと思っております。いずれにしましても、住民が安心して生活を営み、笑顔あふれる地域となるような事業展開を要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域コミュニティの活性化についてのご質問でございますが、町では昨年9月から地域担当職員制度を実施しております。町内の全町内会へ役場職員を配置して、地域づくりに役立つ情報提供や今後の地域づくりの参考とするための地域カルテの作成を行っております。この地域カルテは、地域の年代別の人口や特徴などをまとめたもので、町内会の役員会や総会などで提供していく予定としております。町内会においては、この地域カルテをぜひ活用していただいて、今後の町内会における地域の計画づくりに役立ててほしいと考えているところであります。

アイデアコンクールというご提案もいただきましたが、それぞれの町内会ではそれぞれの地域性や特徴があると思いますので、それを生かした活性化のアイデアで地域づくり計画をつくっていただいた後に、すばらしい取り組みをされている町内会の事例紹介などをしたいと考えており、そのことにより、町内会同士の情報交換がなされ、さらなる地域づくり活動の活性化が進むことを期待しているところであります。

町内の学校のほうに、特色ある学校づくり支援事業ということで、それぞれの学校に、口は出さない、予算はそれぞれの学校で考えていただきたいと、こういう制度も行っております。それぞれの取り組んだ発表を教育大会のときに発表していただいて、それぞれが参考にしております。そういうふうなやり方も可能だと思っておりますので、それぞれが取り組んだ事例を何かしらの場において発表していただくと、こういう部分は考えてまいりたいと思っております。

ぜひ住民の皆様のご協力をいただきながら、地域が活性化していくように今後も取り組んでまいりたいと思いますし、根市議員からもご指摘いただきました行政だけでなく、そこの地域のリーダーの方々が自分たちの地域を自分たちでつくっていくんだと、こういう機運を盛り上げていただくことによってそれぞれの地域がまた盛り上がると思っていますし、そこには我々行政もしっかりと支援する体制は整えてまいりたいと、こう思っております。

次に、3点目の人と地域を生かした仕事創生と町民の能力を生かす具体策についてであります

が、現在、直面している人口減少問題などに対して政府が一体となって取り組んでいくため、安倍総理をトップとするまち・ひと・しごと創生本部が設立され、まち・ひと・しごと創生法が昨年11月28日に公布されました。11月27日には長期ビジョン総合戦略が閣議決定され、都道府県、市町村においても連携して地方版の総合戦略を作成することになっております。

当町においてもこの地方版総合戦略を策定していくこととなりますが、1つの目標として、地方における安定した雇用を創出するというものを検討していく必要があります。当町での地方版総合戦略の策定に関しましては、4月から南部町まち・ひと・しごと創生本部及びその下部組織なるプロジェクトチームを立ち上げ、当地域の特性を踏まえた戦略を検討していくこととしております。それぞれの具体策の検討に当たっては、前述の組織の委員として、住民の代表を初め産業界、大学、金融機関、労働団体などの各分野からのご協力を得るほか、国から示される人口の構成、流入・流出などのデータの活用などにより、当町に合った新たな雇用の創出に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。非常に難しい部分がありますけれども、どのようにしていけば雇用確保にもまたつながっていくのか、そういう部分も考えていかなければならないと思っております。

また、これからの地域づくりを考えていく上で、それぞれの地域やそれぞれの分野における人材育成も重要であると考えており、新年度の人材育成事業として農商工業の後継者を対象とする海外研修を実施する予定としてございます。このほかにも、外部機関の人材育成研修を活用するなどの方法もございますので、それぞれの地域から、また、さまざまな業種や年代から、これらの地域を担う人材の積極的な参加をお願いしたいと考えてございます。

まち・ひと・しごと創生に関しては、昨日も申し上げましたが、まだ具体的な部分が示されてきておりませんが、また国の方向、県の方向、そういう部分も見据えながら、南部町独自の地方版の計画になるわけでございますので、特に新年度も予算強化しました人口減少対策、少子化対策、そしてまた、若い人たちが住んでもらえるような公有地の低価格の提供などなど取り組みを強化して、何とか南部版の計画を、恐らく来年度、新年度中に作成になると思いますので、しっかりと計画をつくり、そして、絵に描いた餅にならないようにしっかりと実行、実現が行える、そういう計画をつくってまいりたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） 時間もまだございますので、2点ほど質問させていただきます。（2）

と（３）番でありますけれども、きのうの中館議員の質問、また、きょうの沼畑議員の質問の答弁と重複する部分もあるかと思っておりますけれども、２点ほど。

（２）のまちづくりは、隣組と言いますが、町内会の末端の組織である地域のコミュニティーの活性化が一番重要であると思います。地域が一番目指している地域の清掃活動や神社の例祭や伝統芸能の伝承活動等は、活動費や、高齢化によって参加・協力できない人が毎年、不足になっていると思います。しかし、このような小さな地域の活動を活性化しようとしても、最低限の費用は必要だと思います。私はこのような地域活動の不足分の費用を、町道清掃活動費や草刈り活動費の助成金として充当するか、各種の事業の助成金の活用方法等をいただく方法を考えなくてはならないのかなと、このように思っております。

昨年から町役場職員を、先ほど町長もおっしゃいました地域担当職員として全ての町内に数名ずつ送って、地域の雇用、行政に反映させやすい方向にすると聞いておりますが、町役場では具体的にどのような具体的な活動、予算的な支援を考えておるのでしょうか。１年間で少なくとも何日ぐらい地域活動の手伝いをして、どのようなアドバイス・支援を期待しているのでしょうか。わかる範囲で説明をお願いします。

（３）の人づくり、地域資源を生かした仕事の創生方法等についてであります。３月１日に石破 茂地方創生担当大臣が青森市で講演して、国が進める地方創生について、市町村が主体性を持って取り組むことが成功の鍵を握ると強調したと新聞報道がありました。人口減少克服など市町村が明確な目標を立て、地元の商工団体や大学等と連携して推進することが重要とした上で、国は情報も金も出す、ただ、地域のことは地域で考えてほしいと、自発的なアイデアの発信を訴えたとありました。つまり、今までのような、前例がないか、どこでもやっていないとかという回答ではなく、何とかしようとこれから工夫をしていかなければならないと思います。町では、どのように町民や地域の声を酌み取って具体的に進めるのか、そのプロセスについて考えがあれば知らせていただきたいと思います。これは、担当課長のほうでもお願いできますか。町長さんばかりいつもしゃべってれば……。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、私のほうから答弁させていただきます。

まさに地域コミュニティー、これは本当に大事だと思っております。特に、これからがさらに大事になってくるのではないかなと。いわゆる人口減少、また高齢化という中で、やはり地域が

協力し合い、まさに互助の精神といいますか、そういう形で取り組んでいかないと、なかなか厳しくなっていると思います。

そこで、地域担当職員制度も設けました。それぞれの町内会さんの課題、これは恐らくそれぞれ、同じものもあれば違う課題もあるでしょうし、ここの町内会はまず何を重点的にまず進めるのかというのは、これは町内会で考えていかなければならないと思います。その順位をまず決めていただきながら、それをやるためにどうすればいいか、そこには職員も入って一緒に考えていくということになります。まずはその町内が、やはり、さっきのひと・まち・しごと、大臣の話ではないんですけれども、国が何々するのではなくて町がどうするかということと同じようなことになっていくと思いますので、それぞれ町内会さんでしっかりと議論しながら進めていただきたいなと思っております。

そこで、職員制度については、当然、自分の仕事、それぞれの課の仕事も持っていての中でございますので、日中は行けない部分もあるでしょうし、日曜日等々、また夜遅くと、そういう部分については町のほうも管内の出張扱いとか代休扱いとか、そういう部分は行っております。ですから、回数が何回という、それぞれ町内会でも違うと思いますが、ただ、ゼロからどうだというのではなくて、やはり町内会のほうでも役員の方々が話をして、絞って、そこで職員のほうも呼んでもらうような形にしてもらえれば、回数のほうも職員も自分の仕事に影響ない中でできていると思っておりますので、町内会さんのほうともまた協力もいただきながら取り組んでいきたいと思っています。

恐らく、何年か後には、私は町内会の中でも差が出るだろうと思っています。やはり積極的な町内会さん、どちらかというと消極的といいますか、余り会合等もないという町内会さんとの差はあらわれてくる可能性はあるなと思っております。現に、今現在において地域カルテをお願いをして集めているわけですが、まだ地域カルテが提出されていない町内会さんもあります。既にもうちょっと温度差があるなと。ですから、恐らく積極的なところはいろいろな事業も展開できることもあると思っています。

それから、予算でございますけれども、今現在、それに対する予算は計上してございません。これがそれぞれの町内会さんがどういう計画で進めていくと、そういう部分を今度は我々も確認させていただきながら、それに対してどういう予算の支援ができるかということになっていくと思いますので、そのときにまたそれぞれ予算計上については考えたいと思っております。

それと、1点だけは、それぞれの町内会さん、恐らく南部地区さんはもともと町内の街灯は町が負担していましたので今までどおりなわけですが、ただ、集会施設、土地借上料とか今まで維

持管理費とか、それぞれで払っていた部分は今、町が払っていますので、若干の余裕は町内会さんでできたはずです。それと、福地地区、名川地区の町内会さんにおいては、街灯料金が全部町が支払いしていますので、多い世帯のところは100万以上の電気料が町の支払いになっています。ですから、町内会さんによっては町内会費をそのことによってちょっと下げたところとかいろいろあるようですが、そういう今まで負担していた大きな額も町が払っていますので、町内会さんは以前よりは予算的にはよくなっているはずだと思っております。そういう部分も活用していただきながら、さっき言いました事業、そういう計画が出てきた場合には町側としても考えてまいりたいと、こう思っております。

それから、自治体が主体性を持つてということで、まさにひと・まち・しごと創生、これは昨日、また午前中も申し上げました。具体的な部分がまだまだ示されておられません。1つ心配しているのは、大臣がそういうふうにしても、じゃあ無制限のお金を出してくれるかと。昨日も言いましたが、それは恐らくないだろうと。そして、地方が自由にとっていますが、最終的な許可を出すのは国なわけです。これは市町村のアンケート、先般も新聞に出ておりました。それに対する、事業自体は大変ありがたいと。いろいろな部分は取り組むことができると思っていますので、今までにない予算が確保できますのでありがたい。ただ、正直、大臣が言っている本当に自由という部分には余りその気になってはいけないなと、ちょっと締めていかなければ私はいけないのではないかなと感じております。その予算が交付された場合に、現在の交付税を確保してのことなのか、それを出すので交付税は少し減らしますよというふうに出てくるのか、そこもまだ全くわからないんですね。ですから、しっかりと動向を注視しながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） まち・ひと・仕事総合戦略に関しましては、基本方針は町長から述べていただきましたそのとおりでございます。ただ、1点、今、地域担当職員制度で各町内会さんから地域カルテを作成していただいております、前に議員の全員協議会でもお話ししたけれども、新年度は地域カルテをもとにして各町内会さんから地域づくり計画が出てくると思います。その中に載せてあるソフト事業に関しましては、ボートピア事業会計の中に地域づくり計画支援分として新年度100万円を計上しておりました。この予算で対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） この前、町長さんと一緒にさつま町に行った研修のほうでも、やはり、地域と町で連携して、所得だか何だか闘い合わせながら、地域が一体化して成績を上げているというお話でございました。我々の南部町でも、小さな自治体でございますけれども、地域発なくして地方創生なしと、これで頑張ってもらいたいなと思っておりますので、ひとつよろしく願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで根市 勲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

（午後0時00分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） それでは、一般質問の8番目のトリを務めさせていただきます。

私は今回の定例会で、来るべき人口減少社会とその結果として対応しなければならない課題について、大きく4点の項目について質問させていただきます。

質問に先立って、きのうの山田議員の役場庁舎建設の答弁を聞きながら、昨晚は私なりに考えてみました。確かに合併時の基金も昨年度末で約80億円、合併特例債の自己負担30%、交付金で70%措置するということは、平成32年度までにという期間限定という答弁は理解できないわけではありませんが、実際、役場庁舎を建てるとなると、南部町の人口はこれからも毎年2%ぐらいのペースで減少して、あと20年後の2035年ごろは1万1,000人前後になるのではないかと予測されます。そうしますと、新築する役場庁舎は何人の職員が入ってどの程度の規模の建物を建てる

べきかとか、いろいろ、どこに建てるとか、あいている土地はどこだとか、いろいろ時間をかけて議論しなければならない。これはこれで大変な作業になるなど。その辺を考えながら、いずれにしても建物が新しくて立派でも、中で働く人が町民から感謝されるような、尊敬されるような仕事をしないとまずいわけですから、仕事だけはしっかり私らも、そして職員の皆さんも、町長初めみんなが頑張らなければいけないなど。町民から、役場だけ建てても、あとは自分らの暮らしがよくなるということがないようにやらなければいけないなどというのを感じておりました。

先月、私らは九州の同じような規模の鹿児島県のさつま町と宮崎県の高鍋町というところを視察してまいりましたけれども、同じような人口で、財政規模を見ますと、やはり青森県よりは宮崎、鹿児島の方がまだ財政力指数とか出生率だとかその辺は、暖かい分こっちが有利なのかなというような、何とか私らも向こうのいい部分を取り入れて頑張らなければいけないなどという思いをしながら帰ってきました。

なかなか、アベノミクスということを今言っているわけですがけれども、残念ながらアベノミクスのプラスの効果というのはこの地域にはなかなか届いていないように感じられてなりません。こういう厳しい経済環境の中で商売をしている商工業者の皆さんとか農家の皆さんの気持ちに応えるためにも、私らは少ない費用で最大の効果を上げるために頑張らなければいけないと、そう思いながら本題に入らせていただきます。

2013年の日本の空き家数というのが約820万戸、空き家は統計的には売却用、賃貸用、二次的住宅、いわゆる別荘、それから、その他という4つに分類されておるそうです。この中で問題となるのは、空き家になったにもかかわらず買い手や借り手を探しているわけでもない放ったらかしの、その他の分類の空き家であります。例えば、親の死後、そのままにしておくケースなどですが、住まなくても維持管理を行っていれば問題はないのですが、長く放置したままの場合、倒壊したり不審者が侵入したり放火が起きたり、不法投棄の危険性が増すなどの恐れがあります。

空き家全体のその他の割合は、全国では2008年の35%から2013年は39%まで高まっているそうです。この理由として、更地にすれば固定資産税が最大6倍になるため、そのまま放置しておいたほうが有利だという考えも働いているのではないかという話もあります。危険な建物の撤去については、問題空き家に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うことのできる空き家管理条例の制定が進んだことを受けて、昨年秋の臨時国会で同様の内容の空き家対策特別措置法が成立しました。最近では、撤去費を補助する自治体もふえているようです。

南部町として、空き家バンクの活用とか、商工会の中の業者さんで建設工業部会というのかあるんですけども、そういう部会の皆さんと連携して空き家の管理業務とかリフォーム、あるいは撤去までの一体的にアドバイスできる体制をまず考えることが必要ではないかと思います。

以上を踏まえて、（１）番として、南部町の近い将来の企業や家庭の後継者の有無や家族構成などの詳しい調査をして、その結果から町内のその他の建物についての行政と地域の取り組むべき課題というのを考えますと、おのずとやるべきことは見えてくるように思われます。具体的に、町ではどの程度の情報と問題意識を持っているのでしょうか。

次に、（２）番として、近い将来、おおむね10年から20年ぐらいのうちに空き家になると思われる不動産の所有者に、早目に、町として対応できる施策についての説明や助成制度、新たな活用方法などの提案などをするとか、そういうことを考えてはいかがでしょうか。

（３）として、先月、宮崎県高鍋町の町家の再生というか、にぎわい創出事業を見学してきました、私なりに大変参考になったと思っております。我が南部町でもこれを参考にして少しでも町内の商店街に活気を取り戻せたらいいなと思いますが、課題としてどのような点が考えられるのでしょうか。

また、（４）として、なるべく長く生活した地域で老後を過ごしたいと介護の必要な方も考えているようです。最近、注目を浴びている富山方式と呼ばれる老人と年少の幼児が一緒に暮らすような施設、あるいはお年寄りの方が気軽に休めるような商店街ができれば少しはにぎやかになるのかなと思われていますが、この点、町ではどのように思われるでしょうか。

いずれにしても、これからの時代は行政のあり方も商工会のメンバーの商売のあり方も、今まででは思いつかなかったように変わっていくように思います。先月23日に発行された増田悦佐さんという方が書いた「やはり、日本経済の未来は世界一明るい」というタイトルの本を読みました。この本を見て感じることは、世界的に成熟社会になると消費支出のほぼ8割をサービスが占めるようになると。具体的な品物に払う消費は2割弱になってしまう。ここが非常に重要なポイントですと。これは日本のように資源貧乏国と呼ばれる国はますます有利な環境になり、資源リッチな保有国はますます厳しくなると書いています。

日本人は付加価値をつけるというサービス産業というか、第3次産業では世界一日本人が得意な分野だと思います。南部町でも町政も町の商工業者もサービスを第一義に考えて頑張れば、まだまだ人口減少社会は怖くない、未来は明るいと思います。質問を終わります。答弁のほどよろしくをお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、現時点における企業や家庭における後継者情報についてであります。町におきましては、企業等における後継者の情報というのは把握できてございません。各種統計調査を実施しておりますが、直接、後継者の有無についての項目があるのは農林業センサスだけでございます。農業以外の業種について調査するとなりますと、経済センサスなどがございますが、調査項目がないことから確認することは困難でございます。

同じく、家庭における後継者につきましても、国勢調査時において世帯構成を見て推測することは可能であります。明確に判断することは困難であると考えております。ただし、先ほど根市議員のご質問でもお答えいたしました。4月から町で策定を予定しております南部町まち・ひと・しごと創生本部において人口推計を実施いたしますので、これらのデータをもとにしまして推計することはできるのではないかと考えております。

問題意識につきましては、町内各業種の後継者不足に関しては、例えば商店の場合、事業主の高齢化などに伴いまして後継者の選択をする場合、経営者の家族内に跡を継がれる人がいない、また、従業員の中にも継がれる方がいないことが要因であり、原因となるのはやはり売り上げが減少傾向にあることと思われます。近隣に大型店舗の出店があり、地元の利用が少なくなっていることが大きいものとも考えられます。さまざまな要因はあると思いますが、後継者となり得る人が利益や所得が少ないことから管理を引き継がず、会社勤めとして働く人や就業を求めて町外に転出していくというような悪循環となっていると感じております。これによりまして、集落の過疎化に拍車がかかり、空き家の増加、人口減少、耕作放棄地の増加につながっていると認識しているところでございます。

次に、近い将来、空き家になると思われる不動産所有者に対して、町としての対応策、また、助成、新たな活用方法等の提案等についてでございますけれども、中小企業等の場合は経営者のご家族が継がれることが多いものですが、いない場合、廃業となる確率が高くなるものと想定しており、事業所などの施設が空き家となる可能性がございます。また、同じく一般家庭におきましても、同居している跡取りがいない場合、将来的に空き家となる可能性を秘めているものと認識しております。

空き家に関しましては、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題化しており、地

域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるとし、空き家等対策の推進に関する特別措置法が2月20日、公布されております。これによりますと、今後は空き家等に関するデータベースの整備を行うなどの情報収集が容易になりましたので、まずは町内のどこに空き家がありどのような状態になっているのか現状を把握して、国の指針に即した空き家等対策計画の策定を考えております。

なお、新たに空き家となる見込みの物件は、少々手入をすれば活用できるものもありますので、その物件が地区内において再生または保存する必要性や活用方針について、地域担当職員を交えて町内会などで話し合い、活用計画について町と協議するイメージを持っているところであります。地区町内でみずから考え、計画し、活用する。町としては可能な助成などをアドバイスすることで、町総合振興計画でもうたっております協働のまちづくりを推進していくことができるのではと考えております。

なお、町としては、来年度から空き家バンクへ登録し、かつ貸し付けるため住宅改修を行う方に対し、住宅リフォーム促進事業を活用する場合は補助金のかさ上げを予定しており、登録物件の増加に期待しているところであります。また、今後は、若年世帯向け宅地分譲や集合住宅を供給することも検討していきたいと考えてございます。今まで住宅新築、リフォームの制度の中で、2つで行ってございましたけれども、やはり空き家、工藤議員からご指摘いただいたように、今後、空き家対策というのが町としても課題になってきております。そこで、何とかこれは空き家対策とあわせて、中長期的滞在といいますか、そういう部分でも空き家が活用できれば、私もまたそういう住宅を首都圏の方々にもPRすることもできるわけでございますので、個々の空き家を活用してのリフォームの場合には、新築とリフォームの中間の助成額に、一般のリフォームより助成額を上げてございます。何とか新年度、ここをPRさせていただいて、できれば計上している予算よりもっと必要になってくるというふうになってくれればいいなと思ってございます。そういうことで、いろいろ新たな取り組みをしながら空き家対策につきましても進めていきたいと思ってございます。

3点目の宮崎県高鍋町の事例を参考とした商店街のにぎわい創出に関するご質問、そして、4点目のお年寄りに優しい商店街づくりに関するご質問でございますが、あわせてお答え申し上げます。

まずは、さきの九州への行政視察研修におきましては、ご多忙の中、多くの議員の皆様には大変ご苦労さまでございました。私も初日のさつま町までは議員の皆さんと一緒に研修をさせていただいて、高鍋町のほうには参加できなかったわけでございますけれども、早速、その成果をも

とにした町政についてのご提案をいただいたものと感謝申し上げたいと思います。

さて、商店街の活性化対策でございますが、現在、剣吉商店街が取り組んでいる1つ事例について紹介させていただきたいと思います。この事業の名称は、元気あおもり健康づくり商店街推進事業という、健康づくりを1つのキーワードとして商店街のにぎわいづくりを進め、地域住民と商店街を元気にしようという県の補助事業でございます。昨年から関係者が打ち合わせを始め、ことしに入り、その母体である剣吉商店会のほか、剣吉駅前ストリート活性化委員会、剣吉コミュニティー推進協議会、地元4町内会、NPO法人、文化サポーター、文化伝説を巡る会などの関係団体のほか、県職員やコーディネーター、アドバイザー、町職員も加わり、ワークショップを数回開催しております。ワークショップの中では、工藤久夫議員からもご提案がありましたように、お年寄りが休めるようなベンチや休憩所があれば、お客様が少しでも長く商店街にとどまり、人通りが多くなるのではないかなどの提案が出されております。今後は、3月までワークショップを引き続き開催し、提案されたものの中から実現可能な項目をメニュー化し、平成27年度において県の補助金を使って実施していく予定となっております。剣吉商店会のみならず、それぞれの他の地区の商店会の皆様も、こういう県のほうでの事業もありますし、この取り組みが他にも広がっていければなというふうに考えてございます。

いずれにしましても、人口減少を迎えている中であって、高齢化率は上昇しているものの、数年後には高齢化数そのものが減少に転じていくものと認識しております。そのような状況から、これまで主に高齢者の購買により支えられてきた地元の商店がますます疲弊していくことが危惧されております。これらの対策としまして、保証料補給や利子補給など金融面からの金融支援のほか、平成24年度から消費者の生活支援と地域内購買力の維持増加を目的として町単独でプレミアム商品券の発行を行ってまいりました。本定例会は平成26年度の補正予算の中で、このたびの国の経済対策の1つとして、これまでの発行額を大きく上回るプレミアム商品券の発行も提案させていただいております。

少子化対策、人口減少、町としてもある程度の予算も計上しながら取り組んでまいりたいと。そしてまた、商店街の、お年寄りも休憩をしながら買い物ができるような、こういう部分についても、空き家があったり、商店街の中にちょっとしたあいている土地などがあった場合に、そういう部分を私どもも調査して、そして、ちょっと休憩ができるような部分というのは非常に気持ち的にも安らげるといいですか、あると思いますので、ここは今後、確認をしながら、どういふふうになればできるのかなという部分に取り組んでいきたいと思っております。いろいろな関係

団体と協力しながらでないと進めることができませんし、特に商店街の場合は商工会さん、そういう方々と地元の商店街の皆さんが一緒になって取り組んでいくことが非常に必要になってくると思っております。これからも連携をさらに強化をしながら取り組みをさせていただき、まさにこれから、職員もまだ減っていくことになります。

そういう中で、議員からのご助言をいただきました。まず、我々職員も資質を高めていくことが大事になりますので、新しい箱物だけにとらわれないでまず中身のことをしっかり構築しながら、そして、必要なものについては新たなまた1つの施設整備というのにも必要になってまいりますので、しっかりとそういう部分において我々もまた勉強していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） ちょっと話が脱線するんですけども、1週間か10日前に川崎で13歳の中学生が殺されるという事件があったんですけども、いろいろネットで調べていましたら、その中学生のお父さんお母さんが離婚しているんですね。お父さんが島根県の隠岐島の西側の西ノ島というところの出身で漁師をやっているようですけれども、たまたま西ノ島町の隣が海士町、その西ノ島町が3,300人の人口になっていましたね。海士町というのが2,300人ぐらいの人口なんです。海士町というのが何で有名かというと、ここ5年間でよそからの移住者を、Iターンですね、Iターン235人、恐らく人口からいくと率で日本で一番Iターンが多い町、それもかなりの高学歴だとか、一流の企業に勤めた人が子育てにはここがいいと。発端はどうも、このままだと高校をなくされると、じゃあ大変だということでどうしようかといろいろ考えた結果、よそから高校生を呼んだらいかべというところから始まったみたいです。

あの辺の取り組みを考えますと、ここは新幹線で東京から3時間で来られるわけですから、はるかに海士町よりも条件がいいと思うんですよ。しかも果物がいっぱいとれる。それこそバナナとパイナップルと何だかを除けば何でもとれるという場所ですから、要はPRと。よそからここへUターンでもIターンでもいいでしょうけれども来ようとしたときに、まず住むところがどこだろう、月幾らあったら生活できるだろうというのが気になるでしょうから、その辺のデータベースに、ここは現状、建物と土地で何ぼですよ、リフォームしたらこの辺からこの辺にかけて、トータル何ぼですよと、町はこの分助成しますよというのはある程度すぐわかるようにしておかないと、なかなか、ちょっと待ってください、調べて教えますというよそに行く可能性もある

と。その辺の対応を、空き家バンクなるものを役場が直接やるのか商工会とかそういう町内の専門業者に委託するのかは別として、どっちでもいいでしょうけれども、即回答できるような体制をいかにつくるかというのが1つのポイントかなと思うんですね。

去年の12月でしたか、四国のほうで大型トラックが二、三百台、峠、雪で越えられないというのがニュースになったんですけれども、あそこのそばに神山町というのがあるんですけれども、神山というのがやはり全国的には一番、東京からコンピューター会社が移ってきたとか、移住者が大分ふえてパン屋始めたというのがニュースになる町ですけれども、あそこだってここから見たらとんでもないど田舎だなというふうに私は思うんですよ。

だから、その辺をどうやったらすぐ即答できて、すぐ対応できるか、どういう魅力を訴えたらいいかというのを、青森県の人というのが口下手で宣伝が下手なものですから、そこをやっぱり役場の皆さんも町民ももうちょっと知恵を絞ってやればいいんじゃないかなと。その辺を、もうちょっと具体的にアイデアがあれば話してほしいということと、たしか先月26日に空き家の政府の対策基本方針というのが出たというのが新聞記事にあったんですね。これにはいろいろ、5月までに規定は施行するとかいろいろついていますが、この空き家に対する計画の策定に当たっては、重点対策地区や優先順位の設定も重要としたと。この辺を見れば、たまたま南部町の中には、商店街もちょっとシャッターがおりてもう住んでいない、商売をやっていないところも結構ある。それから、もともとの集落の中よりもひょっとしたら、昭和四十五、六年からあかね団地というのができたんですけれども、このほうがあと10年、20年たったら空き家率が高くなるんじゃないかなと思うんですよ。子供さんが巣立ったら帰ってこない。現に、今でも恐らく15%ぐらい空き家があるんじゃないかと思うんです。ですから、やはりいろいろ個人の情報の保護もあるでしょうけれども、やっぱりここも何とかする、ここも何とかするということを何とか手分けして情報を集めて、売ってもいいよと。個人の財産ですからいろいろ都合あるのを聞くのもあれですけれども。ここは売ってもいい、貸すんだったらいい、何ぼならいいとか、中にはただでもいいという人も結構いる。貸すんだったら、手入れしてくれればただでもいいという人もいると思うんですよ。畑なんかでも、今だったら、地代は取らないから草をきれいに取って何でもしつけてくれればいいという人はいっぱいいるわけですよ。それと同じで、建物も投げるわけにはいかない、まだ壊すには忍びないとか、活用してくれるんだったらただでもいいという方もいると思うので、その辺の情報をちょっとみんなで知恵を絞って、いかにそれを外にアピールして移住者をふやすかという、その辺をもうちょっと考え方があれば答弁をお願いしたいし、なければこの辺で私の質問は終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろご助言等、ありがとうございます。

まず、海士町の取り組みは本当に全国的にも有名な取り組みでございまして、多くの方々が移住していると。そういう中においては、やはりしっかりと受け入れるための条件、これを整理していたということと、仕事のほうにおいては漁業の関係に従事できるという部分もしっかりと予定していたんだろうなということで、非常に素晴らしい取り組みだと思ってございます。

そういう中において、当町においても今回の全員協議会、また、昨日の一般質問等でも答弁しておりましたが、やはり整理しなきゃならないなと。工藤議員おっしゃるとおりだと私、思っております。それぞれの課がそれぞれの取り組みをやっていると、それがまだ1つになっていないなということで、そういう中においては、工藤議員からご指摘いただいたように、まずやっぱり住むところがちゃんとあるのかと。以前にも首都圏のほうからツアーで来た方があって、そういう店舗ないかと。なかったんです。ですから、やっぱり受け入れる住まい、これをしっかりと確保しないとなかなか、じゃあ、あなたうちを建ててという2カ所に住宅を持つような関係になりますので、やはり空き家を活用しながら、そういう部分は非常に大事だなということ、それと、やはり当町の特徴である果樹、そこには例えばサクランボなりリンゴなり、一本二本はつきますよとか、そういう工夫とか、そして、そのほかには若い方々も含めながら今後取り組む給食費の問題、医療費の問題、さまざまな助成もしていますので、これをやっぱり1つに整理して、そして、1つの冊子みたいな形で、それをぽんと、これを見たらわかりますよというぐらいまでやっぱりしないと、なかなか周知できないなと思っています。

ここは課長会議等でも同じような話をして、やはり整理して、そのときは大々的にPRしようということで、新年度、町有地の空き地を含めながら調査をして、その有効活用も図って、それをじゃあ、この地区は幾らぐらいの価格で販売するとか、そういう部分もやっぱりまとめる必要があると、こう思っています。特に、新年度、1年かけてちょっと詰めてまいりたいなと、こう思っております。いろいろ他の町村でもやっていない、そういう部分も当町、ありますので、そこを点だけでPRするんじゃなくて面でPRできるようなことが大事だと思っていますので、十分、議員からご助言いただいた部分、私も同じ考えを持っておりますので、そういう形で職員と一緒に進めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 最後になりますけれども、やっぱり空き家バンクというのを行政でやるより、町内にも不動産業者だとか建設業者、リフォームをやる業者もあるし、商工会のほうとタイアップしながら、24時間対応、ネットだったら対応できるとか、何かすぐ答えを返せるような、そういうチームをつくれれば、何か効果が早く出てくるのではないかなと思うんですけれども。そういうことも、ありとあらゆる可能性を考えてまず進めてほしいなと思います。多分、根本的に、子供を今まで1人か2人しか産まなかったのが急に4人も5人も産むようになるかといったらならないと思うので、幾らかでも衰退をとめるにはよそからUターンなりIターンなりする人もふやすとか、あるいは、何ていうんでしょう、何かここで働く仕事をふやすか、何かやらなきゃならないわけですから、まず、それはみんなでチームをつくってやりましょうよということを申し上げて、私は終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで工藤久夫君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） これをもちまして本日の日程は全部終了しました。

なお、3月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後1時37分）

平成 2 7 年 3 月 5 日（木曜日）

第 6 1 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第61回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成27年3月5日（木）午前10時開議

- 第1 報告第1号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第2 議案第1号 平成27年度南部町一般会計予算
- 第3 議案第2号 平成27年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第4 議案第3号 平成27年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第5 議案第4号 平成27年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第6 議案第5号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第7 議案第6号 平成27年度南部町介護保険特別会計予算
- 第8 議案第7号 平成27年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第9 議案第8号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第9号 平成27年度南部町病院事業会計予算
- 第11 議案第10号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第11号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第12号 平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第14 議案第13号 平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第15 議案第14号 平成27年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第16 議案第15号 平成27年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成27年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成27年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成26年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第20 議案第19号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 第21 議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第22 議案第21号 南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 第23 議案第22号 南部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第23号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第24号 南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第25号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第26号 南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第27号 債権の放棄について
- 第29 議案第28号 債権の放棄について
- 第30 議案第29号 指定管理者の指定について（苫米地集会所他24施設）
- 第31 議案第30号 指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他3施設）
- 第32 議案第31号 指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他3施設）
- 第33 議案第32号 指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）
- 第34 議案第33号 三戸地区塵芥処理事務組合の解散について
- 第35 議案第34号 三戸地区塵芥処理事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第36 議案第35号 三戸地区環境整備事務組合同規約の一部を変更する規約について
- 第37 議案第36号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第38 議案第37号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第39 議案第38号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第40 議案第39号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第40号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第42 議案第41号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第42号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第44 議案第43号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第45 議案第44号 平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第61回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、説明資料に基づきまして説明させていただきます。説明資料の1ページ、2ページでございます。

交通事故等により発生しました損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを報告させていただくものでございます。

1ページにつきましては、専決処分第1号といたしまして事故等の内容でございますが、日時等でございますが、平成27年1月5日午前11時03分、場所は南部町字森越字外道坂地内でございます。相手方は南部町在住の59歳の女性。過失の割合につきましては、今回、当方のほうが100%負担ということとなりました。損害賠償額は20万3,688円、示談日は平成27年1月28日でございます。

事故の内容につきましては、南部町が所有する車両が走行中、事故回避のため停止した相手方の対向車両と接触したものでございます。

次に、2ページでございます。

同じく日時につきましては、平成26年12月4日午後1時12分ころでございます。場所は南部町大字下名久井字助川15の3、相手方は南部町在住の74歳の男性と。過失割合につきましては、今

回、相手方のほうが90%、当町のほうが10%、9対1ということとなりました。損害賠償額は1万1,305円と。相手方は町に対して25万3,225円を負担するというものでございまして、示談日は27年2月5日というものでございまして、当方の公用車が町道を進行中に相手方が自宅の敷地内からバックで町道に進入して、当町の車を破損させたものというものでございます。

損害賠償額はいずれも保険にて対応しているというものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、報告第1号を終わります。

◎議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） お諮りします。この際、日程第2、議案第1号から日程第19、議案第18号までの平成27年度南部町各会計予算議案18件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案18件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件については、予算特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第20、議案第19号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 3ページ、議案第19号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について説明申し上げます。

趣旨ですが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育、いわゆる幼稚園、保育施設、いわゆる保育園、及び特定地域保育事業、小規模保育事業になりますが、現在は認可外保育事業となっているものですが、この利用者負担等に関する事項を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定するものであります。

制定内容ですが、平成27年4月から始まる新制度では、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の保育料の額については市町村が定める必要があるためとなります。

主な内容ですが、保育料の額については大きく5区分に分かれております。まず、年齢では2区分、3歳未満児、3歳以上児童、この3歳児童は3号認定で保育所、認定こども園、小規模保育事業等の分類になりますが、これがさらに保育時間によって11時間と8時間の2種類に分かれます。3歳以上の児童については、2号認定として保育所、認定こども園、これも保育時間によって2種類に分かれます。1号認定は認定こども園、幼稚園にかかわるもので、教育標準時間4時間となるものであります。

保育料の算定方法につきましては、改正がございます。これまでは所得税に基づき算定しておりましたが、今後は町民税に基づき算定するものであります。2番目として、町立幼稚園・保育所の保育料について、保育料の徴収については第4条、一時預かり保育については第5条。3番

目として、保育料の納付期限については第7条で規定されております。

4ページには、規則で制定される保育料の上段には改正前の保育料、下段には改正後の保育料。なお、次の5ページ、6ページには町立幼稚園、私立幼稚園につきまして、左ページ、5ページには改正前、6ページには改正後の保育料が載せてあります。

施行日は平成27年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 主に保育料の利用者負担額の設定の質問でございます。まず、保育短時間の保育料とか標準時間保育の保育料という基準が定められておりますが、どうしてこのような基準が設けられたのか、時間の説明をまずお願いいたします。

次に、この2つの時間設定で、当町の場合、保護者が割り増し時間といいますか、8時間で間に合わない場合は、設定によって8時間になる場合も考えられますが、当町では当たらないということではありますが、11時間でも間に合わず、いわゆる延長保育といいますか、割り増し料金を取られるケースがあったのかどうか、この点をお聞きいたします。

次に、利用者負担額が所得税から市町村民税を基準に保育料の設定になったのはどういう理由からでしょうか、まず、お伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） まず、1点目の保育時間については、これは国から示されております。現実的にはほぼ、現在延長している時間帯で保護者の理解を得られているものと考えております。

それから、割り増し料金のことですが、これについては規定されておられませんのでもらっておりません。

それから、町民税に変えた理由なんです、これは全国、変わっておりまして、所得税に基づいた場合はその証拠書類として源泉徴収票の写しを添付することになっておりますが、保護者の皆さんがこれをなくしたり紛失して見つけられないという場合がございます。そうした場合、ま

た再発行という手続で窓口に再度訪れなければならないということが各市町村で発生したものであると思います。確かに戻る方がおられますので、これを町民税に基づき算定する場合、税務課のほうにその情報がございますので、内部で確認すればすぐわかることになりますので、窓口業務の簡素化につながっているものと思われる。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 税金の控除の問題で、所得税の控除の割合のほうが町村民税の控除に比べて大きいと私は理解しておりますが、これは国が町村民税に変えたのですので、暗に引き上げを、そのことを考えての改正、改悪、このように感じられますが、実際、改正前の保育料設定でも、例えば3号認定ということになりますか、3歳未満児の保育料は現在でも階層区分1から、これはこのまま読みますが、市町村民税非課税に移行したとしても9,000円、3階層区分（1）（2）に移動するだけで1万9,500円となる計画ですが、その幅が大き過ぎるのではないのでしょうか。今までもこの点で改善を訴えてきましたが、低所得者の保育料金の上げ幅が大き過ぎるため、給料が数百円引き上げられただけで、階層が変わると1万円以上の負担を保育料に求められます。現在、低賃金世帯がふえている状況から考えますと、町独自でも保育料金の改正はできるわけでありますので、いわゆる低所得者の皆さん方の階層に合わせてもう少し細かな、1,000円、2,000円の保育料の設定をしている自治体もありますので、このように改善するお考えはないのでしょうか、ご質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 確かに議員ご指摘のとおり、控除する方法が変わりますが、念のため、現在保育園に入っている方の町民税に基づき確認しましたところ、50人程度が下がると見込まれます。中には上がる方もその半分程度おられますが、その意味からいって、下がる人の割合のほうが多いということが1つあります。それから、低所得者の保育料の運営については、一般質問のほうで答えておりますので答弁は控えます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第19号、南部町特定教育・保育の施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について討論を行います。

子供の貧困、子育て困難がますます深刻になる中で、子供の発達と保護者の就労を同時に保障する福祉としての保育と保育所の果たす役割は、これまで以上に重要になっています。今、保育所には子供の保育だけでなく、家族支援、地域の子育て支援など、さまざまな課題が課せられており、それらに応える保育実践が全国で展開されております。求められる保育の課題に応えるためには、保育条件や保育環境、保育者の処遇改善など、制度的な支えが必要不可欠です。予算の確保も含めて、幼い子供たちの権利を保障する保育制度の構築が求められております。

次に、もともと保育料は各自治体の独自の負担で、国基準より低い保育料が設定されてきた経過があり、新制度でもそれは認められております。せめて市町村民税均等割のみあたりの階層までの保育料の引き下げはできないもののでしょうか。兄弟のある世帯の保育料無料化など、保育料負担軽減を求めます。

以上、理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席ください。起立多数です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第21、議案第20号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第20号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がございまして、委員長と教育長の一本化、さらには総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定などを内容とする新たな制度へ4月1日から移行いたします。この法律の改正に伴いまして、新たな位置づけが設けられました教育長に関する規定を整備するために、関係条例を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、6つの条例がございます。南部町公告式条例、南部町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、南部町特別職給料等審議会条例、南部町長及び副町長の給与に関する条例、南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例、最後、6つ目でございますが、南部町議会委員会条例のそれぞれの条例を改正するものでございます。

施行日といたしましては、平成27年の4月1日でございます。経過措置を設けてございます。現行法のもとで任命された教育長につきましては、施行日4月1日以降であっても教育委員としての任期が満了する日までは在職するものといたしまして、改正前の条例の規定は効力を有するというものでございます。

なお、新教育長の任期は3年となっております。それ以外といいますか、教育委員の任期は現行と同じで4年というふうなことになってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今、説明にありました説明資料の7ページでございます。ポイント1、教育委員会と教育長を一本化した新教育長の設置の件での質問でございます。

大阪府・市において、橋下 徹氏大阪維新の会による学校教育への政治的介入が繰り返されました。ご承知のことと思います。首長と教育長が一体の制度の下では、このような教育介入でさえ法律上は首長の正当な行為と見なされかねません。このような姿勢で教育の自主性は守られると考えておられるのでしょうか。町長並びに町長の許可をいただき教育長にも質問するものであります。ご答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今回の条例改正につきましては、主に報道等でもありましたいじめ問題等々において、どこに責任があるかと、そういう部分において明確でないと、そういう議論が目立ったわけですが、教育行政につきましては責任は今後は教育長という形になり、主に変わったのは、今までは教育委員の皆さんを議会の同意を得て教育委員の皆さんが教育長を決定していたと。今回の改正は、教育長については町長が任命し、議会の同意を得るということが違うわけでございます。ただ、今までもじゃあ教育行政、全く首長がかかわらないのかといえば決してそうじゃないわけです。当然、教育行政、それなりの施策をもって、それを教育委員の皆さんとともに一緒に考えていくということでありまして、大きく私は今までと変わることはないだろうというふうに考えております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 今、町長からもありましたように、従来と新制度と、仕組みはちょっと変わりますけれども、大きく変わることはないと思います。特に、町長がこういうふうに教育行政にかかわるということで、人事権とかそういうふうなことは、従来どおり教育委員会のほうにあります。そういうふうなことで、教育、さらに躍進されるために、教育委員会と足並みをそろえて一緒に教育行政を盛り立てていくということが私は大事だなと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今の答弁は理想的なことをお話しされているのだらうと思いますが、一番大きなのは、教育委員会の中での話し合いがなされる、そういう重みが全く変わっていくということであります。首長と教育長が一体のものになれば、その他の委員の発言もなかなか取り入れられないということを考えての改正であります。そうしますと、大阪市の例に見るように、教育長を差し置いてその長がさまざまな問題を引き起こし、大変な住民の批判を買っている、こういうことをどこでも起こせるようにというのが今回の改定ではないでしょうか。余りにもきれいに考え過ぎているのではないのでしょうか。今の危険な安倍政権の本質をもう少しご理解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 逆に、私は立花議員、考え過ぎではないかなと思います。全く従来と同じ、教育委員の皆さんは教育行政に関する議論を教育長とともに、今までも教育長というのはあったわけです。その中で、教育長は委員として教育長に選任されていく中で、教育長があって、今後も委員の皆さん4名が委員として活動するわけでございまして、それが全て意見を言えないとかということは全く私はないと思っていますし、改正になったとしても当然これは首長、教育行政、教育の政策というのは当然あるわけです。選挙においても教育行政についてのそういう考えを出して選挙公約を訴えて、そして取り組んでいくわけでありますので、まず、そういう心配は私は要らないと、こう思っています。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第20号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

教育委員会は、学校管理、教員人事、教育課程、学校給食等の学校教育に関する事務の管理執行のほか、社会教育や文化財保護なども所管する地方公共団体の執行機関として、教育の民主化を目指す戦後教育改革の中で創設されました。1950年代以降は、時の政府の教育政策を実行する中央集権的教育行政機関の末端装置として、子供、若者の実態を見ることなく、政府の教育政策を教育現場に押しつける役割を担ってきました。

近年、教育委員は選挙で選ばれておらず、民意を反映していないと述べて、教育委員会制度の廃止や抜本的改革を訴える首長が声高に繰り返されてきました。そして、教育委員会を廃止して、首長の意を受けた教育長に教育行政を行わせる制度や、形だけは教育委員会を残しつつ、首長が教育長に教育行政を行わせる制度への転換を具体化しようと計画していました。ここで一貫しているのは、教育行政を民意から切り離し、教育を政治と行政の手段に変えようという姿勢です。安倍政権の教育委員会制度改革の真の狙いは、地方教育行政を首長主導型に転換させることです。その上で、野党系の首長が誕生する可能性も考えて、文部科学大臣の権限を強化しようとしています。これらは教育委員会の機能不全を口実にしていますが、その狙いは首長及び文部科学大臣による教育への不当な支配の正当化にほかなりません。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第22、議案第21号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の8ページでございます。

議案第21号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組織と事業の効率化を図ることを目的といたしまして、現在の農村交流推進課と商工観光課を統合し、商工観光交流課として課を統合するものでございます。

施行日は平成27年4月1日、新年度からでございます。

なお、先般の全員協議会では統合した課名を「観光交流課」とご説明申し上げましたが、これを改めまして「商工観光交流課」と議案を提案させていただくものでございまして、議案の差しかえ等ご面倒をおかけしましたことをまずおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第23、議案第22号、南部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 資料9ページでございます。

議案第22号、南部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、趣旨といたしましては、行政手続法の一部を改正する法律の改正趣旨にのっとりまして、今回、主に3点につきまして改正するものでございます。

まず、1点目につきましては行政指導の方式でございます。行政指導する相手方に当該権限の根拠と法令・条例等をきちんと示さなければならないということが明確化されました。また、2番目といたしまして、行政指導の中止を求めることも定められました。行政指導を受けた方は、法令に規定する要件に該当しないと思うときは行政指導の中止を求めることができると。次に、3点目でございますが、処分等を求めることということでございまして、町民の方々が法令違反の事実を発見した場合には是正のために処分や行政処分を求めることができるというものとしたものでございます。

施行日は27年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第24、議案第23号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 資料の10ページでございます。

議案第23号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございますが、平成27年1月27日付で県のほうから勧告が出まして、給料切りかえに伴う経過措置の規定の整備、住居手当、単身赴任手当に係る支給対象職員の拡大、管理職、特別勤務手当に係る支給事由の拡大というものでございますが、平成27年4月1日から減額改定者に対しまして現給保障の経過措置を勧告されたことに伴いまして、平成31年3月31日まで激変緩和措置といたしまして現給保障を行うというものでございます。住居手当、管理職特別手当につきましては、記載されたとおりでございまして、施行日は平成27年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第25、議案第24号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 説明資料の11ページになります。

議案第24号、南部町乳幼児医療費条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正内容ですが、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費について、27年度中において現物給付を可能にするため条例を一部改正するものであります。

現物給付する対象者数についてですが、今年1月末現在の対象者になります。乳幼児医療費については518人、ひとり親家庭等医療費については563人、内訳は子供334人、親229人、重度心身障害者医療費については対象者は365人、保険者の内訳は国民健康保険が184人、社会保険が66人、後期高齢者が115人となっております。

現行との比較ですが、乳幼児につきましては現行、就学前までは償還払い、国保は1,000万のみ現物給付となっておりますが、改正後は全て現物給付になります。ひとり親家庭等につきましては、現行全て償還払いとなっておりますが、子供については現物給付、親については一月ごとに1医療機関1,000円の自己負担があるため、償還払いとなります。重度心身障害者につきましては、現行、国保は現物給付、社保と後期高齢は償還払いとなっておりますが、改正後に

つきましては国保と社保は現物給付、後期高齢は青森県後期高齢者医療広域連合が現物給付に未対応のため、償還払いとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、確認なのですが、現物給付の対象者数ですが、乳幼児医療費対象、就学前の子を持つ親ということになりますが、当町で行っております中学生までの医療費の窓口負担ゼロということではないのでしょうか。何としてでも、就学前の子を持つ親までということになりますと、評価できると思いますが、多くの皆さんは中学までの医療費の償還払いとはいえ、大変喜んでおりますが、ここまで現物給付にするお考えはなかったのかどうか。

また、県外に出ました場合の子供の医療費窓口負担なのですが、その場合はどのような取り扱いになるか。

また、高額療養費制度というものもありますけれども、その手当といいますか、適用というものはどのようになるのか、制度上の説明などをよろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） まず、1番目の質問になりますが、一般質問の質問の答弁でもお答えしておりましたが、条例改正の必要のない町単独の子供医療費については、対象者793名も窓口無料化となります。

2番目の県外の窓口負担になりますが、窓口払い、現物給付を可能にするためには、診療報酬支払基金の対応と国民健康保険連合会の対応が必要となります。ちなみに、岩手県さんの場合、診療報酬支払基金では対応していないということで、残念ながら岩手県の医療機関で治療を受けた場合は窓口負担が伴います。これについては、相手方があることなので、今後、他県の、特に岩手県の対応ができれば、当町としてもやはり現物給付にしていきたいと考えております。

3番目の高額医療費についてですが、高額医療費と今言っている乳幼児医療費の条例については直接、かみ合わないものです。高額医療費については、本年1月以降に若干変わっておりますが、一般の場合と同じような取り扱いとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そうしますと、やはり県外に行った場合はなかなか、負担が求められるということになりますが、全国どこでも現物給付となるようにするためにはどのような手だてが必要なのかご質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 当然、都道府県ごとに支払基金、国保連がありますので、無料化する場合はそことの契約が全部必要になることになります。それから、現物給付に対応しているかしていないかということも同様に確認しながらやっていかなければならないことになります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第26、議案第25号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 説明資料の12ページになります。

議案第25号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

趣旨ですが、介護保険制度改正及び第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護保険料を改め、制度改正された地域支援事業を平成27年4月1日から実施することを規定する必要があることから、所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、介護保険料の段階、現行6段階、保険料については現行月額標準保険料5,400円の改正になります。下段に第6期計画の保険料の表がありますが、第5段階が標準保険料月額7,000円、年額8万4,000円として9段階に分けてあります。それから、13ページになりますが、現行の第5期計画の保険料の表と、中段、第5期、第6期の主な違いについて載せてあります。4番目の総費用ですが、第5期では70億7,500円と見込んでおりましたが、次期6期では76億9,600万、8.8%の増を見込んでおります。

それから、第1号負担割合ですが、第5期では21%必要であったものが第6期では1%増となります。標準保険料は5,400円から7,000円、29.6%の増となります。それから、段階が6段階から9段階に変わります。なお、第2段階、第3段階の介護保険料が同額となっておりますが、国では平成29年に保険料の軽減を図るということを予定されていますので、同額となっております。

それから、14ページ、附則の改正の概要ですが、制度改正において、介護予防日常生活支援総合事業の創設等新たな地域支援事業を平成27年4月1日からすることになりました。地域支援事業の内容が1から4までありますが、これについては事業の実施期限が設けられております。1番目については、これは要支援、要支援一歩手前の方を対象にする事業で、全ての市町村が平成29年度までに実施しなければならないもの。2から4までの事業については、平成30年度まで全ての市町村で実施するものとしております。

なお、施行日については平成27年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 主に説明資料12ページにかけての改定になります介護保険料についての質問です。

町長は、介護保険料引き下げはできない、ペナルティーがあると発言されておりました。独自調査では、町独自の減免は法令上は禁止されていないと厚生労働省介護保険計画課は認めております。厚労省はこれまで、禁止規定はないし、制裁措置もないと明言してきたと言っております。そういうことでありますので、自治体が独自に保険料を軽減することはできます。介護保険料は全国平均で約、これは標準ですけれども5,000円、最高で7,000円近い自治体など、高過ぎる保険料が大問題になっており、引き下げを求める声が広がっていることを指摘しておきたいと思えます。この金額は改定前の金額であります。このことに対して、町長の見解並びに関係課長のお考えをお聞きしたいと思います。1点目はこのことでございます。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 保険料の軽減について町から単独財源を流用するということですが、これについては、国の規定されている法律はありませんが、負担割合、これは医療費と同じなんですが、公費で半分見ると、税金で、保険料で半分見るとということが原則的に、国民健康保険よりも厳しく言われております。これを破った場合、国から使ったお金については一般会計に戻しなさいと、投入した金額については保険料に上乗せしなさいということで上乗せしているのが実態となっているはずですので、当町といたしましても安易に、計算された介護保険料をいじることなく、計算された保険料額で徴収するものと理解しております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。立花君。

○14番（立花寛子君） ですから、今説明したように、厚労省では禁止規定もないし制裁措置もないと言っているわけですので、これをはねのけて独自で介護保険料の持ち出しをしている自治体があるのですから、ご努力するべきではないかということを再度、訴えておきたいと思えます。

ところで、介護保険料段階の変更ということは、今までよりも大変細かく段階が変更されているのはどういうことを考えてこのような徴収になっているのか、この説明と、これは介護保険料と同じ切符といいますか、国保税と一緒に払われる世帯が多いと思いますので、今でも介護保険料、国保税、国民健康保険税が高過ぎて払い切れない世帯がふえているのに、これからのこの金額ではますます厳しい状態に追い込まれる世帯がふえる中、現在でも申請減免など国保の負担を引き下げている自治体があるのに何ら当町では引き下げは認めない。また、税金は払ってもらうのが基本だと言って、相談しても全く相談した意味がない。去年の年収を基準にして払ってもらうのだから、来年は少し軽くなるでしょうというような説明では、全く相談に行った意味がないと言われております。こういうことも考えますと、申請減免を認めてもらわなければ、国保も引き下がると言ってありますが、現在滞納されている皆さん方は大変苦勞しているわけですので、その改善を求めるものであります。介護保険料とあわせてご答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 段階についての質問になるんですが、当初、平成12年に始まったときには5段階で設定しております。そのときには市町村に任せられておりまして、6段階で始めた市町村もありました。今回、9段階を標準的な段階で国から示されたわけなんです、市町村によっては段階をふやしている場合がございます。当町といたしましては、細分化されていますので収入に応じた適切な段階なのかなと。これをふやしていきますと、下げるのではなくて上のほうにふやしていかなければならないということになります、そうすると対象者ががったり減ってきますので、国から示されている9段階を採用したものになります。

それから、もう一点、負担感が強いということで、確かに医療保険、介護保険についても大きいものがあります。国ではそれに伴って消費税増税の財源も充て込んでおりますが、利用者にとって1割負担を継続、この制度を継続していくためにはどうしても必要なことになります。ですので、何らかの事故なり病気等で前年所得に事情があって払えない方については当然、国民健康保険であれば滞納審査委員会で所得、事故等の内容、それから、これまでの納付状況を勘案して短期なり資格者証ということで発行しております。介護保険につきましても同様に、その方々に滞納している場合、滞納状況、というのは納付状況になりますが、なお、それを慎重に検討して相談を受け付けているものでありまして、簡単に相談受け付けをしているわけではないものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。立花君、先ほど課長が答弁しておりますけれども、答弁した内容を下向いて、聞いていましたか。聞いていました。

○14番（立花寛子君） 今の説明は大変理想的な説明であり、私はそうでない事例をもって質問をしているのであります。もう少し、条例などの使える制度紹介なども活用されて窓口業務をしていただきたい。引き下げ、負担軽減のためにご努力を願いたいということです。

ところで、最後、3回目になりますので。新第6期計画の段階、保険料率のところであります。第3段階は太字に書いてある「世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額が120万円超」、その下は「本人の課税年収等が80万円以下」とか書いてあるのですけれども、なかなかこの説明では1人で生活されている方の負担が多いのではないかと感じておりますが、このくくりはどういうことでしょうか。最後に説明になります。ご丁寧に説明お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 介護保険料の設定につきましては、個人の所得と世帯の所得に関連した部分に分かれております。これは介護保険ですのでその世帯の介護する方がいるいないということを加味したものとなっているのかなと考えますが、単独世帯の場合、結果的には低くなる場合のほうが多いものとなります。議員ご指摘があった単独世帯の方はきついんじゃないのかということですが、単独世帯で見ると段階が下がる場合が多うございますので。これでよろしいでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 国の方針ですとか、町もそうなんでしょうけれども、在宅でというのが建前じゃないですか。在宅じゃあないですか。三戸町さんも南部町さんも比較的こういうさまざまな老人福祉施設というのは比較的充実しているほうだという認識を持っているんですが、例えば在宅、全てが在宅でこういう介護が済まされた場合には、どれぐらい保険料というのは下がるものなのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 在宅ということですが、当町では在宅を希望した場合、在宅でも生活が安心してできるような形でメニューがそろえるようにしてきております。これは過去に4町の会議があったとき、同様に三戸町さんとか田子町さんとかと足並みをそろえて、介護保険のサービス及び老人に対する福祉サービスについてはメニューを立てて、希望された場合は在宅で可能にするということでやってきておりました。合併後、若干様相は変わっております。施設のほうも充実しまして、結果的には平均的な単価で見ますと在宅と施設の開き、およそ2分の1から3分の1が在宅の費用になるものと思われます。（「2分の1から3分の1」の声あり）はい。（「3分の2が施設の」の声あり）全体的な話を申しますと、3分の1の方が施設もしくはグループホーム等のサービスを利用している方で、3分の2の費用を使っているですね。3分の1が在宅。3分の2の方が在宅で使っているんですけども、費用的には3分の1ということがあります。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 全部在宅だったら幾らになりますかと唐突に聞いてもわからないのはわかりますが、先ほど在宅を希望される方という物の言い方をしたんですが、果たしてそういう考え方で現状に合っているのかなといったら、ちょっと違うんじゃないでしょうかと思うんですよ。例えば、在宅で介護をしなくちゃならないという、おじいさんでもおばあさんでもいいと思います、旦那さんでも奥様でもいいのかもしれませんが、確実に生活が変わります。生活が変わるということは、介護しなきゃならない人が仕事をやめなければならないというような状況というのがよくあると思います。そういったときに、やはり施設で受け入れてくれるということになると、非常にこれは当事者にとっては助かることなんですよ。そのことを否定するという気もないんですよ、本当は。それが自然な流れだと思うので。ですけども、建前が在宅でやりましょうというのであれば、施設を利用しているという人がそれ相応の、余計に負担してもよいのではないのでしょうかと思うわけですよ。保険料という形であれするのかどうかは、そういうことを言っているではありません。一律に保険料が上がりますというような、そういう保険料の設定の仕方というのはちょっと違うような気がするんですよ。できてしまった施設、そうい

うキャパシティがあれば、もうそれはそれが当たり前という感覚になるんだと思うんですよ。ですけれども、例えば、その施設を利用することによって仕事をやめなくてもいい、収入はそのままということになると、やっぱりそういった負担の重心をそちらのほうに多く振り分ける必要があるのではないかなと。公平感の問題ですよ。在宅で90過ぎたおばあさんを70過ぎた息子さんが介護しているという人も知っているんですよ。介護していたと、正確には。大変なものですよ。やはり生活の中心が介護になりますから。余り自由がきく生活でもないし、たまに一晚ゆっくり眠りたいとなんて泣き言も言ったりします。そういう犠牲を払って在宅でやっているということは、やはり当事者との世帯の生活を余り変えることなく、そういう恩恵にあずかっているというところに注目して、そういうものの考え方をしないと不公平感というのは残るんじゃないのかなと思うんです。どうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） まず、最初の在宅ということですが、制度当初から見ますと、今現在、町で単独世帯が45%ぐらいおりますが、単独世帯が当たり前になってきていると。そうでなければ夫婦世帯ということで。先ほど在宅を望んだ場合というのは単独世帯が望んだ場合です。家族がいる場合は、当然家族の了解を得て在宅になるわけですが、これにつきましては、施設サービス、決して安いものではありませんで、安い特別養護老人ホームでさえ8万、9万、有料老人ホームで要介護5でフルに使うと十三、四万の費用負担ということをしておりますので、なかなかこの負担については、高額年金をもらっている方はよろしいかと思いますが、低収入の場合、銀行から借り入れしたりして現実的に支払っているような状況も見ておりますので、一概に、在宅で施設でということでは保険料を変えることは不可能に近いかと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） よろしいですか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） やめると、例えば夫婦共稼ぎで、この場合、男性のほうはやめて介護しても余り役に立ちませんから、当然奥さんのほうはやめるということになります。どうしても在宅でということになると。それまでの収入が幾らあったのか別ですけれども、例えば施設に預けるほうが高くつくというのであれば、それもいいのかもしれませんが。そういう決めつ

けた物の見方で、本当の実態というのは見えてくるんでしょうか。何かちょっと違うような気がするんですよね。在宅でやっている人たちって、もう少し枠を広げて、余りこれ以上金かけたくないんだとか、いろいろ苦勞して、ヘルパーに来てもらうにしてもぎりぎりのところとか、そういった勘定をしながらやっているわけじゃないですか。やっぱりその実態というのとかいう一律的な料金の決め方というのは、ちょっと乖離したものがあるんじゃないのかなと思うところがあるので質問した次第だったのであります。答弁、なければなくてもいいです。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第25号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

介護保険料の問題は、低所得者だけの問題にとどまりません。今後の高齢化に伴って、2025年には第1号被保険者の平均介護保険料標準額を8,200円程度にまで引き上げようとしております。何もしなければ支払いが困難になるばかりではないでしょうか。介護保険の財源構成において、公費、とりわけ国の負担割合を大幅に高め、高齢者の保険料割合を相当程度圧縮することが必要です。それとともに町独自の支援を、国のペナルティーなるものをはねのけても独自の支援を要望するものであります。

反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩といたします。

(午前11時15分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第27、議案第26号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の15ページをお願いいたします。

議案第26号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

趣旨でございます。下水道法施行令の一部改正に伴いまして、工場の除害施設等から排水される水質基準を定めている条例の一部を改正するものでございます。内容でございますけれども、除害施設等からの下水道への排水として規定する物質であるカドミウム及びその化合物に係る水質基準を、現行のリットル当たり0.1ミリグラム以下をリットル当たり0.03ミリグラム以下に改正するものでございます。現在、当町では除害施設からの公共下水への接続は2カ所あります。なお、除害施設とは有害物質を除害施設で、参考で説明しております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号及び議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。この際、日程第28、議案第27号、及び日程第29、議案第28号の債権放棄についての議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第27号及び議案第28号の議案2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） それでは、説明資料の16ページをお願いいたします。

議案第27号、債権の放棄について及び議案第28号、債権の放棄について、同一内容となりますので一括で説明させていただきます。

趣旨でございますけれども、一般財源法人南部町健康増進公社に対して運営資金として貸し付けしている合計4,000万円の債権を放棄することについて、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容といたしまして、議案第27号は貸付日平成6年3月30日、貸付金額2,000万円、及び議案第28号では貸付日平成12年12月28日、貸付金額2,000万円でございます。債権放棄の相手方は一般財団法人南部町健康増進公社でございます。債権放棄の理由でございますけれども、平成27年

度以降も引き続き当該施設の指定管理を行わせるため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に抵触しないよう、上記債権を放棄するものでございます。

この202条第2項でございますけれども、純資産が2年連続で300万円未満となった場合においては解散という規定がございますので、それをクリアするということで、25年度の決算時点で公社の純資産は正味財産はマイナスの3,360万円ほどございます。これはこの4,000万の借入金が入っておりますので、これが免除されることにより約640万円程度の正味財産が生まれてくるということになります。それから、26年度単年度においても黒字が予想されて運営されておりますので、今後、より安定するものと考えられます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） この債権放棄をして黒字が出るようになると。それはいいんですけども、この先、平成27年度以降もこのままずっとやらせるという、こういうことなんでしょうか。どうなんですか。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 経営が安定してくることによって、公社の設置目的でありました、要は健康増進センターを運営させるために公社をつくっておりますので、今後も継続していける状態になるということで、継続させたいということで考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 経営が安定するかどうかのこのうのか、じゃあ補助金なしで、町からの持ち出しなしで成り立つのかといたら、また別な話になりますよね。そういう持ち出しを受けて赤字だ黒字だと言っていたって始まらない話ですよ、根本的な問題として。赤字、黒字、帳簿上はそういうふうになるのでしょうかけれども。しからば、あそこの団体が町からの持ち出しな

しにやっていけますかということになるわけなんですけれども。やっていけますか。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 今までも指定管理料として町からお金を出しておりますし、これが仮に公社でなく民間団体になったとしても、25年度に一度公募した経緯がございましてその内容を見ますと、指定管理料についてはほとんどの企業の方が減額での見積もりはございませんでした。同額でした。ということを見ると、今後どうしても必要な経費は指定管理料として出していかなざるを得ないと、そういうふうに考えております。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 指定管理としていいのでしょうけれども、ただ、今よりも町からの持ち出しを減らしてほしいというのが皆さんのあれじゃないですか。ところが、あの内部の組織の状態で、これ以上の経営の向上というのを望めるものなんではないでしょうか。企画だとかああいったその流れるとか、いっぱいしゃべり出すと切りがないんですけれども、そういったところを手を入れずにこのまま行くというのも非常に町民に対しては不誠実な、帳簿上は黒字だからとか何とかって、それが理由になるようなことの問題ではないという、全く違う極めて行政的な答弁だと思うんですけれども。その辺考えて、別に全部首切ってしまえと、私、そしたらこと言っているわけじゃないのですよ。彼らにも生活ありますので。やっぱりあそこをもっと愛着のある職場になってもらえればそれでいいと思うんですけれども、甚だ今の状態をかいま聞き及ぶに、どうも末期症状のていは否めないような感じがあります。その辺のところをどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいまのご意見、貴重なご意見だと思います。私もできる限り、社員に対しては町民に喜んで使ってもらえるような対応ということを指導していきたいと思っておりますし、公社自体でも今ちょっと考えている部分があるようで、職員自体のいろんな提案を公社でもいいものは採用していくというような考え方で進んでほしいということも指導していき

たいと思います。1つ考えられているのが、宿泊パック形式の健康づくりコースをちょっと考えたいというふうなお話もいただいておりますので、大変いい考えだと思います。その辺をぜひ進めてもらうとか、そういう形で要は利用していただけるよう、皆さんに喜んで使ってもらえるような施設運営をしていくように私のほうからも指導していきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号及び議案第28号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第27号及び議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第30、議案第29号、指定管理者の指定について（苫米地集会所他24施設）を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の17ページでございます。

議案第29号、指定管理者の指定について（苫米地集会所他24施設）でございますが、平成27年3月31日で指定が終了する総務課所管の25施設について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間ににつきまして指定管理を指定するものでございます。なお、指定管理者となる団体は表のとおりでございます。また、指定管理者となる団体等につきましては、これまでと同様の団体でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第31、議案第30号、指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他3施設）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 説明資料の19ページになります。

議案第30号、指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他3施設）、平成27年3月31日で指定期限が終了する健康福祉課所管の4施設について指定管理を指定するものであります。施設の名称、指定管理者となる団体の名称については表のとおりであります。前議案と同じく、平成27年4月1日から3年間とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第32、議案第31号、指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他3施設）を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 説明資料20ページでございます。

議案第31号、指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他3施設）でございます。趣旨、平成27年3月31日で指定期限が終了する農林課所管の4施設について、平成27年4月1日以降の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者を指定する施設は表のとおりでございます。指定管理者となる団体はこれまでと同様の団体でございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第33、議案第32号、指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） それでは、説明資料の21ページをお願いいたします。

議案第32号、指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）、趣旨でございますけれども、商工観光課所管の2施設について平成27年4月1日以降の指定管理者を指定するものです。指定管理者を指定する施設及び管理者となる団体につきましては表のとおりでございます。今までと同じ形になります。期間は3年間ということで予定しております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君）　ちょっと確認の質問です。昨年5月23日の全員協議会でこの施設の指定管理者について我々に当初説明したのは、民間の経営のノウハウを利用して指定管理者を公募したいということで、昨年公募を始めて、いろいろな事情があって急遽また同じ公社に1年間という前提で、その間にいろいろ検討しますということでやりました。さっき川守田議員のほうで質問もあったんですけども、その趣旨ですね、意向。民間のノウハウをまず使ってやりたいという1つの方針を昨年の、1年前には出しているんですよ。ですから、その辺で。それから、今の指定管理者として私、反対というわけじゃありませんけれども、この一般財団法人に係る法案も生きています。これはもう、さっき言ったように300万という1つの数字があって、それをやればいつでもだめと言われる財団なんですよ、一般法人というのは。だから、その辺について、担当課のほうではいろいろその辺を判断して、大丈夫だということでは提案されていると思いますが、今後この公社に対して、預けるほうの立場としてどういう考え方を指示しながら受けてもらうか、その辺の基本的な考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　商工観光課長。

○商工観光課長（福田　修君）　公募による指定管理の選定も検討した経緯がございまして、平成25年度において一度、公募により選定を行った経緯がございましたけれども、その時点でさまざまな問題点が確認できたところでした。指定管理契約後に指定管理料の増額要求など、それから、対応しなければ撤退という事例も確認できましたし、町のほうで予定しておりますあそこの施設の設置目的に係る事業内容が提案していただけるものと期待していたところでしたが、レジャー志向の利用で利用客をふやすというような計画が主でした。それから、指定管理料につきましては、先ほど川守田議員にもお答えしましたが、コスト的にはほとんど差がなかったということでございます。それから、利用者の会員券や利用券、前売りで買っていておりますけれども、そういうものの継続使用ができるかと。というのは利用者が、不安を持つと、そういうふうなこともございまして、26年度1年に限りまして一般財源法人南部町健康増進公社に委託したところでした。3年間にしなかった理由は、町で運営資金として貸し付けていた4,000万円、これの債権処理がネックとなっておりました。その処理ができることによりまして、法人改革法の解散要件、300万以下を2年連続で下回らないという条件を、正味財産では平成25年度の決算

時点で約640万の黒字という形になります。それで公社が存続できるというような結果になります。

25年度の応募内容の結果、コスト削減はほとんど認められなくて、事業内容はレジャー志向の計画が多くて施設の設置目的に合わない。要は、町では健康づくりのために経営してほしいということがございますので、したがって、一般財源法人南部町健康増進公社の設立目的は、健康増進センターの管理運営を行わせるために町が設立して、開所当初から22年間の管理運営をしてきたという実績もございます。ですから、現状の公社に今後も指定管理を行わせることとしたものでございます。継続して指定管理をするためには、一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律の定めによる解散要件をクリアしていく必要があることから、毎年度の利益確保に取り組むように指導していくということになると思います。ちなみに、26年度も現状で黒字経営で進んでおりますので、若干、正味財産がふえていくというような形でございます。

平成20年度からの単年度の収支状況でございますけれども、23年度だけ、震災があった翌年度だけ赤字になっております。これは、原発がとまったことによりまして、電力料金にかかわって燃料費、今までは公社が負担する分から燃料費分を差し引いて請求していただいておりますが、原発が動かないということで燃料費がゼロになった挙げ句に燃料費を足して請求されておりますので、その分が極端にふえたということでございます。その部分で一度赤字になりましたけれども、これからいろんな事業に取り組んでもらって、単年度、黒字黒字というような形で進んでいってもらうように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 中舘君。

○3番（中舘文雄君） いろいろ検討した上でということで、よくわかりました。ただ、ここの施設そのものを維持していくために、先ほど川守田議員も言っていましたけれども、今後も維持のための金というのは恐らくやればやるほどふえていくだろうと予想はつきます。ですから、その辺は、指定管理させるとともに、維持管理についてはお互いに、議会もこれだけ、放棄4,000万に同意してやれという以上は、議会も知らないというわけにはいかないと思いますので、その辺のところも十分に管理しながら、運営、それから公社のほうにも指導を徹底するようにお願いしておきます。終わります。

○議長（坂本正紀君） 山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 今、いろいろな面で管理、また公社の運営方法について述べられている方もおりますけれども、きのう、たまたま私、達者村の研修会のほうに参加させていただいて、講師で来た先生が尾鷲のほうで観光事業というか、風呂とかそういうものの観光事業を手がけている方でありました。その中で、やはりさっき中舘さんが言っていたように、民間の手腕というんですが、そういうものをぜひこの公社にも入れるべきだと私も考えております。指定管理者として公募というのは先ほど言ったようになかったわけですが、管理者を公募して、例えば理事の中に3名、民間の活力を突っ込んでいくとか、そういう方式もあると思うので、その辺をやっぱり指定管理された公社のほうは考えてもらえるように、ぜひその辺は指導をお願いしたいと考えておりました。そうすることによって、やっぱり民間の知恵も入りますので、そういうことによってそれなりの利益を上げていくのではないかと。また、報酬に関しても、日当でもいいので、給料でなくても日当でもやるという方が多分出てくるかもしれない。きのうの話を聞いておりますと、若いやつらがこういうのに挑戦してみたいとか、ただでもいいからやってみたいという意思を持ったやつらも結構参加してくるという話を聞きましたので、その辺はぜひ前向きに検討をお願いしたいなと思っておりました。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑。答弁しますか。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいま貴重なご意見をいただきましたので、公社のほうにでもそのお話をして、今後、役員改選等出てくると思いますので、その時点で検討をしてもらうようにお話をしていきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今のご質問でありますけれども、やはり今、お話がありましたように、民間というのは非常に大事だと思います。一緒に仕事をしていながら、やはりまだ自分たちが長年の、これまでの経験の中でやろうとする部分がありますので、ぜひ導入してまいりたいと考えております。

あと、もう一点であります。私は今、もう少しで1年間になりますがやってみて、職員にお

願いをしたことは、今までどおりだとまたその延長線になりますので、何とか職員のほうでということをお話ししました。それぞれの職員からも意見を聞きましたし、もう一点私のほうから感じるのを申し上げますということで、公社も20年を越えておりますけれども、ここの施設は同じお客さんから何度も来てもらう施設でありますので、そのためには原点に帰って、1つは挨拶のこと、もう一点は返事をしたら次はお客さんにすぐ対応するように、そして、それも丁寧にやってくださいと。それによって、ああ公社が変わったなという気になっていただきますとお客さんがふえる、そういう希望を持ちながらやってほしいというのは強く伝えてありますので、毎日朝礼をして声掛けを徹底してもらうようにやっていました。それも現に今、やっていたので、少しずつ効果があらわれてきているのかなと思っていました。

それから、営業の収益のほうに関しても、売り上げが少しずつ、実は3.11の時に大幅にお客さんを減らしたわけでありましてけれども、それが1年後、2年後にすぐに戻ってくるのかなという期待をしておりましたけれども、なかなか戻らない状態でありましたので、それじゃあもっと時間をかけながら原点に帰ってひとつやってみましょうということをやっていました。

もう一点は、今お話がありましたように、民間の力をかりていくということも大変大事だと思っておりますので、今後、いただいたご意見を入れて進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 非常に前向きになったところで水を差すようなことは余り言いたくないんですけども、その話ではないのです。先ほど課長答弁なさった、黒字黒字と。何をもって黒字と、その考え方がわからなくて、理想的には一銭も町からの持ち出さないのが本当の黒字だと思うんですけども。何とも、そういうあれがだめだと思うんですね、そういう答弁だとか考え方とか。例えば、一生懸命頑張りました。これだけ町からの援助をいただいて、例えば300万、400万、残りました。そうしたら、その範囲内で福利厚生だとか昇給だとかボーナスだとか、ふつう、企業の中というのは考えるものですよね。ところが、今までの経緯、4,000万の債権の放棄とかということも含めて考えますと、じゃあ400万もうかったら来年は400万減らしていいですかとらないですよ、そういうふうになりませんよね。こっちはそれでいいのかもしれないけれども、現場は多分、反発するんじゃないでしょうか、そういうあれにしたら。どうなんですかね。そういうことを考えると、一概に赤字だ黒字だということで、そういうことを論拠に、

正当な指定管理者であるとかないとか民間がどうのこうのと言うこと以前に、やっぱりそこら辺の町の姿勢というのをちゃんと固めないと、民間の知恵やら経験やらということ以前の企業としてのコンプライアンスというんですか、そうしないと、やっぱり彼らの立ち位置とか存在意味というのが、いつまでたっても宙ぶらりんな気がするんですよ。イメージ上、そう思いませんか。一番大事なところを適当にごまかしてというか、前に進めるわけないと思うんですよ。そういうところをちゃんとしておかないと。そう思うんです。どう思いますか。

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今の質問についてであります。まず1つは、法律が変わって、ずっと実は公社のほうは、過去を見てみますと黒字、赤字のすれすれのところでずっと来ておりましたので、そこに法律が変わって300万以上出さなきゃならないと。まず1つは、それをクリアできるように努力していかなければならないということです。もう一点は、今お話がありましたように、じゃあいつぱいもうかったときに社員に還元していくか。そうしていきたいということでは運用しておりますけれども、なかなかこのように厳しい状況が続いておりますので、かかる経費の部分は町のほうにお願いをして、あとは営業、いわゆる社員が努力すべきところは皆さんから頑張ってもらって、もし多く収益が上がりましたら少しは還元できるようにしていきたいなという気はあります。そういう方向でいきたいなと思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 健康増進のための施設であるというのが非常に大事な存在理由だと思うんです。だけれども、果たしてどれだけ健康増進ということになっていきますか。果たして本当にそうなんでしょうか。どれだけ貢献しているんでしょう。そういうのが、まあいいんですよ。そういったところをちゃんと数値化するような取り組みというのを、私ずっと前から言っているんですけれども、そういうことを数値化できれば、別に何ぼたれ流しても構わないんだと思うんです。バーデパークというところで、例えば医療費の削減にこれだけあれしていますから、それが彼らの受け取るべき正当な報酬、最低限の報酬なわけですよ。ただ、そういうことも、やろうと思えばできるんだと思うんですけれども、そういったところのポイントというのは全然今まで目を向けようとしたというあれが見えなかったりとか、そういったことを含めないと、そういっ

たことをちゃんとしないと、建前だけでどうのこうの言っても、結局、健康増進公社というあれが存在意味だとか立ち位置というのが、定まるわけないんですよ。別に難しい話をしているつもりはないんですけども、やっぱりそういうことを考えられてはどうでしょうかねと思うんです。

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 効果という部分につきましては、最近は実際、そういう調査とかはしていないです。ただ、私、旧福地村時代のときに介護保険を担当したときがありました。そのときに、介護保険料とか給付の関係をここの広域の管内で比較してみたときがあったんですが、そのときには構成市町村のうちでいいほうから３番目という位置にあったなという記憶をしていました。というのは、ここには介護の施設が特養、老健とありますけれども、小さな村にそういうのがあるながらも、結局は、勝手な思いかもしれませんが、いわゆる運動とか寝たきりにならない効果が少しはあるのかなという気がしてありました。

もう一点は、小学生、中学生、ここに施設があるものですから、子供たちも使用しておりますので、そういう効果は数字では調査しておりませんが、合っているのかなという気がします。

それから、バーデのもう一つの目的といいますか、設置の関係は、ここにいる地域の方々が、あの場所で交流をされる。他の市町村の方々は相当来ておりますので、そういう方々と交流をしていただいて、いわゆる気持ちからも、身体的にも気持ちの持ち方も健康でありたい、元気でありたいということにつなげていきたいということでありますので、そういうことに沿った事業をしているわけですが、また機会がありましたら、数字的なものは調査できるかどうかも含めて検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 数値化とか何とか、そういう頭の固いようなことを何だかんだごりごりと言う気はないのですけれども、ただ、こういう状況、事きわまって、それでもなおかつ存続させなくてはならないというのであれば、それぐらいのことをしなければだめなんじゃないです

かと思うわけです。確かに交流があったり、それは金銭だとか数値だとか、そういったものに変換できないあれがあるのはわかっての上です。朝風呂とか夕方とか、毎日あそこでお風呂を済ませているような人も何人か知っています。ですが、それはそれですし、経営ということがずっと手つかずのまま、なあなあで、所詮は守られているんだらうなという自意識みたいなものが組織の中に生まれるということが、どうも非常によろしくない兆候なんだろうと思うわけですよ。そういったことで、口酸っぱくして特に言うんですけれども、そういったところも含めて考えてください。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

（午後0時08分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）
.....

◎議案第33号から議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。この際、日程第34、議案第33号、三戸地区塵芥処理事務組合の解散について、日程第35、議案第34号、三戸地区塵芥処理事務組合の解散に伴う財産処分について、日程第36、議案第35号、三戸地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約につい

ての議案３件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第33号から議案第35号までの議案３件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木俊昭君） 説明資料の22ページをお願いいたします。

議案第33号、三戸地区塵芥処理事務組合の解散についてでございますが、行財政改革推進を目的に、両事務組合が統合することにより、三戸地区塵芥処理事務組合を解散するものでございます。それに伴い、塵芥処理事務組合の共同事務は三戸地区環境整備事務組合が引き継ぐことになります。解散日は平成27年８月31日でございます。

次に、同じく22ページの説明資料をお願いいたします。

議案第34号、三戸地区塵芥処理事務組合の解散に伴う財産の処分について、趣旨でございますが、平成27年８月31日をもって三戸地区塵芥処理事務組合を解散することに伴う財産処分について、三戸地区環境整備事務組合が引き継ぐものでございます。内容でございますが、記載のとおり、青森県市町村職員退職手当組合積立金とその他の財産及び権利又は義務について、三戸地区環境整備事務組合が引き継ぐものでございます。

次に、説明資料の23ページをお願いいたします。

議案第35号、三戸地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約についてでございますが、８月31日をもって解散する塵芥処理事務組合の共同事務を環境整備事務組合が引き継ぐため、９月１日からの同組合規約の一部を変更するものでございます。施行日は平成27年９月１日としております。

規約の変更点でございますが、説明資料の記載の新旧対照表のとおりでございます。太字ゴシック体のアンダーラインの部分が変更となる部分でございます。

第３条以降は、塵芥処理事務組合の共同事務を環境整備事務組合が引き継ぐため、組合の共同処理する事務を変更するものでございます。

第４条の組合の事務所の位置でございますが、三戸衛生センター内から南部町保健福祉センターぼたんの里内としております。

次のページをお開き願います。

第5条の議会の議員の定数でございますが、9名から18名に変更としております。

第6条の議会の議員の選出方法で、各町の議員でございますが、現行の三戸町3名、田子町3名、南部町3名から、三戸町6名、田子町5名、南部町7名とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号から議案第35号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第33号から議案第35号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第37、議案第36号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料25ページでございます。

議案第36号、青森県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村退職手当組合規約の変更についてでございますが、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること、及び財団法人青森県コミュニティー運動推進協議会が平成25年3月31日で解散したことによる同組合の地方公共団体数の減少及び同組合の規約を変更するというものにつきまして、議会の議決を要するものでございます。

新旧対照表は以下のとおりでございまして、施行日は平成27年4月1日からでございます。
以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第38、議案第37号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 寛君） それでは、説明資料の26ページでございます。

議案第37号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について。趣旨でございますが、青森県新産業都市建設事業団の平成27年度の設置団体各負担金額が変更となることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表がついてございまして、左側、現計画でございます。（５０）平成26年度において負担する額は合計701万円、南部町は19万4,000円でございます。変更分ですが、（５３）平成27年度において負担する額、26年度に比較し総額で2万6,000円減額となっています。698万4,000円でございます。南部町の負担額は19万4,000円で同額となっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第39、議案第38号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） それでは、議案の65ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,657万7,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正でございます。

歳出から説明いたします。82ページをお願いいたします。

まず、2款総務費1項1目一般管理費でございますが、774万6,000円の減額は、主に4節共済費の減によるものでございます。

5目財産管理費でございますが、1,167万2,000円の減額でございますが、12節町有施設の火災保険料650万円の減、15節ではふれあい交流プラザなど施設改修工事の終了による減321万4,000円となつてございます。

次のページをお願いいたします。下のほうになりますが、11目情報化推進費でございますが、2,745万を減額し、6億163万1,000円とするものでございます。13節でございますが、情報通信利用環境整備業務、これはいわゆる光ファイバーの敷設に係る業務でございます。300万円の減額。それから、その下、社会保障・税番号制度対応システム改修業務の793万1,000円の減額でございますが、これは町がシステムの改修スケジュールを見直したものでございまして、また、新年度、6月補正で改めて計上する予定となつてございます。15節でございますが、1,750万円の減額、これは光ファイバー工事費の確定による減でございます。

次のページ、16目公共施設整備基金費でございますが、2億7,957万8,000円を追加し、5億187万7,000円とするものでございます。この5億187万7,000円を積みますと、平成26年末で27億円を超える見通しでございます。

その下、22目地域住民生活等緊急支援事業費でございますが、目の新設でございまして、国のまち・ひと・しごと創生事業費でございます。1億2,410万円を新たに計上いたしました。主なものでございますが、まず、13節高齢者温泉保養館利用事業費として1,092万2,000円、15節の工事請負費225万8,000円とありますのは、チェリウスとバーデのWi-Fi工事の経費でございます。それから、18節は大型テント、イベント用のテントの購入費669万6,000円でございます。19節でございますが、総額で8,110万円計上いたしました。プレミアム商品券の発行事業補助金、一般分としまして1,100万円、その下は低所得者分、福祉分としまして500万円を計上してござい

す。学校給食費給付金については6,510万円を計上いたしました。1,322人ほどを対象としたものでございます。20節では、小中学生等医療給付費2,148万9,000円を計上してございます。これらにつきましては、一般質問でも詳しく町長のほうから説明がございましたが、全てが採択となるかはまだ不明でございまして、実施段階で多少変更もあり得るということでございますので、念のため申し添えさせていただきます。

次のページをお願いいたします。3款民生費1項1目社会福祉総務費でございますが、2,947万6,000円を減額し、1億7,635万3,000円とするものでございます。13節でございますが、社会保障・税番号制度対応システム改修業務2,700万円を減額としてございますが、これは国からのシステムの改修指示のおくれに伴う減でございまして、これも改めて平成27年度予算に計上する予定でございます。

続いて、2目住民生活費でございますが、822万9,000円を追加してございます。28節は国民健康特別会計の繰出金958万8,000円を追加いたしておりますが、国保保険基盤安定負担金確定による増でございます。

3目老人福祉総務費でございますが、2,136万7,000円の減額となつてございます。19節ですが、後期高齢者医療療養費給付費負担金については1,363万4,000円を減額としてございます。28節は後期高齢者医療特別会計の繰出金723万2,000円の減額、これも保険基盤安定負担金確定による減でございます。

4目老人福祉費でございますが、1,814万7,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。20節では説明の欄の下段でございますが、養護老人ホーム保護措置費として630万円を減額してございます。28節は介護保険特別会計の繰出金でございまして862万4,000円の減額でございます。この減は介護給付費並びに事務費分の減額でございます。

続いて、5目老人福祉施設費でございますが、1,758万7,000円を追加し、8,563万8,000円としております。28節は介護老人保健施設特別会計の繰出金でございます。1,885万円、介護サービス収入等の減に対応するものでございます。

続いて、6目障害者福祉費でございますが、1,371万1,000円を追加し、5億4,369万2,000円とするものです。20節でございますが、合計で1,559万の追加でございます。

87ページの説明の欄の一番下、障害児給付費については1,483万9,000円減額としてございますが、次のページの下から2行目、介護給付、訓練等給付費には3,113万円を増額しております。これは利用者の増に対応するものでございます。

8目臨時福祉給付金交付事業費でございますが、2,788万4,000円の減額でございます。19節臨

時福祉給付金の減、2,589万5,000円の減、これは事業完了による減額でございます。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、1,707万4,000円の減となっております。20節の説明の欄、一番下、児童手当については1,289万円減額してございます。決算見込みによる減でございます。

2目保育所費でございますが、1,386万2,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。減の主な要因は7節、臨時職員の賃金を930万1,000円減としてございます。

続いて、91ページをお願いいたします。4款2項1目塵芥処理費2目環境整備事務組合費、3目塵芥処理事務組合費、4目の排水施設費までそれぞれ記載のとおり減額しております。それぞれ事業費確定による減でございます。

6款農林水産業費1項3目農業振興費でございますが、820万9,000円の減でございます。19節でございますが、説明の欄の下のほう、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金につきましては1,007万9,000円の減額となりました。昨年的大雪によるビニールハウスの撤去・再建支援事業終了による減でございます。

次のページ、11目農村整備費でございますが、1,776万8,000円の減でございます。17節の用地買収費、22節の立ち木等補償費の減は、県営中山間地域総合整備事業の受託事業確定による減でございます。19節でございますが、合計で525万1,000円の減となっております。ここに記載の各県営事業負担金を確定見込みに合わせ調製したものでございます。

次のページをお願いいたします。93ページの下段になります。8款土木費2項2目道路橋梁新設改良費ですが、5,233万9,000円の減でございます。これも、特に読み上げませんが、13節から22節まで事業費確定による減額でございます。

95ページをお願いいたします。9款消防費1項1目常備消防費でございますが、1,019万4,000円の減額、これは19節八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金の減でございます。

2目非常備消防費でございますが、1,828万円の減となっております。15節でございますが、防火水槽設置工事費1,296万円を減額しておりますが、国道104号線の歩道拡幅により、予定していた事業を平成27年度実施としたことによる減でございます。

次のページ、10款教育費2項1目学校管理費でございますが、1,060万8,000円の減としてございます。13節では701万1,000円、18節では209万円それぞれ減額してございますが、事業費の確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。10款5項2目公民館費でございますが、1,100万円を減額し

てございます。この1,100万円は、予定しておりました剣吉公民館耐震工事が入札不調により平成27年度実施としたことによる減でございます。

4目文化財保護費でございますが、1,123万円の減となっております。史跡聖寿寺館跡公有化事業費確定見込みにより増減調製をしたものでございます。

次に、歳入のご説明をします。76ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入9款1項1目地方交付税でございますが、1億2,307万1,000円を追加し、56億283万8,000円としてございます。この増額は普通地方交付税でございます。普通地方交付税の確定による増でございます。平成26年度の普通地方交付税の総額は51億8,700万余りとなりました。前年度に対比しますと2%1億円余りの減という結果になってございます。

次のページをお願いいたします。13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金でございますが、8,570万円を追加し、2億7,106万2,000円としてございます。4節でございますが、先ほど説明いたしました地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆるまち・ひと・しごと創生事業に充てるものでございまして9,630万3,000円計上いたしました。

2目の民生費国庫補助金から次のページの5目教育費国庫補助金まで、特に説明はいたしません、事業費確定もしくは確定見込みにより調製したものでございます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金2項2目民生費県補助金から最後5目の土木費補助金まで、これも同じように、一部増額しているものもございますが、事業費確定などにより増減調製をしたものでございます。

続いて、14款県支出金3項3目農林水産業費県委託金でございますが、1,250万7,000円を減額してございます。先ほど説明いたしましたように、中山間地域総合整備事業費委託金の減額でございます。

20款町債につきましては、第3表で説明いたします。72ページにお戻りください。第3表地方債補正でございますが、左側、変更前の補正前の限度額を定めたものでございます。一番上、情報通信利用環境整備事業債、光ファイバーの敷設事業費に充てるものでございます。補正前の限度額3億3,650万でございましたが、1,770万円を減額し、補正後の限度額を3億1,880万円としてございます。

続いて、その下の過疎地域自立促進特別事業債から最後の社会教育施設整備事業債まで、それぞれ事業費確定により調製をしております。補正前の限度額の合計は7億2,130万円でございます。これを8,400万円減額し、6億3,730万円としたものでございます。

次、その前のページでございますが、第2表繰越明許費でございます。まず、2款1項事業名

地域住民生活等緊急支援事業でございますが、まち・ひと・しごと創生関連事業費でございますして1億2,410万円。続いて、8款2項橋梁補修事業でございますが、繰越金額は4,200万円、これは具体的には苫米地地域の跨線橋の改修事業でございますして、繰り越し理由は塗装の塗膜調査や青い森鉄道との工法協議に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 歳入歳出にかけたの質問になりました。歳入は77ページ、13款2項1目4節、歳出は先ほど説明にありました84ページの19節に関連しての質問です。

地域住民生活等緊急支援交付金、これは歳入の金額ですが、9,630万3,000円についてであります。このたび、低所得者向け灯油購入助成を国が支援することになりました。低所得者や高齢者、障害者にとって、灯油購入費の助成は命綱です。恒常的な国の財政支援を毎年、粘り強く繰り返してまいりました。自治体が同助成制度を導入しますと、財政支援することになりましたので、速やかな実施を要望するものでございます。いかがでしょうか。

次に、この支援交付金のメニューについてのご確認ということになりますが、支援交付金を介護用品の購入や介護保険外のサービス購入、ホームヘルプ時間延長、送迎サービスなどを購入するための商品券にも使えると参院総務委員会、2月3日に確認しております。また、住宅リフォーム助成制度は支援交付金の対象になるかと衆院総務委員会、1月30日のやりとりで、住宅リフォーム助成は消費喚起効果が高ければ対象にすることは差し支えない、制度設計に工夫は要するというので、工夫とは施工業者へ直接払いする制度なら可能と後日、担当局から例示がありました。この点を考えますと、もう少し要求することができないかと思いますが、項目の増加などは考えられないでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） まち・ひと・しごと創生事業費につきましては、先日、一般質問で町長のほうから細かく答えておりました。結局、国からは9,630万3,000円の町に対して限度額が示されておまして、これ以上はございません。県からは福祉分のプレミアム商品券に充

てる115万円が別に県から交付されて、国と県の交付金を足しますと9,745万3,000円の範囲内で、町でやりたいことはいっぱいございました。中でも、福祉灯油というお話がありましたけれども、福祉灯油につきましては1つは平成19年度に実施した経緯がございまして、そのときには、当時の議事録を私ちょっと読みました。当時は1リッター104円ということで大変高くなっていたと。ということで、高齢者の方々に灯油の購入に助成をするということで配慮が必要だったという背景がございまして、実は今は、けさもちょっと新聞のチラシなんかを見ますと、安いところでは60円台で買えるということで、当時と比べますとそういう緊迫感は余りないのではないのかなというふうに思います。結局、一般分のプレミアム商品券のほうに1万セット、手厚く配分をしました。より、一般の方がプレミアムの恩恵をこうむることができるように配慮したということでございますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

介護用品などに使えるかということでございますが、ホームヘルプサービスについては私ちょっとわかりませんが、いわゆる介護用品については、一般のこの商品券を買えば当然使えるものというふうに理解してございます。

それから、住宅リフォームの助成金、補助金にこの交付金を使うということも、当然これは選択としてはあると思います。それでも、この国からの交付金は9,630万円の範囲内で町として一番住民に求められているのはこれではないのかということで提案をさせていただいたものでございますので、住宅支援のリフォームの支援については新年度、明日、予算特別委員会でまた私説明させていただきますけれども、一般財源で対応してございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（坂本正紀君） 立花君。

○14番（立花寛子君） 84ページの12目のところのプレミアム商品券について、一般分と福祉分、このように規定されているのは、何か商品に対しての説明が必要だと思いますが、この点をもう少し詳しく、どういう区割りがあるのか説明していただきたいと思います。

先ほどの福祉灯油の件では、いつも単価の問題になるのですが、福祉灯油の性格上、金額はさほど必要が、余り重きを置くことでなく、その趣旨を尊重していただきたいと思います。

プレミアム商品券は、ある程度の余裕がある方はたくさん買えるのでしょうか、いわゆる低所得層という方はなかなか利用範囲が限られていると思います。もう少し使いやすいような項目と商品を選ぶことはできなかったのでしょうか、この点をご質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） もっと細かく説明ということでございましたけれども、一般質問では結構細かく説明をしたつもりでございまして、プレミアム商品券の一般分の内容でございますが、1万円で1,000円の商品券、12枚つづりになっています。なので、2,000円のプレミアムがつく、これが一般分でございます。1万セット発行しますので1億2,000万円分の経済効果が出てくるということでございます。

それから、福祉分につきましては、住民税非課税世帯、今のところ2,500世帯ほど予定しております。に、2,000円の商品券をこちらから送付するという内容でございます。なので、町長からも説明がありました。低所得者世帯の方が一般分の商品券を買っていただけますと、低所得者分と合わせて4,000円分のプレミアムが使えるということになります。当町では低所得者分として2,000円分のプレミアム商品券を発行するというのは、町によっては1万円の購入費から2,000円引いて、8,000円で1万2,000円分買えるという制度をつくる町村もございます。うちのほうでは逆に、お金を、一般分を買えなくても、少なくとも2,000円分はご家庭に届けるということで、消費喚起が図られるのではないのかなというふうなことを考えてそういう形にしたものでございます。

○議長（坂本正紀君） 立花君。

○14番（立花寛子君） 丁寧にご説明、ありがとうございます。プレミアム商品券の利用方法をもう少し、品物だけじゃなくてさまざまなところに使えるということを考慮して、大いに宣伝していただくようお願いし、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 83ページの情報化推進費の中の社会保障・税番号制度対応システム改修業務と、多分これ、ことしの秋あたりから動くやつだろうと思うんですけども、案外わかっているようでどういうふうに変わっていくかというのは、私ら、商売していると領収書にいろいろな番号をつけなきゃならなくなるんじゃないかなとかと想像はつくんですけども、この辺の、何

ていうんでしょう、一般的な、私ら生活していく上で、一般町民にどういう配慮というか知識が必要なのか。それから、この制度を今度動いていくときに町民にどういうふうに周知徹底していくかというのは現時点では役場では考えているんでしょうか、説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） 社会保障・税番号制度は、まず、簡単に申し上げますと、個人や法人に固有の番号を与えます。これが平成27年度の10月からの予定でございまして、これを今度、どういうふうに使うかと申しますと、複数の行政機関の間で個人情報と相互に活用する仕組みということでございます。具体的には、税、それから社会保障、災害対応など、複雑な行政手続が簡素化されるという利点がございます。いろんな例えば何かの給付を受けるための申請をするといったときに、住民票が必要であったり例えば所得証明が必要であったりというふうなことになりますけれども、そういう書類が今度、個人カードを提出することによって、行政機関の間で瞬時にコンピューターで情報をやりとりする、そういう繁雑な書類が必要なくなるというふうな利点もあります。それから、仮の話ですけれども、何か行政から何がしかの行政サービスがあったときに、資格のある方が忘れていた、あるいは気がつかなくて申請していないといったときに、実はコンピューターで検索してあなたにも権利がありますよと、逆に、プッシュ型のサービスと言っておりますが、いわゆる背中を押すプッシュです。あなたにもこういう権利がありますよ、こういう給付が受けられますよということで、そういう何かの行政サービスを受けられなかったということがないような、そういうシステムができ上がってくるというイメージでご理解いただければなというふうに思います。

それから、個人番号の交付は、平成28年の1月から始まります。行政機関間で情報をやりとりしますので、コンピューターシステムの改修が必要だということで、大きな金額が国中で動いております、全国の、国の省庁ももちろんですし、都道府県あるいは市町村の間で非常にコンピューター会社とやりとりをして、これに対応するために取り組んでいるということでございます。

住民に対しては、4月以降、新しくこういう社会保障・税番号制度が始まると。始まる目的とするもの、あるいはそれに住民としてどう対応すべきかということなどにつきましては、もちろん広報だとかホームページはもちろんですし、必要に応じて毎戸配付のチラシなどで具体的にわかりやすくPRしていかなければならないなというふうに感じてございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） ことしの秋から動くことによって、大体、商売をやっている方々が大変だと、ごまかしきかなくなるなど、そういうデメリットというか、マイナス面だけを考える部分が多いような気がするんですよ。今、課長が説明したように、やっぱりいろんな意味で効率がよくなる、そういうメリット面を周知徹底して、この制度はこういう趣旨だというあれをちゃんと町民の方が理解できるようにやってもらえれば非常にいいことだなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） ほかに。川守田君。

○15番（川守田 稔君） 先ほど課長、プレミアム商品券の経済効果1億2,000万とおっしゃった。これは何で1億2,000万なのかと思うので質問いたします。なぜですか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） 1万2,000円の券が全部使われればという仮定でございまして、使われなければその分は残るかとは思いますが。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 地域振興券であつたり、これに類した、今までいろいろあったじゃないですか、国が旗振って。これもそうなのかもしれませんけれども。その評価というのはポジティブに評価する人もいればネガティブに、いろいろあるんです。ただ、こういったものの経済効果ということになると、評価する概念というのはマクロ経済じゃないですか。マクロ経済ですよ。日本だけに限って、日本全体をあれするとか、場合によっては世界全体ということになると思うんですけども。ただ、こうやって地方の一町にあってそういう考え方ができるのかなと、私は思えないんですよ。マクロ経済観念として考えるのであれば、限りなく南部町の中でしか町民は生活が成り立たないということを前提にするしか、この経済効果というのは評価できない

はずなんですよ。どういうことかということ、プレミアム商品券のプレミアムの部分2,000円いただきますけれども、消費活動というのは南部町だけでなく八戸であったり東京であったり仙台であったり、ネットでいろいろ買うこともしますよね。そうすると、1億2,000万は全部使われればとどまるんでしょうけれども、経済効果ということで考えますと、ここで使うしかない1万2,000円、そのうちの2,000円という部分は確保されるんでしょうけれども、そのほか南部町の外に逃げていく金とか、そういったのはどれぐらいになるんでしょうかということを考えないと、ここで経済効果というのは語れないと思うんですよ。ということは、消費性向は幾つですか、その結果の乗数効果というのは幾らでどのように評価していますか、計算していますかということになると思うんですけれども。

何か変な風潮だなと思うんですけれども、プレミアムをつけてあれすることが本当に、いいことだとしか評価されないじゃないですか、今のところは。私言っているのは、何言っているんだと思われるのを承知で私言っているんですけれども。何か1億2,000万がここにとどまるから経済効果が1億2,000万だと、ちょっと違うんじゃないですかと思うわけですよ。私言っていること、ちょっとおかしいですかね。どう思いますか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） 1万円で1万2,000円の商品券が買えますので、それを全部使えば、直接的な消費効果は1億2,000万だと思いますけれども、マクロ経済の話をされておりましたけれども、まさにそれがいろいろな商品の生産にもつながりますし、生産の増加につながれば、当然工場が活性化して雇用の拡大にもつながるというふうなことで、連鎖的に大変大きな効果が出てきて、日本全体にその恩恵が広がるということなんだろうと思います。プレミアム商品券は、たまたま今、まち・ひと・しごと創生事業の国の推奨策として出てきましたので、やはり当町としても一般の方々の消費を喚起することが必要だと。毎日のように総理大臣が新聞やテレビ等でお話ししておりますけれども、やっぱり地方にも津々浦々に景気循環の波を届けたいということのようでございますので、当然、うちのほうでもそれに予算化をして、町民の方々の消費が活性化して生活が豊かになればいいなという趣旨のことでございますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田 稔君） 言いたいことはわかるんですよ。そうですね、ある時点まではそうですねと思うんです。だけれども、果たしてそうなんですかということになると、町が持ち出して、2,000円分のプレミアムをつけて、印刷もかけて、本当にそういう効果があるのでしょうか。ちょっと割り切れない思いが残ったものですから。意地悪しようと思ったわけではないのです。ですけれども、本当にそういうふうに単純にああ、1億2,000万の効果なんだと、そのように評価していいのでしょうか。私もわかりません。経済学なんていうのは一般教養の中でしか、何時間かしか勉強していないんでわからないんですけれども、そのぐらいの基本的なことぐらいの知識しかないのですけれども、ふと思ったものですからそのようにお聞きした次第です。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 5番夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 83ページです。2款1項10目の地域交通対策費、委託料の多目的バス運行業務の279万2,000円の補正の理由、説明をしていただきたいのと、去年の3月の補正でも190万6,000円補正しているんですけれども、この時期に補正をする理由を説明願いたいのと、あと、95ページの10款1項2目の委託料の中学生海外研修事業344万8,000円、これが減額になったのは、参加生徒が少なくなったのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原 覚君） まず、83ページ、2款1項10目地域交通対策費の13節279万2,000円の多目的バス運行業務委託料の増額でございますが、これは多目的バスの修理代と部品代でございます。仕組みは、運行委託料は1年間契約してばちっと決まっていますので、これは変更ありません。ただ、その期間中に壊れたりします。それは年度末に精算をすることに、そういう契約になっておりますので、最後になってどうしてもこういうのが出てくると、そういう意味でこれは修理代だにご理解ください。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 95ページの事務局費、中学生海外派遣研修事業の減額というふうなことでございますが、申し込みいただきました生徒数が27名というふうなことで少なかったものですから、関係の経費と委託料が減額したというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 夏堀君。

○5番（夏堀文孝君） 生徒数がたしか40名の予定でしたと思ったんですけれども、27名、随分と少ないなと思うけれども、減った理由はこういった理由でしょう。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 直接、保護者の方々に聞いたわけではございませんが、申し込みといますか、募集は例年どおり行っていたわけでございます。ただ、中学生2年生でございますが、極端に人数が少なかったということではございませんので、なかなか、減った理由といますか、そういう部分はちょっと具体的にはわからないという状況でございます。

○議長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） せっかくこの予算、町長の肝入りで、前にも一般質問で質問したんですけれども、せっかく肝入りでこういった機会をつくっているのに参加者が少ないというのは本当にもったいない気がするんですよ。多くの生徒さんにそういった経験をしてもらいたいなと思うんです。なので、これだけの人数が減っているという原因は、やっぱり保護者の皆さんから聞き取りはしてみないといけないと思いますし、経済的な個人負担分が少なくて参加できないというのであれば、そこの部分も、これだけ予算残すのであればその部分も改めて再考すべきじゃないかなと。同じようなことを毎年こうやってやっていって、要はそれだけ参加者が少なくなりました、返しました、これだとせっかくこの事業をやっている意味が薄れてくると思います。その辺はどうでしょう。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 個人負担、一応お1人様9万円というふうなことで実施してきてございます。ただ、昨年もそうでしたが、以前は夏休み期間中に行っていたという経緯がございます。ただ、夏休み期間中だと中体連の県大会とかいろいろな大会に重なって参加したくてもできないというふうなご要望もございましたので、一般の10月下旬というふうなことに変えた経緯もございます。ただ、今度は、学校側からは休み期間中にぜひまた戻してほしいという要望もございます。そういう部分もございますが、それは議員おっしゃるように自己負担の金額の再考とか実施時期の検討とか、そういう部分を今後実施いたしまして、できるだけ多くの中学生が参加できるようにしてまいりたいというふうと考えてございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）
.....

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第40、議案第39号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 101ページをお開きください。議案第39号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億944万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億923万1,000円とするものであります。

111ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費です。補正前の額が14億7,600万円を1億円減額し、13億7,600万円とするものであります。動向としましては、被保険者数の減少もありますが、当町の医療費の伸びは県内市町村の中でも鈍化の傾向を示しております。ちなみに、平成25年度の1人当たり医療費は県内40市町村では27位となり、数年、低落傾向が続いております。

次に、112ページ、中段、3款後期高齢者支援金1項1目の後期高齢者支援金は2,220万6,000円の減額を計上しております。

次の113ページをお開きください。6款介護納付金1項1目介護納付金は1,063万8,000円減額補正してございます。減額後は1億7,065万3,000円となります。これは、介護保険2号被保険者に係るものでございます。

次に、7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、こちらのほうは2,244万8,000円を減額しております。この保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプト点数1件当たり30万円を超える高額療養費に係る部分のものです。

次に、歳入を説明します。108ページをお開きください。

保険給付費の支出が減額となったため、係る歳入も減額しております。3款国庫支出金1項1目の療養給付費等負担金、これは先ほどの歳出の保険給付費の32%に相当する額となります。内訳としましては、現年度分一般被保険者療養給付費等が4,834万5,000円、後期高齢者支援金分40万4,000円それぞれ減額し、介護納付金は47万円の増額となります。

次に、4款療養給付費交付金は、退職被保険者の医療給付費で、診療報酬支払基金から交付さ

れるもので、3,329万8,000円を増額し、1億1,917万9,000円としましたが、この額は平成25年度決算額と同程度となっております。

5款1項1目の前期高齢者交付金でございます。これは65歳から75歳未満の方々の納付すべき額で、3,470万9,000円を減額し、4億7,359万5,000円の見込みとなっております。

次の109ページをお開きください。6款県支出金2項1目の県財政調整交付金1,711万7,000円の増額補正となっております。

次に、7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金、80万円を超える高額療養費に関する部分で537万4,000円の増額をしております。2目保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件30万円以上の高額医療費に係る部分で、1,440万6,000円を減額補正し、トータルで903万2,000円の減額となり、補正後2億9,162万1,000円を見込んでおります。

次の110ページ、9款繰入金2項1目一般会計繰入金は、958万8,000円を増額し、2億7,510万1,000円を見込んでおります。主な内訳は、2節国保保険基盤安定負担金の国保税軽減分が761万8,000円、それから、保険者支援分が178万それぞれ増額となっております。4節国保財政安定化支援繰入金は、低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、財政事情に着目した補填金で232万8,000円を補正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第41、議案第40号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 116ページをお開きください。議案第40号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,015万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億1,257万9,000円とするものであります。

第2条地方債の変更がございます。125ページをお開きください。

初めに、歳出を説明します。保険給付費の動向は全体では当初は対前年比4.7%増を見込んでおりましたが、0.9%低い3.8%増となる見込みであります。

2款1項保険給付費ですが、1目の介護サービス当初比は要介護1から5に係るもので、2,293万2,000円を減額し、次のページの6目介護予防サービス等諸費は要支援に係るもので、2,010万円を減額し、全体では4,444万円を減額し、24億867万円を見込んでおります。

112ページをお開きください。歳入の主なものをご説明いたします。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は、特別徴収分が841万9,000円の増額、普通徴収分が206万7,000円の減額、滞納繰越分が70万円の増額で、トータルで705万2,000円を増額し、3億8,161万2,000円を見込んでおります。

124ページをお開きください。10款町債1款1目財政安定化債は、2,960万円を減額し、2,520万円としております。これは、地方債の変更で説明いたします。119ページをお開きください。

地方債補正でございます。財政安定化基金貸付金を当初は5,480万円として見込んでおりましたが、保険給付費の減額と第1号被保険者保険料増額と相まって、2,960万円を減額し、補正後を2,520万円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第42、議案第41号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 131ページをお開きください。議案第41号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,606万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,075万1,000円とするものであります。

今回の補正は、当初予算で保険料率が上がる予定でありましたが、変わらなかったため所要の補正を行うものであります。

歳入から説明いたします。136ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料が1,718万4,000円、2目普通徴収保険料が295万1,000円それぞれ減額し、合計で

は2,013万5,000円を減額し、1億352万2,000円を見込んでおります。

歳出を説明いたします。138ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療保険料1項1目は2,559万3,000円を減額し、合計では1億7,429万7,000円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第43、議案第42号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 139ページをお願いいたします。議案第42号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業の確定等により予算を精査し、補正するものでございます。第1条は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,320万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,179万7,000円とするものでございます。

次に、142ページをお願いいたします。第2表地方債補正であります。平成26年度建設事業の確定により、公共下水道事業の限度額を1,950万円減額し、5,550万円とするものです。

次に、145ページをお願いいたします。歳入の主なものについて説明いたします。2款1項1目下水道事業国庫補助金ですが、1,943万円を減額し、5,557万円とするもので、補助事業費の確定によるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、848万7,000円を減額し、5,272万4,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

5款1項1目雑入は、391万4,000円を増額しております。これは、確定申告により、消費税の還付金でございます。

6款1項1目下水道事業債は、第2表での地方債のとおり、1,950万円を減額し、5,550万円とするもので、補助事業費の確定によるものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

次に、147ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。1款1項1目施設管理費は、168万円を減額し、1,005万6,000円とするもので、11節需用費の120万、13節の委託料48万円それぞれ不用額を減額するものでございます。

2款1項1目公共下水道事業建設費において、4,120万円を減額し、1億2,772万4,000円とするものです。内容といたしましては、13節委託料は、補助事業費の確定により3,470万円を減額しております。15節工事請負費も、同じく補助事業費の確定により350万円減額するものでございます。

次に、3款1項2目利子ですが、償還金の確定により32万3,000円を減額し、2,208万5,000円とするものでございます。

以上で公共下水道事業の説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第44、議案第43号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 148ページをお願いいたします。議案第43号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,974万円とするものです。

次に、151ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款1項1目農業集落排水使用料について、660万円の増額とし、3,534万7,000円とするものです。

2款1項1目一般会計繰入金は、804万1,000円の減額とし、2億3,938万5,000円とするもので、事業費の確定によるものでございます。

次に、152ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。1款1項2目施設管理費は、230万円を減額し、7,913万1,000円とするもので、15節工事請負費の事業費の確定によるものでございます。

以上で農業集落排水事業の説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第45、議案第44号、平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（工藤元次君） それでは、153ページをごらんください。議案第44号、平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ639万円を減額し、予算の総額を3億8,632万7,000円とするものです。

それでは、156ページの歳入をごらんください。1款1項1目1節の施設介護サービス費1,555万円の減額、そして、2款1項1目1節入所利用料及び2節の通所利用料をそれぞれ946万円と9万5,000円を減額するものです。減額の主な要因としまして、介護する側の人員の不足が

ありまして、施設利用者の不慮の事故や見とどりなどを含め、サービス低下にもつながりかねないことなどを考慮し、施設利用者の調整を図ったものでございます。

そして、3款2項1目1節手数料ですけれども、13万5,000円も施設利用者の利用減により減額したものです。それに伴い、4款2項1目の一般会計繰入金を1,885万円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、157ページの歳出をごらんください。歳出の主な補正は、1款1項1目一般管理費の3節、4節、7節は人件費に伴う補正で、3節の職員手当の夜間勤務手当15万円を増額し、4節では共済費の社会保険料、雇用保険料合わせて50万円の減額になります。そして、7節の賃金ですけれども、臨時職員の減によりまして220万円を減額し、13節の委託料では暖房給湯器のA重油の使用料の減によりまして40万円を減額補正するものです。

そして、1款1項2目の療養費11節需用費ですけれども、利用者に係る経費ですけれども、消耗品及び医療材料費を合わせて94万円の減額するものです。13節委託料につきましては、利用者の減に伴う調整によって250万円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月10日は午前10時から本会議を再開します。

なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 2 時33分）

平成 2 7 年 3 月 1 0 日（火曜日）

第 6 1 回南部町議会定例会会議録

（第 5 号）

第61回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成27年3月10日（火）午前10時開議

- | | | |
|------|--------------------|---------------------------------|
| 第 1 | 議案第1号 | 平成27年度南部町一般会計予算 |
| 第 2 | 議案第2号 | 平成27年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第3号 | 平成27年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第4号 | 平成27年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第5号 | 平成27年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第6号 | 平成27年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第7号 | 平成27年度南部町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議案第8号 | 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第9号 | 平成27年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 10 | 議案第10号 | 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 11 | 議案第11号 | 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第12号 | 平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第13号 | 平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第14号 | 平成27年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第15号 | 平成27年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第16号 | 平成27年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第17号 | 平成27年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 18 | 議案第18号 | 平成27年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 19 | 陳情第4号 | 政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書 |
| 第 20 | 常任委員会報告 | |
| 第 21 | 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件 | |
| 追加第1 | 町長提出議案追加提案理由の説明 | |
| 追加第2 | 議案第45号 | 南部町教育委員会委員の任命について |
| 追加第3 | 議案第46号 | 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 追加第4 | 議案第47号 | 南部町大平財産区管理会委員の選任について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18名)

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企 画 財 政 課 長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住 民 生 活 課 長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商 工 観 光 課 長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	工 藤 敏 彦 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典 主 幹 留 目 日出子
主 査 留 目 成 人

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第61回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時02分）

◎議案第1号から議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第1号から日程第18、議案第18号までの平成27年度南部町各会計予算18件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件を一括議題とします。

ただ今、議題となりました平成27年度南部町各会計予算18件は、予算特別委員会において審査を終了しておりますので、ここで、委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長馬場又彦君。

（予算特別委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

○予算特別委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

去る3月5日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第1号から議案第18号までの平成27年度南部町各会計予算議案18件につきまして、3月6日と9日の本委員会において慎重に審査を行いました。審査の結果は、議案第1号から議案第18号までの議案18件、全て原案のとおり可決されました。以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2015年度南部町一般会計予算案に対する討論を行ないます。

国家予算案の動向で地方財政が組み立てられます。政府が地方創生の名で具体化した施策には、地域産業の振興、地方への人材還流、若者雇用の拡大や結婚、出産、子育てへの応援など、効果的な施策を支援する内容も含まれております。

しかしながら、住民の生活自体は消費税8%への引き上げ、年金の削減、若者の雇用不安や低賃金、長時間労働など、生活基盤は苦しい状況です。社会保障分野に消費税を充てると言っておきながら、福祉の後退を招いております。消費税自体、低所得者ほど重い負担を押し付けるものですが、福祉の充実のためならと賛成した住民を裏切る行為です。

当町の予算案に対し、評価できる項目は発展させ、国保、介護分野では今ある条例を活用させて、加入者負担を軽減させるよう努めてまいります。以上の理由を述べ反対討論といたします。

2015年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行ないます。

国保税がこんなに高くなった原因はどこにあるのでしょうか。国民健康保険は、もともと自営業者や農林水産業に従事する人を対象としている医療保険です。現在は、失業や非正規労働者、定年退職した高齢者の加入も加わり、加入者に占める無職者の割合が高まっています。

そのため、国民健康保険の主要な財源である国保税の滞納世帯は増加しています。滞納世帯の増加の背景には、加入者に無職者や低所得者が多いことに加え、低所得世帯でも高額な保険税が賦課されるため、とても払いきれないという実態があります。国保税は所得に応じて賦課される所得割や固定資産税に応じて賦課される試算割といった応能割と世帯ごとに賦課される平等割や世帯内の被保険者に応じて賦課される均等割という応益割からなっています。応益割については収入の有無や所得に関係なく賦課されるため特に世帯数の多い低所得世帯に大きな負担、所得に対する割合が高いが、かかる構造となっています。

国保税の滞納者に対しては、正規の保険証を返還させ、短期保険証や資格証明書を交付する制裁措置が行われています。資格証明書の保持者は、医療の給付を受けた場合、病院等の窓口で医療費を一たん全額自己負担する必要があるため、受診そのものが困難となります。保険料を払えず滞納している人が病院窓口で医療費を全額負担できるはずもなく、実質的に無保険の状態にお

かれています。

短期保険証の場合も有効期限が切れれば、新しい保険証を窓口に取りに来てもらい、新保険証交付と交換に、滞納保険料の納付を迫る方式をとっています。保険料納付ができないために、窓口に行けず、有効期間が切れたままの短期保険証を保持し続け、実質的に無保険状態になっている人も多く、十分な医療が受けられず、治療の手遅れにより、死亡する人も出ております。

国民健康保険は、国の手厚い援助があってはじめて成り立つ医療制度です。ところが、歴代政権は法改悪で国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、国の責任を次々と後退させてきました。これこそが、国保崩壊の元凶です。

しかしながら、国保行政は「自治事務」であり、個別の対応は市町村の裁量にゆだねられており、議会で決める事ができます。国保基金の取り崩し、一般財源の繰り入れなど、国保税引き下げの努力が必要です。県からの国保への積極的財政支援が求められます。国保税引き上げの被害を食い止める自治体の努力も必要であり、とりわけ、町議会が国保税引き下げにどのような姿勢で取り組んでいるかが問われます。

このたび、国保税を引き下げる計画が表明された事は改善の前進として喜ばしいことではありますが、更なる改善を求め、反対討論といたします。

2015年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。昨年6月に成立を強行した「医療、介護総合法」と新年度政府予算案での社会保障予算の「聖域なき見直し」によって危機に直面させられているのが介護と医療の分野です。

介護では、介護報酬2.27%削減が介護の崩壊を招くと、関係者や介護関係団体はもちろん、福祉関係を基盤とする自民党議員からさえ、厳しい批判の声があがっています。

医療、介護総合法が強行した要支援者の訪問介護、デイサービスを介護保険給付から外し、市町村の地域支援事業に移行させる方針は、とても提供事業者確保の見通しがたたないと大問題になっています。開始を第6期計画がはじまる15年度からとしていましたが、2年間の猶予期間を設けざるを得なくなりました。新たな要介護認定を受ける権利を確認し、要支援者へのサービスを低下させない取り組みが求められます。これだけのサービス切り捨てと利用者負担増をしても、65歳以上の介護保険料は今後も上がり続け、2025年には全国平均で8,200円になるというのが政府の見通しです。保険料の高騰を抑えながら、介護の提供基盤を拡大し、本当に維持可能な制度とするには、国庫負担割合を大幅に引き上げるしかありません。消費税増税を中止するとともに、大型公共事業の復活、海外で戦争する国を目指す大軍拡、税収に大穴をあける法人税減税など、無責任きわまる税制、財政政策を転換し、介護保険制度の根本矛盾の解決に足を踏み出すべきで

す。以上の理由を述べ反対討論といたします。

2015年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案に対する討論を行います。75歳以上の人々の増加と医療費増加が保険料に跳ね上がるという世界でも例のない高齢者いじめの制度です。後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきです。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより分別して採決します。議案第1号から議案第18号までの議案18件に対する委員長の報告は議案18件いずれも可決です。

議案第1号平成27年度南部町一般会計予算を採決します。採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号平成27年度南部町学校給食センター特別会計予算から、議案第3号平成27年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算、議案第4号平成27年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算の3件を一括して採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成27年度南部町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号平成27年度南部町介護保険特別会計予算を採決します。採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号平成27年度南部町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号平成27年度南部町病院事業会計予算から、議案第18号平成27年度南部町大平財産区特別会計予算までの10件を一括して採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第9号から議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第19、陳情第4号、政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書を議題とします。

産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長、川守田稔君。

（予算特別委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

○産業建設常任委員長（川守田稔君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果報告をいたします。

昨年11月28日の本会議において本委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情第4号、政府による緊急の過剰米処理を求める陳情についてであります。

3月2日、本委員会を開催し慎重に審査いたしました。審査の結果は、不採択であります。

陳情に述べられておる過剰米処理では、米価の抱える諸問題、根本的な問題の解決とはならないとの意見が大半でした。以上であります。

以上で陳情審査の結果報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。原案に賛成者の発言を許します。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 陳情第4号、政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書に対する討論を行います。

2014年産米の価格が全国的に大暴落しています。今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれません。政府は「価格に影響を与える対策はとらない」と市場任せの立場

をとっていますが、主食のコメの需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。アメリカでも「不足払い」と「価格支持融資」の2本立ての価格支持政策をとっており、暴落対策は資本主義国でも常識になっております。

過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められております。緊急に過剰米処理を行わせることは、当町の農業従事者を励まし、地域の経済を守ることにもなります。

陳情第4号に賛同していただけますようお願い申し上げます。政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書に賛成する討論といたします。

賛成討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立少数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立少数です。

陳情第4号は不採択とすることに決定されました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第20、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長（坂本正紀君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査及び審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

本日、町長から議案第45号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第46号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第47号、南部町大平財産区管理会委員の選任についての議案3件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第45号から議案第47号までの議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前10時31分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
追加日程はお手元に配布のとおりであります。

(午前10時32分)

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第45号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。任期が満了する南部町教育委員会委員として、1名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、住所、南部町大字沖田面字*****、氏名、西舘たか氏、昭和*年*月*日生まれ。就任をお願いする西舘氏は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成27年3月16日から平成31年3月15日まででございます。

次に、議案第46号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。任期満了となる南部町固定資産評価審査委員会委員として、3名を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方々は、住所、南部町大字坵渡字*****、氏名、佐々木豊氏、生年月日、昭和*年*月*日生まれ。同じく、住所、南部町大字上名久井字*****、氏名、掛端愛子氏、昭和*年*月*日生まれでございます。以上2名の方につきましては、任期満了に伴う再任であります。

次に、住所、南部町大字沖田面字*****、氏名、岩舘茂好氏、昭和*年*月*日生まれ

でございます。以上、1名の方につきましては、新任であります。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成27年3月16日から平成30年3月15日まででございます。

次に、議案第47号、南部町大平財産区管理会委員の選任についてであります。平成27年3月31日をもって任期満了となります大平財産区管理会委員の選任について、南部町財産区管理会条例に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方々は、住所、南部町大字苫米地字*****、氏名山道金太郎氏、昭和*年*月*日生まれ。同じく、南部町大字苫米地字*****、夏堀勝志氏、昭和*年*月*日生まれ。同じく、南部町大字苫米地字*****、夏堀徳八志氏、昭和*年*月*日生まれ。同じく、南部町大字片岸字*****、滝田康雄氏、昭和*年*月*日生まれ。同じく、南部町大字片岸字*****、松村一実氏、昭和*年*月*日生まれ。同じく、南部町大字麦沢字*****、島守敏孝氏、昭和*年*月*日生まれ。同じく、南部町大字苫米地字*****、島守一義氏、昭和*年*月*日生まれでございます。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何卒、慎重審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

◎議案第45号から議案第47号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。追加日程第2、議案第45号、南部町教育委員会委員の任命について、追加日程第3、議案第46号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第4、議案第47号、南部町大平財産区管理会委員の選任についての議案3件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第45号から議案第47号までの議案3件を一括議題とします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号から議案第47号までの議案3件を一括して採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第45号から議案第47号までは同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございましたのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第61回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申

し上げます。

本定例会は、3月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、平成27年度一般会計及び各特別会計の当初予算のほか、条例案、並びに補正予算案など、終始熱心に、かつ慎重にご審議を尽くされ、全議案とも原案のとおり、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき、重ねてお礼申し上げます。ご議決、ご承認を賜りました各議案の執行にあたりましては、万全を期していく所存でございます。

さて、明日、3月11日は、東日本大震災から4年目の日となります。当町が震災直後から支援を続けている岩手県山田町では、復興に向けた道筋が見えてきてはいるものの、今なお、多くの人材を必要としていることから、来年度においても、職員の派遣による人的支援を続けていくこととしております。

災害を忘れることなく、教訓として、当町の防災体制にも万全を期していかなければならないと、思いを強くしているところであります。

さて、新聞等でも大きく取り上げていただきましたが、南部町は、平成27年度から小中学生の給食費無償化を実施してまいります。

これまで行ってきた、中学生までの医療費無償化事業等と合わせることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策、そして、総合的な人口減少対策を講じていこうとするものであります。

広報や新聞等のメディアを通じて、南部町では、子育て世代に向けた、様々な事業を行っているという情報を発信していく中で、地域全体が、子どもたちや子育てのことを考え、応援していくという空気感を作り出していくことも、重要なことであると考えております。

ライフスタイルが多様化する中、様々な生き方や考え方を尊重しながら、子どもを産みたい、育てたいという方々にとって、少しでも助けになり、後押しできるような、女性や子どもに目を向けた施策も、地域の発展に繋がっていくものと考えます。

さて、新年度予算に計上した、農業や商工業の後継者を応援するための研修事業では、同じ町に住む後継者が研修を通じて連帯感を深め、地元で家業を継ぐことに喜びを感じ、同世代や後輩たちに広げていくことで、定住促進や地域の活性化に繋がることが期待されます。

また、健康で長生きすることは、全町民の願いでもありますので、医療健康センターを拠点とし

て、包括ケアシステムへの取り組みを充実させることで、まさに、達者な町民が集う町、南部町に
してまいりたいと考えております。

3月には、多くの子どもたちが慣れ親しんだ学舎を卒業し、4月には、期待と不安を胸に、希望
に満ちあふれた新しい世界に進んでいきます。

その子どもたちが、南部町にずっと住み続けたい、関わっていききたいと思える南部町であり続け、
そして、その想いが実現できる町であるよう、職員一丸となって取り組んで参る所存でありますの
で、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりになりますが、暦の上では春とはいえ、まだ寒い日が続きます。議員各位におかれまして
は、どうかくれぐれもご自愛くださいますようお願いを申し上げ、本定例会、閉会のごあいさつと
いたします。

ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 閉会にあたり一言ごあいさつを申しあげます。明日3月11日に東日本大
震災の発生から4年を迎えます。犠牲になられました多くの人のご冥福をお祈り申し上げますと
ともに、早期の復興を願うものであります。

さて、今期定例会は2日の開会以来、本日まで9日間にわたり議員各位には提案されました新
年度の当初予算をはじめ、条例など多くの重要案件について終始熱心にご審議いただき、全ての
議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審議にご協力いただ
き、感謝を申し上げます。本会議、予算特別委員会において議員各位から述べられました意見並
びに要望事項につきましては、特に考慮を払われ、これからの町政運営に十分に反映されますよ
う切望する次第であります。

皆様におかれましては、年度末でもあり何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康に
はご留意され、町政の推進に尽力賜りますことをお願い申し上げまして、第61回定例会閉会のあ
いさつといたします。誠にありがとうございました。

これもちまして、第61回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 川守田 稔

署 名 議 員 工 藤 久 夫